

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月20日
【事業年度】	第34期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	スパークス・グループ株式会社
【英訳名】	SPARX Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 グループCEO グループCIO 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	(03) 6711 - 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 グループCFO 峰松 洋志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	(03) 6711 - 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 グループCFO 峰松 洋志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	11,239	12,476	14,295	14,043	13,360
経常利益 (百万円)	4,051	4,423	6,189	6,241	6,289
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,246	2,301	3,468	4,070	4,521
包括利益 (百万円)	3,118	1,606	5,338	3,583	4,396
純資産額 (百万円)	21,020	20,338	23,276	24,324	26,047
総資産額 (百万円)	31,331	33,707	37,986	37,141	39,382
1株当たり純資産額 (円)	101.91	98.77	116.47	121.98	655.21
1株当たり当期純利益金額 (円)	16.12	11.48	17.35	20.37	113.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	16.12	11.48	-	-	-
自己資本比率 (%)	65.5	58.6	61.3	65.5	66.1
自己資本利益率 (%)	16.2	11.4	16.1	17.1	18.0
株価収益率 (倍)	14.5	14.5	17.2	13.5	12.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	678	4,535	6,118	2,661	3,105
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	709	2,581	2,900	1,180	2,001
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,509	297	1,844	2,480	2,408
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	17,152	18,474	19,935	19,199	22,028
従業員数 (名)	158	169	180	173	173

- (注) 1. 株式付与ESOP信託の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する自社の株式及び役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第32期、第33期及び第34期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	2,489	3,606	3,272	3,386	3,094
経常利益 (百万円)	3,087	3,451	3,288	3,899	4,826
当期純利益 (百万円)	1,668	2,846	2,583	3,170	5,191
資本金 (百万円)	8,585	8,587	8,587	8,587	8,587
発行済株式総数 (株)	209,571,400	209,577,400	209,577,400	209,577,400	41,915,480
純資産額 (百万円)	14,987	14,998	17,480	17,650	19,965
総資産額 (百万円)	22,638	25,193	29,440	28,172	30,362
1株当たり純資産額 (円)	74.42	75.05	87.47	88.51	502.23
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	10.00 (-)	9.00 (-)	11.00 (-)	12.00 (-)	60.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	8.28	14.20	12.92	15.86	130.19
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	8.28	14.20	-	-	-
自己資本比率 (%)	66.2	59.5	59.4	62.7	65.8
自己資本利益率 (%)	11.2	19.0	15.9	18.0	27.6
株価収益率 (倍)	28.26	11.69	23.07	17.28	11.12
配当性向 (%)	120.77	63.38	85.14	75.66	46.09
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	29 (5)	35 (5)	24 (7)	26 (7)	31 (-)
株主総利回り (%) (比較指標: 配当込みTOPIX)	84.7 (95.0)	64.2 (85.9)	113.9 (122.2)	109.7 (124.6)	119.3 (131.8)
最高株価 (円)	328	286	343	328	1,818 (363)
最低株価 (円)	160	154	157	230	1,170 (234)

- (注) 1. 株式付与ESOP信託の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する自社の株式及び役員向け交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 2019年3月期の1株当たり配当額10円には、創業30周年記念配当3円を含んでおります。
4. 最高・最低株価は、2019年3月21日以前までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2019年3月22日以降は東京証券取引所市場第一部におけるもの、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
5. 当社は、2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。ま

た、第34期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

6. 第32期、第33期及び第34期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 従業員数について、第32期より当社を兼務する子会社従業員数を除いております。

2【沿革】

- 1988年6月 虎ノ門投資顧問(株)として東京都港区に設立。
- 1988年11月 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業者登録（関東財務局第364号）。
- 1989年7月 スパークス投資顧問(株)へ商号を変更し、投資顧問業務を開始。
- 1993年10月 スイスに欧州におけるマーケティング活動を目的としたSPARX Finance S.A.を設立。
- 1994年7月 米国に投資顧問業務を目的とした米国証券取引委員会（SEC）登録投資顧問会社SPARX Investment & Research, USA, Inc.を設立。
- 1996年1月 米国に海外ファンドの管理業務を目的としたSPARX Fund Services, Inc.を設立。
- 1996年12月 英領バミューダに欧米の投資家向けオフショア・ファンドの運用・管理を目的としたSPARX Overseas Ltd.を設立。
- 1997年2月 スパークス投資顧問(株)が投資一任契約に係る業務の認可を取得（大蔵大臣第191号（認可取得時））。
- 1998年5月 国内マーケティングを目的としたスパークス証券(株)を設立。
証券第1号、2号、及び4号免許を取得（大蔵大臣第10082号（認可取得時））。
（同年12月、証券取引法第28条に基づく証券業登録）
- 2000年3月 スパークス投資顧問(株)が証券投資信託委託業の認可を取得（金融再生委員会第24号（認可取得時））。
スパークス・アセット・マネジメント投信(株)へ商号を変更し、本社を東京都品川区大崎へ移転。
- 2001年12月 スパークス・アセット・マネジメント投信(株)が日本証券業協会に店頭登録。
- 2002年10月 SPARX Investment & Research, USA, Inc.が米国内での投資顧問業務を目的として米国証券取引委員会（SEC）に再登録（同社本社をニューヨークへ移転）。
- 2004年2月 欧州における既存・新規顧客向けにサービスを行うため、英国にSPARX Asset Management International, Ltd.を設立。同年8月、投資顧問業務及びグループファンド等のアレンジメント業務の認可を取得し、業務開始。
- 2004年6月 米国内でファンドの販売を行うSPARX Securities, USA, LLCを設立。
- 2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
- 2004年12月 英国に海外子会社の管理を目的としたSPARX International, Ltd.を設立。
- 2005年2月 韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.）の株式の過半数を取得。
- 2005年4月 香港に海外籍ファンドの管理業務等を目的としたSPARX International (Hong Kong) Limitedを設立。同年8月、Advising on Securities, Asset Management業務の認可を取得し、業務開始。
- 2005年6月 業務内容の変化に伴い、SPARX Fund Services, Inc.の商号をSPARX Global Strategies, Inc.へと変更。
- 2005年7月 自己資金による投資業務の展開を目的として、スパークス・キャピタル・パートナーズ(株)を設立。
- 2005年8月 スパークス・アセット・マネジメント投信(株)を米国の投資顧問業として、米国証券取引委員会（SEC）へ登録。
- 2005年9月 第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行（発行額：50億円）。
- 2006年1月 韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.）を米国の投資顧問業として、米国証券取引委員会（SEC）へ登録。
- 2006年6月 アジア全域を対象とした投資プラットフォームの構築を実現させるため、SPARX International Ltd.を通じてPMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia Capital Management Limited）の全株式を取得。
- 2006年10月 会社分割により持株会社体制に移行し、社名をスパークス・グループ(株)に変更するとともに、子会社であるスパークス・アセット・マネジメント(株)が、資産運用業務とそれに係わる人員及び資産等を継承。
- 2007年1月 グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Global Strategies, Inc.を解散することを決議。
- 2008年2月 グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Finance S.A.を解散することを決議。
2018年10月清算結了。

2008年7月	California Public Employee's Retirement System (カリフォルニア州公務員退職年金基金)及びRelational Investors, LLCとのジョイント・ベンチャー解消に伴い、SPARX Value GP, LLCを解散することを決議。2008年12月清算終了。
2008年10月	早期退職を含む経営改革(第1次)を断行。
2008年10月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の9.7%を追加取得。
2008年11月	英国のSPARX Asset Management International, Ltd.の営業を停止。
2009年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の21.0%を韓国ロッテ・グループの関係会社に譲渡。
2009年2月	早期退職を含む経営改革(第2次)を断行。
2009年7月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の10.0%を追加取得。
2009年9月	グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Investment & Research, USA, Inc.、SPARX International, Ltd.及びSPARX Asset Management International, Ltd.を解散することを決議。2011年12月までに上記3社は清算終了。
2009年9月	米国Hennessy Advisors Inc.と米国における投資信託ビジネスの提携に関する契約を締結。
2009年12月	日本風力開発株式会社と「スマートグリッド」に関連する技術・ビジネスモデルを有する日本企業に共同で投資を行う投資事業有限責任組合設立のための契約を締結。現在は、クリーンテック投資戦略としてファンドが設立されたため、当該組合は役割を終えたとして解散。
2010年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の8.9%を韓国ロッテ・グループの関係会社に譲渡。
2010年7月	スパークス・アセット・マネジメント(株)とスパークス証券(株)が、スパークス・アセット・マネジメント(株)を存続会社として合併。
2010年8月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)発行済株式の10%を追加取得。
2010年11月	SPARX International(Hong Kong)Limitedの全株式をMCP Asset Management Co., Ltd.に譲渡。
2011年2月	スパークス・グループ(株)とスパークス・キャピタル・パートナーズ(株)が、スパークス・グループ(株)を存続会社として合併。
2011年6月	PMA Capital Management Limitedの商号をSPARX Asia Capital Management Limitedへと変更。
2011年11月	Cosmo Investment Management Co.,Ltd.が韓国投資信託委託業ライセンスを取得し、それに伴い商号をCosmo Asset Management Co., Ltd.に変更。
2012年5月	本社を東京都品川区東品川へ移転。
2012年6月	不動産関連投資ファンドビジネスへ参入。
2012年6月	東京都の官民連携インフラファンド運営事業者に選定される。
2012年8月	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング業務を行うスパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー(株)を設立。
2012年11月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)は、本社をソウル特別市中心部の永登浦区汝矣島へ移転。
2013年11月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.(現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.)が韓国国内におけるヘッジファンドのライセンスを取得。
2014年4月	ジャパンアセットトラスト(株)の全株式を取得し、商号をスパークス・アセット・トラスト&マネジメント(株)へ変更。
2014年10月	東京都の官民連携再生可能エネルギーファンド運営事業者に選定される。
2015年2月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.の商号をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.へと変更。
2015年11月	未来社会に向けたイノベーションの加速を目的とする新たな未来創生ファンドを設立。
2016年6月	本社を東京都港区港南へ移転。
2017年1月	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.が、本社をソウル特別市の鍾路区鍾路へ移転。
2017年11月	運転開始後のフェーズにおける投資にフォーカスした長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたブラウンフィールドのファンドを設立。
2018年12月	投資事業組合財産の運用及び管理を行うスパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社を設立。

2018年12月	投資アドバイザー業を行うSPARX Capital Investments, Inc.を米国に設立。2022年清算結了。
2018年12月	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.の持分の追加取得により100%子会社化。
2019年3月	東京証券取引所市場第一部に指定。
2019年4月	量子アニーリング技術研究開発ソリューションを提供する株式会社シグマアイに出資・参画。
2020年4月	投資事業組合財産の運用及び管理を行うスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社を設立。
2020年6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2020年11月	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.が、本社をソウル特別市の鍾路区セムナン路へ移転。
2021年4月	野村ホールディングス株式会社と非上場企業へ投資する上場投資法人を運用する野村スパークス・インベストメント株式会社を設立。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。

3【事業の内容】

(1) 事業の内容について

・当社グループの事業の概要について

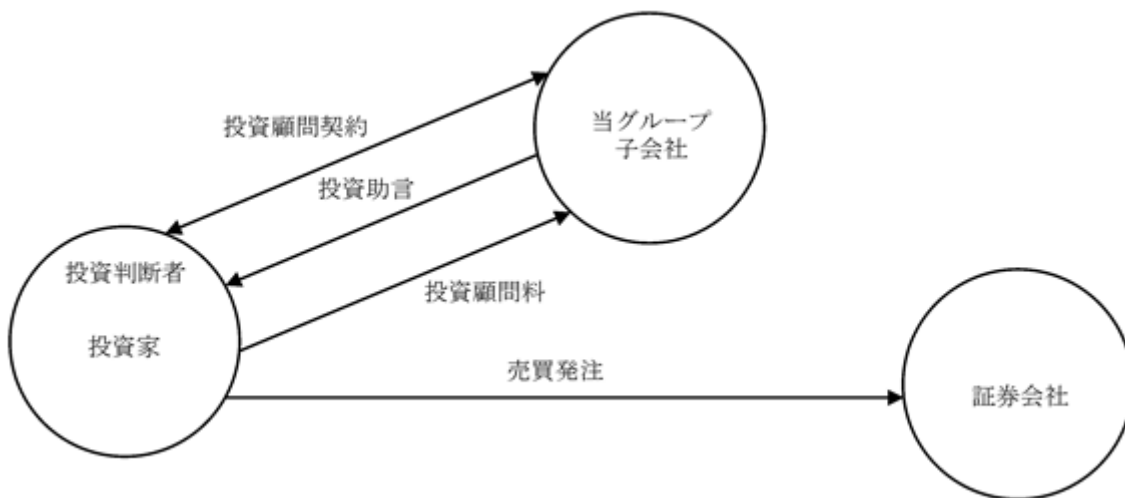
当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社による日本株式、再生可能エネルギー発電事業（発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資）、未公開株式などを投資対象とした調査・運用のほか、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社による不動産及び再生可能エネルギー発電事業（発電事業等の運転開始後の安定稼働フェーズ）などを投資対象とした調査・運用、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.による韓国株式を投資対象とした調査・運用及びケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100%子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedによるアジア株式を投資対象とした調査・運用から成っております。

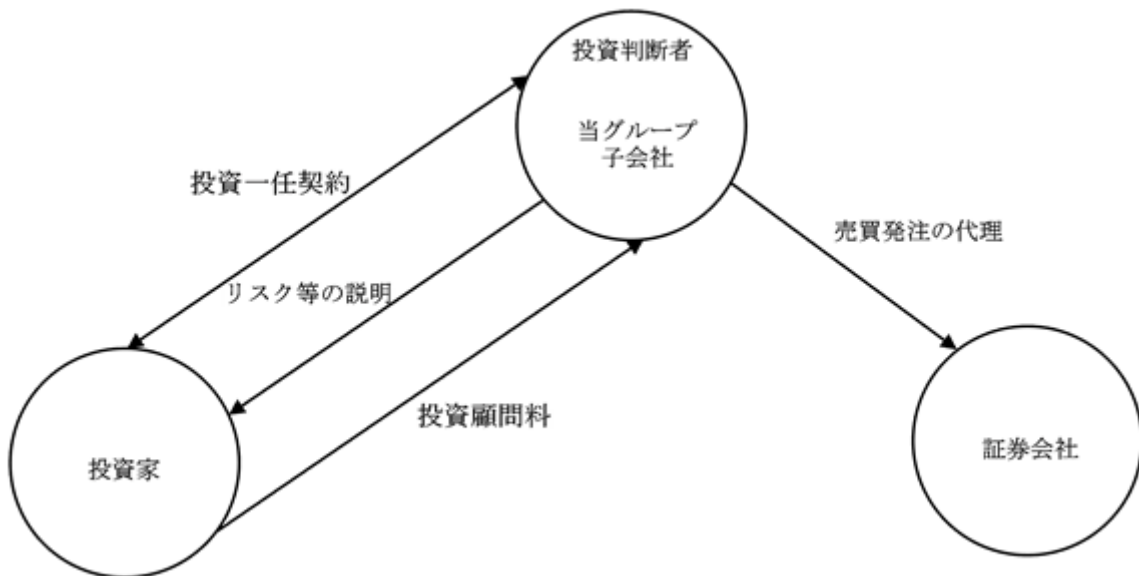
・資産運用業の仕組みについて

投資顧問業とは、株式、債券などの有価証券に対する投資判断（有価証券の種類、銘柄、数、価格、売買時期などの判断）について、報酬を得て専門的立場から、投資家に助言を行う業務です。投資顧問業はさらに、「投資助言業務」と「投資一任業務」に大別されます。このうち投資助言業務は投資家との間で「投資顧問契約」を結び、その契約内容にしたがって投資助言のみを行う業務です。この場合、実際の投資判断と有価証券の売買・発注は投資家自身で行うこととなります。一方、投資一任業務は、投資家と「投資一任契約」を締結し、顧客から投資判断の全部又は一部と売買・発注などの投資に必要な権限を委任される業務です。投資一任契約の場合、どの有価証券への投資を通じて投資家の資産を運用するかという投資判断と実際の売買発注までを投資顧問会社が行います。

投資助言業務の仕組み

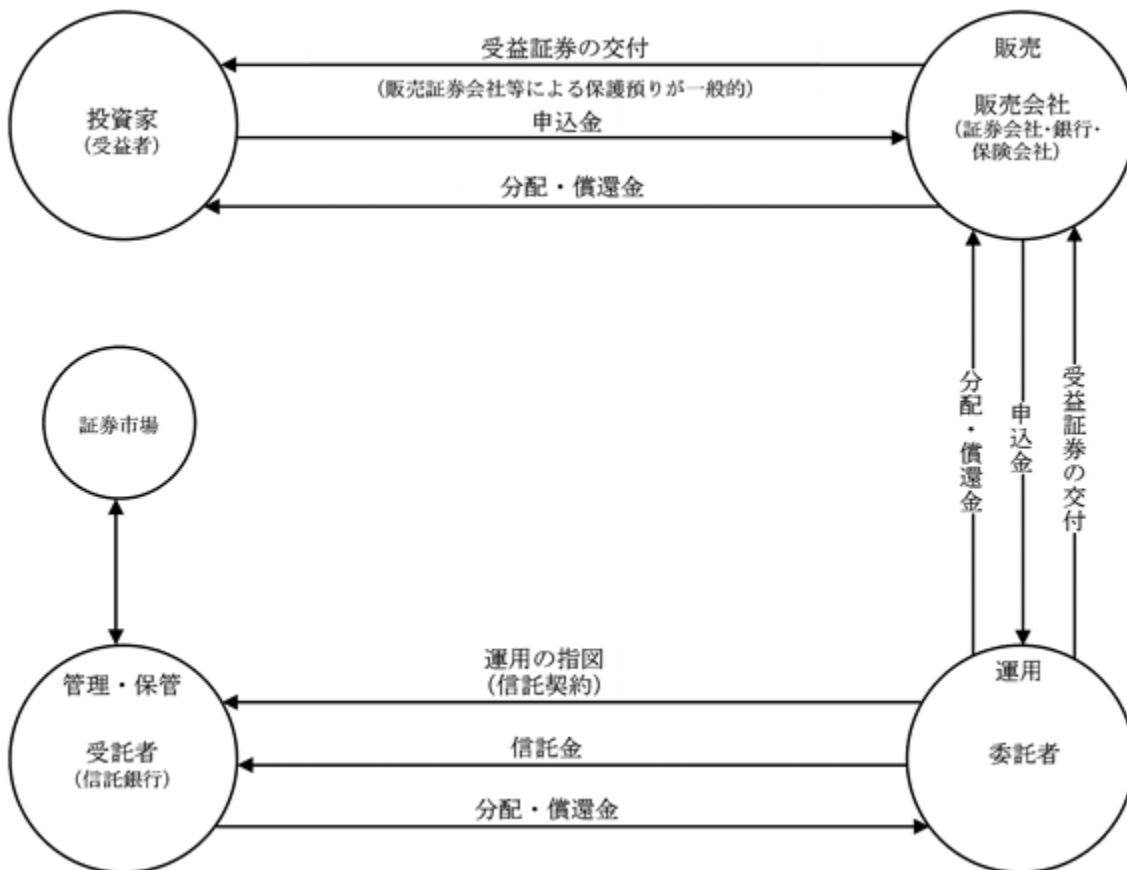


投資一任業務の仕組み



他方、投資信託委託業とは、業として委託者指図型の投資信託の委託者となることとなります。運用の専門家である投資信託委託業者（委託者）として、投資信託への投資として投資家（受益者）から集めた資金を一つにまとめ有価証券に分散投資し、その成果（運用損益）を投資家に配分することを業務としております。

投資信託（契約型）の仕組み



（注）投資信託には契約型と会社型があります。このうち、わが国の主流は契約型でありますので、上記では契約型の仕組みを記載しております。

・当社グループの提供する投資戦略の変遷について

当社は、1989年7月1日の業務開始以来、独立系の投資顧問会社として日本株を中心に企業への個別訪問によるボトムアップ・アプローチを軸に、店頭登録企業を主体とする中小型株への投資に専門性を持った投資顧問会社として創業し、独創的な資産運用を行ってまいりました。

日本経済に大規模な構造変革が起きることを想定し、その変革の担い手は大企業ではなく、店頭登録企業に代表される新興の成長企業、中でも経営者が自社のマネジメントに哲学をもつオーナー企業であるとの確信に基づき、そのような企業を対象とする運用に特化したしました。その結果、創業時より必然的に採用された運用調査手法が、会社訪問による企業調査を中心とした「ボトムアップ・アプローチ」です。当社の調査対象である企業の分析は公開情報を机上で検証するのみでは十分とは言えません。投資対象企業に直接赴き、企業経営者の「生の声」を聞くことを通じて確認できる経営哲学、企業の現場でのみ体感できる成長企業の胎動を確認することで単なる文字や数字の羅列に過ぎない公開情報の奥に潜む真の企業像を浮き彫りにすることができると考えているからです。

この「ボトムアップ・アプローチ」に基づく個別企業訪問では主に「企業収益の質」「市場成長性」「経営戦略」を丹念に調査し、事業リスクなどを勘案したうえで将来の収益及びキャッシュ・フローの予測を行い、企業の実態から見た株式価値を計測します。この企業実態から見た株式価値と日々の株価との間に存在する乖離（バリュース・ギャップ）を投資機会として捉えます。これに独自の調査や投資仮説に基づき把握したバリュース・ギャップ解消のカタリスト（きっかけ・要因）を加味して投資判断を下しています。

1990年代の日本の株式市場では、市場における「勝ち組企業」と「負け組企業」の評価が明確化するとともに、大企業においても事業の再構築の進展度合いにより、市場の評価の二極化が進展しました。この結果、業種間の評価格差や同一業種内での株価の二極化が急速に進展し始めました。このような市場の変化に的確に対応するために、1997年6月よりロング・ショート運用を開始いたしました。また同年、世界各国のヘッジ・ファンドを投資対象としたファンド・オブ・ファンズ運用も開始いたしました。

1999年からは、TOPIXをベンチマークとする年金基金の運用を開始し、国内大手証券会社のラップ口座の運用を受託いたしました。また、投資対象銘柄数を絞り込んだ集中投資型のファンドも同年運用を開始しております。加えて、2000年3月の投資信託委託業の認可取得後は国内公募投資信託、国内私募投資信託の運用を開始し、さらに2000年4月より国内の未公開企業を投資対象とした運用も開始いたしました。

2003年1月からは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）を基軸とした日本企業の価値の拡大を促す投資ファンドの運用を開始いたしました。この投資では、投資対象企業を絞り込むことで一社当たりの持ち株比率を大きくし、投資先の企業の経営者と建設的な意見交換や議論を行い、十分な理解を得た上で、株主、従業員、その他利害関係者の利益のために、企業価値向上のための諸施策を求めてまいりました。この投資を行うに当たっても、投資先企業の選定方法は、当社が永年に渡り培ってきた「ボトムアップ・アプローチ」であることには変わりありません。これは、企業価値の本質を深く調査する従来のリサーチを進める過程でコーポレート・ガバナンスの観点から効率的な経営に転換できる企業を発掘することが可能であると判断しているためであります。

その後は、世界中の投資家の皆様にアジアの投資インテリジェンスを提供する最強のブランドを構築すべく、「Center for Asia Investment Intelligence」の旗印を掲げ、アジア経済の発展を享受すべくアジア地域での業務拡大を積極的に行ってまいりました。具体的には、2005年2月に韓国の資産運用会社 旧Cosmo Investment Management Co.,Ltd.（現、SPARX Korea社）の株式の過半数を取得し、韓国株式の調査・運用拠点をグループ内に持つことといたしました。さらに2006年6月に、日本を除くアジア地域で最大規模のオルタナティブ運用資産を保有する旧PMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia社）の全株式を取得し、SPARXグループが培ってきた運用手法・ノウハウをグループ全体で共有しつつ、経営資源を配分しております。

2012年からは、世界的な低金利と資金余剰を背景に、安定的なインカム・ゲインが期待できる投資に、国内外からの強い関心が寄せられていることから、2012年9月にSPARX Asia Capital Management Limitedにおいて、海外の機関投資家を対象に日本の居住用不動産を投資対象としたファンドを設定いたしました。更に2014年4月に全株式を取得したSATM社における不動産投資のノウハウを活かし、住宅、オフィスビル、倉庫、商業施設のみならず、ヘルスケア関連施設等への投資も開始いたしました。

また、2012年6月に東京都の官民連携インフラファンドの運用事業者指名され、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする投資事業組合を組成し、その具体的な運用を開始いたしました。現在では複数のファンドからの投資実績が着実に積み上がっております。また、これまで提供してきた発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドを設立し、運用を開始しております。

2015年11月に新たな取り組みとして、次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため、トヨタ自動車様及び三井住友銀行様と未来創生ファンドを設立し、国内外のベンチャー企業への投資を着実に実行しております。また、2020年に宇宙企業に投資を行う宇宙フロンティアファン

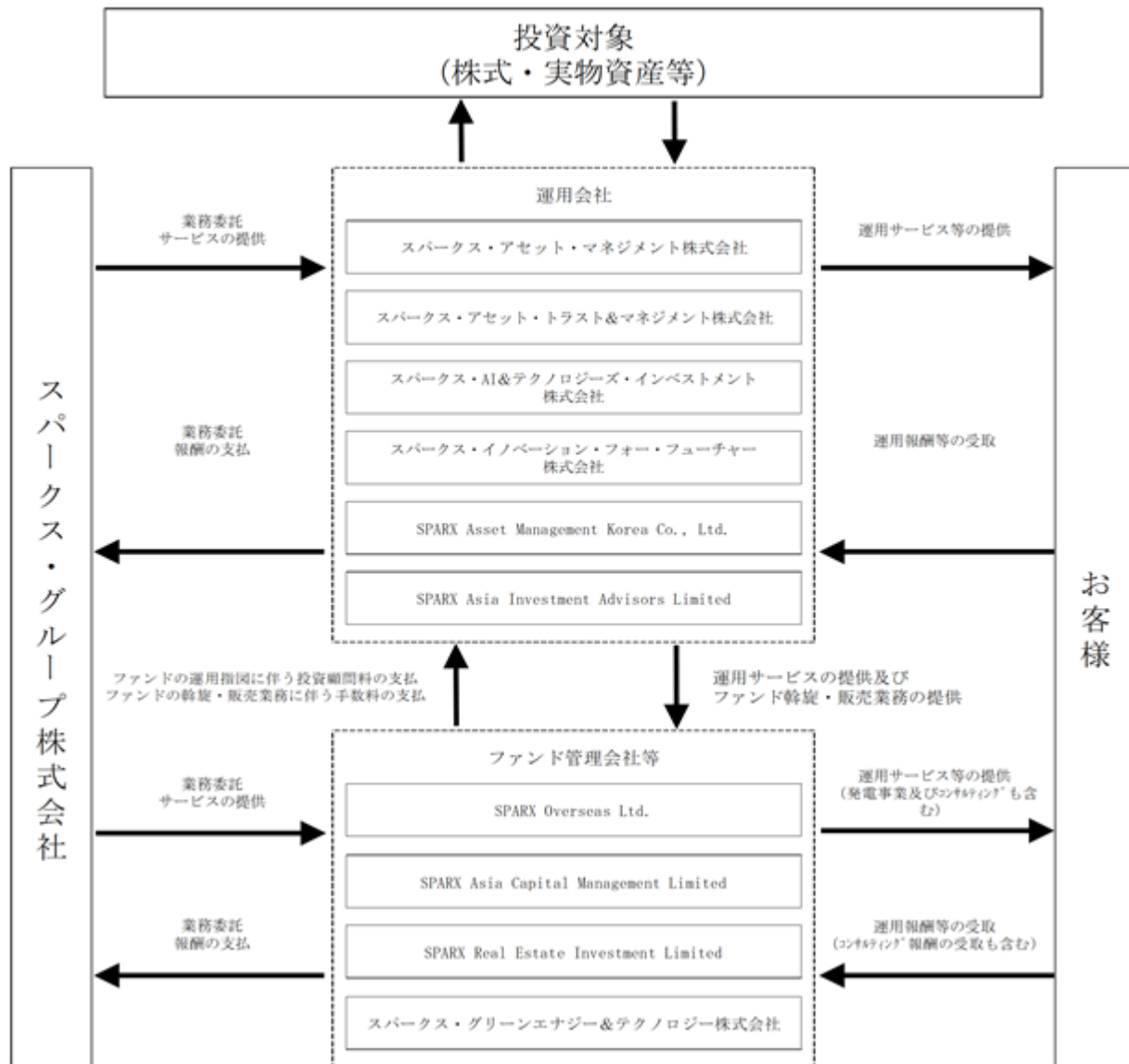
ド、日本における高い技術・技能を維持しモノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資する日本モノづくり未来ファンドを設立しております。

上記の投資戦略に加えて、AIの利用が前提となった新しい時代の成長領域は、エネルギー、医療・介護、そして量子コンピュータなどの領域と考えており、次のスパークスのビジネスの柱にしようと考えております。量子コンピュータ分野への投資は、東北大学及び量子アニーリングコンピュータの世界的権威である大関真之教授からのご理解を得て、この分野に特化した株式会社シグマアイに2019年4月に設立と同時に投資し、参画しております。医療介護については、医療法人社団五葉会の社員持分を2020年4月に取得し、2021年には介護分野への投資も開始いたしました。

今後も市場ニーズに応えた多様な商品を提供するとともに、バランスの取れた事業構造を確立してまいります。

(事業系統図)

当社グループの主要な取引の概略を以下に図示いたします。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
SPARX Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	1,562千米ドル (141百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼務あり。
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市	42億韓国ウォン (509百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼務あり。
スパークス・アセット・マネジメント株式会社 (注)3、4	東京都港区	2,500百万円	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
SPARX Asia Capital Management Limited (注)4	英国領ケイマン諸島	38,001千米ドル (4,133百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼務あり。
SPARX Asia Investment Advisors Limited (注)2	中国・香港特別行政区	3,100千香港ドル (45百万円)	資産運用業	100.0 (100.0)	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業コンサルティング	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社(注)4	東京都港区	100百万円	資産運用業	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。
スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	投資事業組合財産の運用及び管理	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。資金援助あり。
スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	投資事業組合財産の運用及び管理	100.0	業務管理サービスの提供。役員の兼任あり。資金援助あり。
上記のほか、連結子会社3社があります。	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社)					
株式会社シグマアイ	東京都港区	100百万円	量子コンピューティングシステム及びそのソフトウェアの開発、設計及び販売	49.7	役員の兼任あり。
野村スパークス・インベストメント株式会社	東京都千代田区	200百万円	資産運用業	49.0	役員の兼任あり。

(注)1. 資本金の()書きは在外子会社の円換算額であります。為替レートは、連結子会社となった時の月末レートを使用しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有の割合で内書であります。

3. スパークス・アセット・マネジメント株式会社については、営業収益(連結会社間の内部営業収益を除く)の当連結営業収益に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報は以下のとおりです。

会社名	主要な損益情報				
	営業収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	11,705	5,216	3,560	8,952	11,931

4. スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社及びSPARX Asia Capital Management Limitedは、特定子会社に該当いたします。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
投信投資顧問業	173
合計	173

(注) 従業員数は就業人員であり、当社グループの全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
31	49.7歳	10年1ヶ月	13,560

(注) 1. 従業員数は、使用人兼務役員、契約社員を含み、派遣社員、子会社への出向者の他、当社を兼務する子会社従業員を除く就業人員であります。

2. 平均年間給与は、提出会社が費用負担する固定報酬の他、兼務先である事業子会社が費用負担する固定報酬・短期業績連動報酬(業績賞与)・中期業績連動型株式報酬も含めて算出しております。なお、使用人兼務役員の役員報酬は含んでおりません。

3. 平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

連結グループ会社

		当連結会計年度		
管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
23.7	50.0	53.1	54.7	-

(注) 1. 当社及び当社グループ会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」による情報開示が必要な会社には該当いたしません。

2. 対象期間は2023年3月期(2022年4月1日~2023年3月31日)です。

3. 男性労働者の育児休業取得率は、当社及び国内グループ会社を対象としております。

4. 男性労働者の育児休業取得率は、育児休業の取得割合(2023年3月期において育児休業を取得した男性労働者の数/2023年3月期に配偶者が出産した男性労働者の数)で算出しております。

5. 労働者の男女の賃金の差異の算式に用いた人員数は、2023年3月期各月の給与支払日における労働者数の平均を用いております。なお、当社及び当社グループ会社外からの出向者は含んでおりません。

6. 賃金は通勤手当を除き、2023年3月期に支給された金額を元に算出しております。

7. 短時間勤務者については、正規雇用労働者の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を元に平均年間賃金を算出しております。

< 男性労働者の育児休業取得率についての補足説明 >

2023年3月期において配偶者が出産した男性労働者は2名、そのうち育児休業を取得した男性労働者は1名です。対象となる労働者が少ないため、事業年度毎の取得率の変動が大きくなる傾向があります。

< 男女の賃金の差異についての補足説明 >

連結グループ会社における男女の賃金の差異(全労働者53.1%、社員54.7%)の主な要因は管理職に占める女性の執行役員、上位の管理職および専門職の割合が低いことによるものです。当社グループにおいては定量的な管理職比率等の目標を形式的に定めることは、現時点においては致しませんが、ライフステージに合わせた柔軟な支援や人事制度の改訂、管理職に期待する役割の更なる明確化を図り、その責任を認識させることで、主体的にリーダーとして役割を果たしたいと望む者を増やしてまいり他、管理職候補者層を構築するため、必要な経験の蓄積やキャリア意識

の醸成等に意識的に取り組むことによって、結果的に経営の意思決定に関わる女性社員を、実質的に増やしてまいります。

尚、女性が在籍している資格等級における男女の賃金差異は以下の通りであり、同一資格等級における賃金に大きな差異はありません。

職層	資格等級	男女の賃金差異
管理職	マネジメント職3	90.1%
一般社員	リーダー職1	88.6%
	リーダー職2	94.3%
	スタッフ職1	94.7%
	スタッフ職2	98.3%

資格等級に記載している名称は、社内での使用呼称となります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」になることで「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」というミッションの実現を目指す、独立系の資産運用グループであります。また、資産運用サービスを中核事業とする企業グループとしては、日本で初の公開/上場会社であります。

私どもの経営の基本方針の第一は、投資家の皆様に真に役立つ投資インテリジェンスを運用商品として提供し、ご満足いただける運用成果をお届けすることにあります。そのために、創業以来の「マクロはミクロの集積である。」との投資哲学に基づく徹底したボトムアップ・アプローチを基軸として、常に革新的な投資手法の開発に努めております。さらに、日本株のスペシャリストとしての経験と知識を株式以外の不動産や発電事業等のインフラ資産への投資スキームにも展開すると共に、韓国・香港の子会社が培った力を統合することで、アジアに関心を寄せる世界中の投資家の期待に応え得る投資インテリジェンスと優れた運用成果の提供に努めてまいります。

方針の第二は、お客様の期待に応えたビジネス拡大を通して、株主の皆様に満足いただける収益を産み出すと共に、企業としての存続と成長の礎となる適切なガバナンスとコンプライアンスの態勢を維持・強化することにあります。更なる運用成績の向上への取り組みに加え、新たな投資商品の開発と提供によって収益の拡大を目指す際に、積極的な事業展開と効率性の追求が、コンプライアンスの弛緩に決して繋がることのないように、ガバナンスの実効性を絶えず検証してまいります。

方針の第三は、お客様と株主の皆様の期待に応える事業展開を支えるための有為な人材の保持、獲得と育成であります。高度な専門性と柔軟な創造力、そして強い自己規律の精神を持った人材がチームとして取組んでこそ、私共が目指す資産運用サービスの提供が可能になると考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの収益の大半を占める投信・投資顧問料収入は、運用資産の残高と報酬料率に応じて生じる残高報酬と、運用成績の良否等によって変動する成功報酬に大別されます。後者の成功報酬は、当社グループの全ての運用資産から発生するものではありません。

従って、当社グループにとって最も重要な経営指標は、収益の源泉である運用資産の残高及び残高報酬料率であります。運用資産残高の推移は適時に把握するのみならず、その変動がお客様からの新規設定や解約によって生じたものか、市場の一般的動向によるものか、運用成績の良否によるものか等を分析し、当社グループの事業競争力の客観的な把握に努めております。また、より付加価値の高い投資戦略を開発・提供することによって、より高い残高報酬料率の実現に努めております。

次に重要な経営指標は、残高報酬の金額から経常的経費を差引いた金額として認識される基礎収益力の水準であります。基礎収益力は持続的かつ安定的な事業運営の基盤でありますから、それが赤字となる状況が生じた場合には、運用報酬の増加を目指すのは当然であります。経費削減も含めたあらゆる施策により早期に黒字を回復させる必要があります。一方、基礎収益力が十分な黒字を維持している場合には、成長に向けた投資余力があるとの判断も可能です。

さらに、成功報酬の金額及びROEも当然に重要な経営指標であります。当社の営業成績は、基礎収益力と成功報酬によって大半が決定し、その結果に基づき賞与等の支払も決定されますから、成功報酬の多寡が年度毎の営業利益の水準に大きく影響し、結果ROEにも大きく影響します。全運用資産の中で成功報酬が発生し得る資産の割合、成功報酬の発生状況等、業績への影響度合いを把握するだけでなく、より付加価値の高い投資戦略を開発・提供することによって、成功報酬が発生しうる運用資産残高の増加に努めることでROEの向上に努めております。

(3) 経営戦略等

当社グループは、着実に利益成長を実現する強い体質の構築を目指しております。その達成のため、以下4つの投資戦略が柱であると考えております。

1 本目の柱は、日本株式投資戦略です。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、当連結会計年度を通じて日本株式市場が不安定となりその影響を受け前連結会計年度末に比べ日本株式の運用資産残高は減少しました。不安定な環境のなか、パフォーマンスの良好なファンドを解約する動きもあり、年度の後半に資金純流出の状況となりましたが、日本株式中小型投資戦略は資金流入を伴い運用資産残高を増加させており、良好なパフォーマンスを維持しております。私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、「日本株ならスパークス」とのSPARXブランドを幅広く認知いただくよう努めております。

2 本目の柱は、OneAsia投資戦略（アジア株式を対象とする運用戦略）です。

アジア株式を投資対象とするOneAsia運用戦略は、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行うなど、投資アイデアを共有することを続けており、韓国子会社パフォーマンスも上がり運用資産

残高の増加につながってきております。韓国子会社ではパフォーマンスが向上し、韓国国内機関投資家からの資金流入という結果につながり始めております。アジア企業の調査を通じ、今まで日本株式運用で培った運用手法を伝承することで「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを構築してまいります。

3本目の柱は、実物資産投資戦略です。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を実行しており、当該投資戦略の運用資産残高は2,645億円の規模となっております。太陽光のみならず、風力・バイオマス発電所も安定稼働させており、これら発電所への投資による長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドも運用しております。ここ数年、これまで大企業が主に自社のバランスシートで行ってきた再生可能エネルギー発電所への投資を見直し、再生可能エネルギー発電所を売却し流動化する動きが続いております。当社グループの運用するファンドではこの機をとらえて外部から発電設備を取得しており、投資家として適正な価格・リターンを評価しながら積極的に投資してまいります。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

4本目の柱は、プライベートエクイティ投資戦略です。

プライベートエクイティ投資戦略は、次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドが、1号ファンドに続き2号ファンドも順調に投資が進み、当連結会計年度に3号ファンドの募集が終了し、投資を進めております。当該戦略の運用資産残高は1,933億円まで成長しており、規模・質ともに日本で最大級のベンチャー投資の運用機関なることができたと考えております。IPO等のイグジット案件も出ており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。これらのファンドについても質の高い投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを目指してまいります。

また、上記の4本柱に加えて、デジタル・AI（人工知能）のプラットフォームが前提となった新しい時代の成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融、量子コンピュータなどの新領域へ、保守的な財務運営方針のもと、自己資金やグループ内リソースを割り当ててまいりました。今後は再生可能エネルギーに対する知見を活かし、特にエネルギーの領域でグリーン水素の製造など具体的なビジネスを創造してまいります。

スパークスでは、1989年創業以来、企業を一社一社徹底的に調べ、現場に赴いて実際に目で見て判断する“現地現物”による調査活動を徹底してまいりました。新型コロナウイルス発生以降は、5G（第5世代移動通信システム）、AIなどの技術を活用して、教育、医療、自動運転など世界はあらゆる分野で非接触型に移行していくものと思われまます。この非接触型社会への移行の中で、当社グループが大切にしてきた“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を、どのようにして維持・強化していくのか、この変化に立ち向かっていきたいと考えております。また、これからも創業時より続けている投資の勉強会「パフェットクラブ」などを通じて、高い知見・見識を備え、人格的にも優れた次世代を担う経営者を育成することが、私が経営者として負うべき最も大切な仕事だと思っています。企業文化や変わらない投資哲学を若い次の世代に継承しながら、新しい成長領域への投資に取り組み続けることのできる強い組織の創造に向けて努力精進してまいります。

(4) 経営環境

直近の経営環境については、第一部 企業情報、第2 事業の状況、4 . 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要に含めて記載しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上課題

当年度のグループ運用資産残高（AUM）は前年度末比3.6%減少して、1兆5,012億円（注1）となりましたが、残高報酬率の高い投資戦略のAUMが増加したことで残高報酬は前年度比1億57百万円増加し、127億35百万円となりました。残高報酬の増加により、スパークスを支える土台は着実に強くなっております。成功報酬が減少したため営業利益は減少しておりますが、適切にコストコントロールを続けた結果、安定的に稼ぐ力である基礎収益（注2）は過去最高の水準を引き続き維持しております。また、新しい投資戦略等へのシード投資の役割を終えた投資有価証券を精査し、一部解約・償還したことが最終利益の増益に貢献しております。

来年度についても、当社グループの厚い人財力、投資力によって運用パフォーマンスの質を維持・向上させ、増収増益を目指すとともに、当社グループのパーパスである「（投資を通じて）世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」を実現するため、持続可能な企業価値向上を実現すべく、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、2026年3月期までに運用資産残高（AUM）3兆円を達成するため、成長実現のための4本柱（「日本株式」「OneAsia」「実物資産」「プライベートエクイティ」）をバランスよく強化・拡大していくことで高い収益性を維持し、短期的市場変動の影響を受けにくい安定性、成長性に優れた事業ポートフォリオの構築を目指します。

当社グループマテリアリティ「広範な責任投資の実践」に関連（注3）

4本柱についての、当面の主な課題は以下の通りです。

日本株式投資戦略については、この4月にも、代表的な外部評価機関であるR&I社から、国内株式コア部門において10年のトラックレコードで優秀賞を、また国内中小型株式部門でも優秀賞をいただくなど、長期にわたる安定して高いパフォーマンスを実現しています。優れた投資力を背景に、ロング・ショート投資戦略など収益性の高いオルタナティブ投資戦略、中でも日本株式価値創造投資戦略のAUM拡大への取組みを強化しております。東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」をきっかけに、PBR1倍割れ企業に対して注目が集まっておりますが、同様の考え方は、創業以来運用調査活動において意識してきたことであり、投資先企業に対して具体的な対話を実行し、運用実績を積み重ねる投資は、本投資戦略の投資方針そのものであって、非常に時宜を得たものであると考えております。今後ただ闇雲に規模を追うのではなく、質の高い運用を継続しつつAUMを拡大・成長させてまいります。

OneAsia投資戦略については、引き続き当社グループが注力しなければならない最も重要な戦略の一つと考えております。日本・韓国・香港の3拠点が一丸となった運用力強化が成果に結びつつありますが、当社グループの新たな成長のため、まずはより一層高品質な運用体制の構築に全力で取り組んでまいります。

実物資産投資戦略については、安定稼働した太陽光発電所の取得を積極的に行い、当年度は約134億円AUMが増加しました。太陽光から、バイオマスや地熱など引き続き高い投資リターンが見込まれる発電所へ開発の重点を移すとともに、グリーン水素（注4）、蓄電池やコーポレートPPA（注5）など、固定価格買取制度後を見据えた投資戦略の開発を、引き続き積極的に進めてまいります。

プライベートエクイティ投資戦略については、未来創生3号ファンドの募集を完了し、1号、2号ファンドや同戦略の他のファンドを含め2023年3月末AUMは1,933億円となりました。今後、本投資戦略のファンドが投資した企業が、株式市場に上場すること等に伴う売却益の一部が、当社グループの成功報酬として計上されることから、この成功報酬を最大化するためにも引き続き売却活動に注力してまいります。日本で最大級のベンチャー投資会社として、今後も当社グループらしい新しい投資機会を発掘することで本投資戦略の拡大を進めてまいるとともに、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成し、未来社会に貢献することを目指してまいります。

上記の4本柱に加えて、デジタル・AIのプラットフォームが前提となった新しい時代の成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融、量子コンピュータなどの新領域へ、保守的・堅実な財務運営方針のもと、自己資金やグループ内リソースを割り当ててまいりました。今後は、再生可能エネルギーに対する知見を活かし、特にエネルギーの領域でグリーン水素の製造など具体的なビジネスを創造してまいります。これまで築いてきた投資力をベースに新しいビジネスを作りこむことで事業ポートフォリオを拡大し、ROEの向上に貢献する当社グループらしい投資をさらに進めてまいります。またこのような成長領域への投資を通じて、新しいビジネスをゼロから生み出す企業文化と起業家精神を活性化し、これまでのファンドビジネスをさらに強化するとともに、企業文化や変わらない投資哲学を次世代に継承しながら、新しい取り組みに挑戦し続けることのできる強い組織を創造してまいります。

課題の第二として、組織のフラット化によって次世代のマネジメントを育成、登用することで、マネジメント層の世代交代を進めてまいります。

当社グループマテリアリティ「独立系の強みを生かしたガバナンス」に関連（注3）

更なる事業拡大と企業価値向上を実現するべく、組織のフラット化による業務執行のさらなる迅速化を通じて、当社グループを率いる後継者となる人材を選抜、育成し、新しい経営体制を確立してまいります。このため今般、第34回定時株主総会において、社内取締役を減員し、代表取締役は社長1名とすることで、マネジメント層の世代交代に着手致しました。中でも次世代のCEO選任は、当社グループにとって引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は十分な時間と資源をかけて、この課題に取り組んでまいります。

次世代を担うマネジメントに必要な素養・資質としては、単に高い専門性や豊富な経験を備えるだけでなく、人格・人間力にも優れていること、より具体的には当社グループの行動規範（バリュー）である「ARTSの精神（注6）」を体現できていることが極めて重要と考えております。これらの要件を充たした人材に対して、フラット化した組織で、より近くで直接CEOから学ぶ機会を作り、衆目が認める結果を残した人材を、次世代のCEOとして登用してまいります。

また、創業時から創業者が大切にしている価値観である、当社グループのパーパス、ビジョン、ミッション、バリューといった企業理念（注7）を、次世代のCEOが中心となって運営する組織にもしっかりと浸透、引き継いでいくための諸施策を合わせて講じてまいります。

課題の第三として、当社の競争力の源泉を強化し、中長期的な企業価値向上に資する人的資本を高度化するために必要な諸施策を実行してまいります。

当社グループマテリアリティ「持続可能で高い収益性とそれらを支える人財」に関連（注3）

日本企業の企業価値に占める無形資産の割合は、一般的に欧米企業に比べて格段に低いとされています。裏を返せば、無形資産の価値を高めることで、企業価値を飛躍的に高める余地が残っているとまいります。無形資産の中

で、最も典型的な資産は人的資本であり、特に当社グループのように、有形資産をほとんど有しない企業にとっては、企業価値向上のための人的資本の重要性は非常に高いと考えます。よって、当社グループらしさを更に追求しつつ、外部環境の変化にも適応することで、従来にも増して「人的資本」の活用を高度化させてまいります。

具体的には、当社グループのパーパス、ビジョン（＝思想）に共感し、集う優秀な人材が、様々な多様性を互いに尊重し、最高のプロフェッショナルとなるべく能力・技術の向上に主体的に取り組むだけでなく、思想・技を実現するための行動規範（＝所作）を大切にすることで優れた人格の形成にも取り組み、互いに切磋琢磨する成長の機会を与えられ、全員が一丸となって「もっと良い投資（＝技）」を実践・提供することで組織の成長に貢献するという働きがいを感じることでできる場を提供してまいります。

また、当社グループの競争力の源泉は、「イノベーション力」×「コミュニケーション力」、つまり「個々の高い専門性を掛け合わせて組織で戦う」ことにあると考えています。よって、アカウンダブルで再現性の高い投資力やユニークな投資アイデア創出力を強化するため、社内に望ましい行動様式を明確化・浸透させるとともに、全社一丸となって投資アイデアを具体的にパッケージ化する力を強化するため、またそれらのベースとなる働きやすい環境を整えるため、それぞれ必要と考える諸施策を講じてまいります。

（注1）当年度末（2023年3月末）運用資産残高は速報値です。

（注2）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

（注3）当社グループのマテリアリティ（重要課題）については、下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.sparx.jp/sustainability/materiality.html>

（注4）グリーン水素とは、水を電気分解し、水素と酸素に還元することで生産される水素のことです。この水素を利用し、酸素を大気中に放出することで、環境へ悪影響を与えずに水素を利用することができます。電気分解するためには電気が必要ですが、グリーン水素を作るためのプロセスは、再生可能エネルギーを利用することで二酸化炭素を排出させることなく、水素を製造することができます。

（注5）コーポレートPPA（Corporate Power Purchase Agreement）とは、企業や自治体などの法人（電力需要家）が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を、直接、長期（通常10～25年）間、購入する契約のことを指します。一般的には、固定価格買取制度（FIT）やフィード・イン・プレミアム（FIP）のような国による再エネ買取制度との対比で用いられ、公的な再生可能エネルギー支援制度を使わず、民間企業と独自に再生可能エネルギー電力の長期買取契約を結ぶスキームを意味します。

（注6）ARTSの精神

当社グループの行動規範であり、Arigato、Responsiveness、Thoroughness、Sympathyのそれぞれ頭文字をとったものです。

A：共に働く仲間、関係するすべての人に敬愛と感謝の気持ちを持って行動します。

R：変化への最大の対応として俊敏さを大切に、常にスピーディな対応を徹底します。

T：緻密で丁寧な活動が、革新的な知見を生み出すことを信じ、常に極め続けます。

S：調和と貢献の姿勢でお客様と仲間に接します。謙虚さ、誠実さが、お互いの成長につながると信じ、品格をもって行動します。また、柔軟に多様性を受け入れる広い心を持ち、自由な議論の場を創出します。

（注7）当社グループの企業理念については、下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.sparx.jp/philosophy/>

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、1989年の創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、顧客を初めとするステークホルダーに経済的豊かさ、健やかさ、幸せをもたらしたいという価値観を最も大切にしています。

金融というフィールドで価値を生み出し続けていくために当社グループが大切にしていること、それは「投資を通じて価値という果実を生み出し、顧客にお返しするということ。また、その活動に対して顧客を初めとするステークホルダーに喜んで頂かなければ良い投資も長く続くことはない」ということです。このことを念頭に、当社グループのパーパス（企業の目的）である「（投資を通じて）世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」の実現に邁進してまいります。

このパーパスに照らし、当社グループにおける「サステナビリティ」とは、『資本市場の構成員たるインベストメント・カンパニーとして、当社グループらしい投資を通じて、豊かさという経済的価値、健やかさ、幸せという社会的価値を、持続的に生み出し続けることを可能にしていくこと、合わせて、当社グループ自身も中長期的な成長を持続可能なものとしていくこと』であると考えております。この実現は、東証プライム市場に上場する日本初の独立系投資会社としての、健全な資本市場および持続可能な社会の実現に向けた、当社グループの責務であると考えております。

市場経済の発展に伴い、社会、経済、企業などに多くの仕組みが生まれ、人類が目まぐるしい発展を遂げている中で、この仕組みがさらに複雑化し、市場経済が正しく機能していない事例が散見されます。このような状況下において、当社グループのパーパス実現に向けて、ESG課題を含むサステナビリティに係る課題への対応を最優先事項の1つとして当社グループ全体で取り組んでまいり、当社グループ自身の経営において最も重要な要素であるガバナンスの強化にも努めてまいります。またその基盤として、当社グループに属する社員一人ひとりがこれらの価値観を共有し、受け継ぎ、守り続けてまいります。

ガバナンス

当社グループは、ESG課題を含むサステナビリティに係る課題への対応は、経営上、最重要課題の1つと認識しています。サステナビリティに係る課題に関しては、取締役会において議論・決議を行い、具体的な業務の執行にあたっては、その中心的な意思決定機関である経営会議において、少なくとも年に1回、かつ、必要に応じ適時に、具体的な活動方針や推進施策等の議論・決定し、取締役会に報告の上、実施内容について取締役会が監督するというガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、その過半数が社外取締役から構成されており、具体的な活動方針や推進施策等に対し、進捗状況の検証や審議等を実施することにより、PDCAサイクルによって、適切にマネジメントを推進し、継続的に改善を図っています。また、経営会議には業務執行の中心メンバーである社内取締役及び執行役員が全員参加し、少なくとも毎月一度は開催され、その内容については適時に取締役会に報告されます。なお、経営会議におけるサステナビリティ経営に関する議論を具体的に進めるため、サステナビリティ企画室を設置しています。

また、当社グループは、「（投資を通じて）世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」というパーパスを掲げ、この達成のため、顧客よりお預かりする全ての資産に関する顕在・潜在双方のリスクと機会を適切に把握、管理しております。具体的には、責任投資の監督責任、説明責任を果たすため、当社取締役会の諮問機関として、グループCIOを委員長とする責任投資委員会を設置しています。なお、責任投資委員会には、全ての社内取締役、グループ執行役員が委員として参加し、少なくとも四半期に一度は開催され、その内容について適時に取締役会に報告の上、実施内容について取締役会が監督するというガバナンス体制を構築しています。また、責任投資委員会における責任投資原則の実践に関する議論を具体的に進めるため、責任投資推進室を設置しております。

当該委員会においては、グループ各社の投資政策委員会（もしくは同等の組織）が、責任投資の実施状況の報告を行う他、責任投資ポリシーなどの変更承認、責任投資の実施に関する年次報告書の承認などを行っています。なお、当該委員会には外部アドバイザーが陪席し、独立した立場から、報告や審議内容に対する助言がなされ、責任投資に関する最新の動向が共有されています。

リスク管理

当社グループは、リスク管理の基本的事項を定めることにより、想定し得る個々のリスクを予め把握し、適切に管理することで、当社グループの保有するリスクを全体的に管理し、もって当社グループの健全性・適正性の確保に資することを目的として、グループリスク管理基本規程を制定しています。

また、当社取締役会は、当社及び当社グループのリスク管理に係る事項を検討、審議することを目的として、グループリスク管理委員会を設置しています。グループリスク管理委員会は、業務執行の中心メンバーである社内取締役及び執行役員が全員参加のもと、原則として四半期に1度開催されます。グループリスク管理委員会においては、グループリスク管理基本規程に定めるリスク管理プロセスに沿って、重要な顕在化事象に加え、想定し得る潜在的な

リスクを把握し、リスクの把握・評価、リスク対応策の設定、リスク対応状況のモニタリングなどを実施しています。

また、グループリスク管理委員会の内容は、適時に取締役会に報告されます。取締役会は、その過半数が社外取締役から構成されており、リスクの所在・種類、対応策及びその実施状況、並びにリスク管理の状況について監督することで、当社グループを取り巻く経営環境や当社グループの経営戦略に鑑みて、適切なリスク管理態勢を確立し、継続的に改善を図っています。

なお現在、気候関連リスクは、グループリスク管理基本規程において設定、管理するリスク区分としてではなく、それらリスク区分に横断的に影響を及ぼすリスクと捉えて管理しています。今後も気候変動問題のリスク管理態勢について、継続的に改善・強化を検討・実行していきます。

戦略

当社グループは、パーパス実現に向け、様々なサステナビリティに係る課題の中でも、特に環境、社会、ガバナンスについて、下記の課題を認識しております。

サステナビリティに係る課題

(環境)

当社グループは、顧客資産を中長期にわたり運用していくために、持続可能性のある生態系全体を含めた地球環境の維持は必須と認識しております。特に、気候変動問題の解決のための重要課題であると捉えています。

(社会)

当社グループは、人間の活動が世界規模で複雑に絡んでおり、この結果、社会的課題の理解と解決の難易度は高まっていると認識しています。また、当社グループの事業を運営していく上で、従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーとの良好な関係維持は重要であり、かつ課題であると認識しています。また、サプライチェーンが拡大する中で、直接的な課題である労働条件等の課題だけでなく、世界各国での児童労働、贈収賄、人権問題など社会課題がより重要になっているとの認識をしております。

さらに、当社グループ自身の中長期的な成長を持続可能なものとしていくためにも、独立系の存在基盤を確固たるものとするべく、投資哲学を共有した「人財」の育成と、その「人財」を活かす仕組みを維持改善していくことが必須であると認識しています。

(ガバナンス)

当グループは、投資先に係るガバナンスを評価する際には、経営者の人間性や資質、経営判断基準や業務執行体制が合理的であるか否かが、最も重要な要素であり、かつ課題であると認識しています。また、当社グループ自身においても、より良いガバナンス体制の構築が必須であると認識しています。

サステナビリティに係る取組

当社グループは、前述した環境・社会課題の解決に対し、投資活動を通じて寄与することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。具体的には、ESGの観点から、当該課題の解決に繋がる事業への投資活動や、既に投資を行っている投資先へのエンゲージメントを実施する他、株主として必要に応じて投資先企業のESG課題の改善の支援を行ってまいります。また、投資先企業の事業活動が環境・社会にもたらすインパクトに、より注目した投資活動も行なってまいります。

(環境)

当社グループは、企業活動や消費行動などの人類の活動が環境にもたらすマイナス面を減らし、プラス面を増やす活動に対して、投資を通じて積極的に関与してまいります。

特に重要課題であるカーボンニュートラルの実現に向けて、ファンドスキームを活用した再生可能エネルギー発電施設の建設・運営すること等を通して貢献してまいりました。今後も投資運用サービスを通じた地球環境問題への対応を行ってまいります。

(社会)

当社グループは、創業当初より、企業の定性的評価を重視して投資を実行してまいりました。それは、「企業収益の質」「経営者の質」「市場成長性」という3つの評価軸での分析です。この分析を通じて常に当社グループは、企業の存続可能性として重要である、経営ビジョン、従業員のモチベーション、サプライヤーとの長期的関係などに注目しており、これらの要因はSDGs、ESGが掲げるものと多くのものが共通しています。このように創業当初から、当社グループは責任ある投資を実践してまいりました。この当社グループの伝統である責任投資に対する社会的な要請が高まる中、価値創出に資する責任投資の高度化・拡大・浸透は、健全な資本市場および持続可能な社会の実現に向けた、老舗投資会社としての当社グループの当然の責務であると考えております。この実現のため、やはり創業以来

の一貫した基本姿勢である「ボトムアップ・アプローチ」を通じて、自分たちの目で現場を確認（現地現物）しながら、社会的課題の解決に取り組み、必要に応じて行政や地域コミュニティも交えて対話を行ってまいります。

また、顧客を初めとするステークホルダーから選ばれ、結果的に高い収益力を維持すること、またこれらを支える「人財」を育成・擁することは、独立系の存在基盤を確固たるものとした上でパーパスを実現するために必須と考えております。具体的には、パフェット・クラブ等の社内勉強会における投資哲学の共有等から醸成される投資力、ユニークな投資アイデア創出力の他、フロント・バック部門一体となった顧客本位の業務運営や、社内に望ましい行動様式を明確化・浸透させるとともに、各部署・各階層一丸となって投資アイデアを具体的にパッケージングすること等によって、継続的に他社比で高く、持続可能な収益性を実現するための仕組みが、様々な施策に落とし込まれている経営体制を目指してまいります。

さらに、上記を支える当社グループの基盤として、従業員等のダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）&インクルージョン（包括性）やウェルビーイング、当社グループが大切にしている価値観をベースにした投資力の育成、継承などの人材開発にも注力してまいります。

（ガバナンス）

当社グループは、責任投資の一環として、環境や社会の課題のみならず、投資先のガバナンス課題にも着目してまいります。具体的には、2000年代初頭から、ガバナンス投資により注目した投資の実践を行っております。

また自ら、独立系の強みを生かした、効果的・効率的な、健全で透明性の高いガバナンス体制を構築してまいります。具体的には、高度のガバナンス態勢を構築・維持することで顧客からの支持を得るとともに、資本市場に対して範を示してまいります。特に、様々な投資戦略を展開する中でも、グループ会社間、投資戦略間、ファンド間の利益相反管理など、適切なリスク管理を行ってまいります。その他、適切な決算・開示や納税、日本の金融商品取引法を始めとする各国各種の法令や諸規則を遵守する透明性の高いプロセスを構築してまいります。

当社グループは、ESGの重要性および環境・社会課題の解決に投資活動が貢献出来ることについて、当社グループのステークホルダーをはじめとする多くの関係者の理解を得ることも重要であると認識しています。今後も、こうした当社の考え方を発信するとともに、ステークホルダーとの対話を実施することにより、ESG課題を含むサステナビリティに関連する「リスク」を最小化し、「機会」を早期に発見することによって、本基本方針の目的を達成してまいります。具体的には、株主総会、IR説明会の他、当社グループのWebサイトやYouTubeチャンネル等を通じた情報発信を行っていく他、再生エネルギーに対する理解の促進に向けた「こどもエネルギーサミット」等を通じて、次世代への教育にも引き続き取り組んでまいります。

当社グループは、「良き企業市民」としての社会的責任を果たすため、以下のイニシアティブを支持し、参画しています。今後も、サステナビリティに係る課題への対応を進めるに際し、真に有用なイニシアティブ等については、具体的に参画を検討し、必要に応じて参画してまいります。

- ・PRI (Principles for Responsible Investment : 責任投資原則)
- ・TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures : 気候関連財務情報開示タスクフォース)

指標及び目標

以下の(1) 気候変動及び(2) 人的資本・多様性に関する方針及び取組において、記載しております。

サステナビリティにおいて重要と考える(1) 気候変動及び(2) 人的資本・多様性に関する方針及び取組は以下のとおりです。なお、気候変動については、当社グループのビジネス上、上場会社としての気候変動への取り組みと、お客様からお預かりした資産を運用する投資会社としての投資先への取り組みの2つの側面をもっております。

(1) 気候変動

気候変動への取り組み（上場会社として）

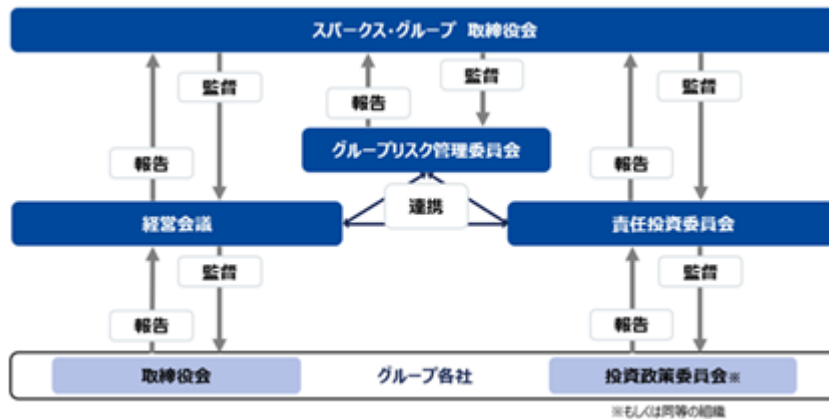
当社グループでは、私たちの投資を通じて地球環境と人間が共生できる社会の実現に積極的に関わることを目指し、2020年1月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」が公表した提言に賛同の意を表明いたしました。

ガバナンス

当社グループでは、「サステナビリティに関する基本方針」を策定し、気候変動を含むサステナビリティに係る課題への対応を経営上の最重要課題の1つと認識しています。よって、気候関連の課題に関する基本方針に関しては、取締役会において議論・決議を行い、具体的な業務の執行にあたっては、その中心的な意思決定機関である経営会議において、少なくとも年に1回、かつ、必要に応じ適時に、具体的な活動方針や推進施策等の議論・決定し、取締役会に報告することで実施内容を取締役会が監督するというガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、その過半数が社外取締役から構成されており、具体的な活動方針や推進施策等に対し、進捗状況の検証や審議等を実施することにより、PDCAサイクルによって、適切にマネジメントを推進し、継続的に改善を図っています。また経営会議には、業務執行の中心メンバーである社内取締役及び執行役員が全員参加し、少なくとも毎月1度は開催され、その内容については適時に取締役会に報告されます。また、経営会議におけるサステナビリティ経営に関する議論を具体的に進めるため、サステナビリティ企画室を設置しています。

ガバナンス体制図（図1）



リスク管理

気候変動に関するリスク管理については上記のサステナビリティのリスク管理に含めて管理しております。詳細については(1) サステナビリティ リスク管理を参照ください。

戦略

当社グループは、顧客資産を中長期にわたり運用していくために、持続可能性のある生態系全体を含めた地球環境の維持は必須と認識しております。特に、気候変動問題は、この目的達成のための重要課題と捉えています。

気候変動は平均気温上昇による自然災害の激甚化や脱炭素社会の移行に伴う社会経済の変化をもたらすことから、これらに関連したリスクと機会が生じます。

リスクには、自然災害や異常気象の増加等によってもたらされる急性リスクや平均気温上昇に伴い発生する慢性リスクといった「物理的リスク」と、脱炭素化に向けた規制強化や脱炭素技術移行への対応といった「移行リスク」の2つがあります。

機会には、気候変動問題の解決のための技術革新や市場の変化等に伴う企業の収益機会があります。当社グループは、気候変動対策や脱炭素社会への移行を、新しい投資商品の提供を通じてサポート・実現することで当社ビジネス機会の拡大に繋げ、ひいては持続可能な環境・社会の実現に貢献していきます。

当社グループは、TCFDの提言を踏まえ、以下の通り、リスク（物理的リスク、移行リスク）及び機会について、短期・中期・長期の目線での把握に努めています。投資会社である当社グループへの直接的な影響としては、他の業種に比べて大きくないものと考えていますが、今後は、これらの想定を、複数のシナリオ分析等によって検証し、より具体的な財務的な影響等を把握するよう努めていきます。なお、大規模な自然災害といった物理的リスクについては、自社の事業の継続性を確保するための定期的なBCPの見直しや管理体制の強化を図っています。

< 気候関連のリスク >

リスクの種類		リスクの内容	想定される主な影響	想定期間
移行リスク	政策・法規制	・ GHG排出価格（炭素税）の上昇 ・ 排出量の報告義務の強化 など	・ 制度変更や規制強化に伴うコスト増加による業績への悪影響	中期～長期
	技術	・ 急速な技術革新による産業構造の変化への対応の遅れ など	・ 産業構造の変化をとらえた新たな投資商品を提供する機会を逸することによる結果的な業績への悪影響	中期～長期
	市場	・ 投資家の嗜好変化など	・ 投資家の嗜好が変化することに対して、適切な投資商品を提供する機会を逸することによる結果的な業績への悪影響	中期～長期
	評判	・ 気候変動対策への取り組み不足によるレピュテーションリスクの増加 など	・ 評判悪化によるビジネス機会の減少による業績への悪影響 ・ 評判悪化による当社の資金調達コスト増	短期～中期
物理的リスク	急性/慢性	・ 豪雨・巨大台風などの災害増加 ・ 平均気温の上昇、海水面の上昇等による災害の激甚化 など	・ 当社グループの拠点や社員の被災などによる事業活動の制約による業績への悪影響 ・ 災害への対策や復旧・修繕対応など各種コストの増加による業績への悪影響	中期～長期

(想定期間)短期：0～3年、中期：3～10年、長期：10～30年

< 気候関連の機会 >

上記気候関連のリスクへの対応策を検討する際には、例えば「急速な技術革新による産業構造の変化への対応の遅れ」を「産業構造の変化を急速にもたらす技術を有する会社に投資機会を見出し、投資戦略に落とし込んでいく」など事業機会に捉え直すことで、投資戦略の立案に繋げています。

指標及び目標

当社グループは、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、脱炭素に向けた取り組みを進めており、気候関連に関するリスクの軽減や機会の実現を目的に、指標を定め、目標を設定し、そのモニタリングに取り組んでいます。これらの指標の進捗状況については、少なくとも年に1回かつ必要に応じ、経営会議及び取締役会に報告されます。

2022年度の当社グループの事業活動により、自らが排出する温室効果ガス（以下、「GHG」）排出量のうち、Scope1・Scope2の合計は、約109.67 tCO₂eであり、2020年度基準比 22.7%でした。2022年9月には、GHG排出量削減に向けた取り組みの一環として、グループ国内拠点6社が入居するビルで使用する電力に関し、非化石証書を用いた再生可能エネルギー由来の電力契約に変更しました。中間目標として掲げた2030年度までにGHG排出量を33%削減（2020年度比）の目標達成を前倒しできるよう、更なるGHG排出量削減に取り組んでいきます。

指標として定めている GHG 排出量に関する実績推移は、以下の通りです。なお、GHG排出量削減目標（Scope1・Scope2）に向けた進捗管理に加え、「環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」等を活用して、サプライチェーンにおけるCO₂排出量（Scope3）を算定し、モニタリングを開始しました。また、Scope3の開示強化に向けて、特にカテゴリ15の「投融資」の算定に関しては、金融機関として脱炭素社会の実現に向けた第一歩であると認識しております。今後、PCAF 2の手法に基づく投融資を通じたGHG排出量（Financed Emissions）の計測を進めていきます。

Scope 1・2

tCO2e

	2020年度	2021年度	2022年度
Scope1 (直接排出)	6.05	6.13	6.13
Scope2 (間接排出) 3	135.93	126.64	103.67
Scope1・Scope2合計	141.98	132.77	109.80
削減実績(2020年度比)	-	6.5%	22.7%
削減実績(前年度比)	-	6.5%	17.3%

Scope3

tCO2e

	カテゴリ	2021年度	2022年度
Scope3	カテゴリ1 (購入した製品・サービス)	3.09	2.81
Scope3	カテゴリ2 (資本財)	9.81	249.23
Scope3	カテゴリ5 (事業から出る廃棄物)	0.28	0.39
Scope3	カテゴリ6 (出張)	136.52	576.47
Scope3	カテゴリ7 (雇用者の通勤)	62.93	51.70

(算定期間)各年度：4月1日～翌年3月31日

(算定範囲)

Scope1・Scope2：東京拠点グループ6社 4、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. 5、SPARX Asia Investment Advisors Limited 5

Scope3：東京拠点グループ6社 4

[算定方法]

Scope3の算定方法、排出計数等は、環境省・経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドラインVer.2.5」「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver.3.3」に基づき算出

カテゴリ1：東京拠点グループ6社のコピー用紙の購入金額に排出原単位を乗じて算出

カテゴリ2：該当年度内、東京拠点グループ6社の固定資産取得額に排出原単位を乗じて算出

カテゴリ5：東京拠点グループ6社の排出廃棄物を種類・処分方法ごとに排出原単位を乗じて算出

カテゴリ6：東京拠点グループ6社の国内外出張金額より算出（航空機、鉄道、バス、タクシーの利用金額ごとに排出原単位を乗じて算出）

カテゴリ7：当年度末の東京拠点グループ6社の社員の月額通勤費を年額に換算して算出（鉄道、バスの利用金額ごとに排出原単位を乗じて算出）

1 GHG排出量算定基準は、GHGプロトコルに基づくScope1 (直接排出) +Scope2 (間接排出)

2 Partnership for Carbon Accounting Financials

3 Scope2は、マーケット基準にて算出

4東京拠点グループ6社は、以下の通り

スパークス・グループ株式会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

スパークス・グリーンエネルギー＆テクノロジー株式会社

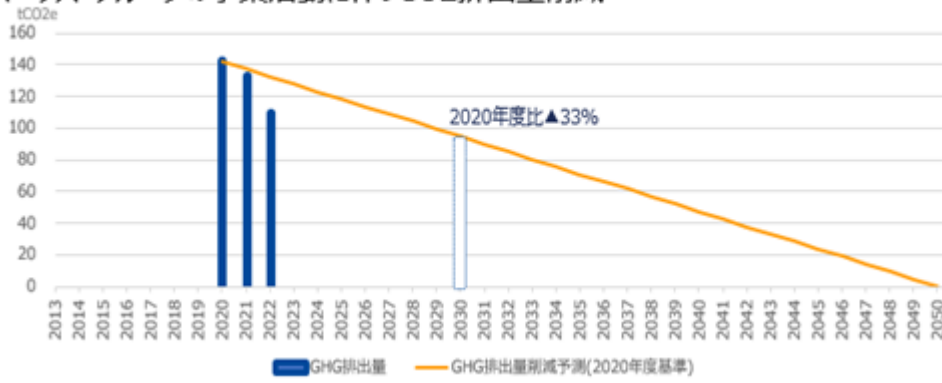
スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社

スパークス・AI＆テクノロジー・インベストメント株式会社

スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社

5所在国の排出係数を使用して算出

スパークス・グループの事業活動に伴うCO2排出量削減



責任投資に係る取り組み（投資会社として）

スパークス・グループ内のアセットマネジメント会社が、受託しているポートフォリオの運用を通じて、投資先の気候変動への対応状況を分析し、影響度を評価する取り組みについては、以下の通りです。

ガバナンス

当社グループは、「（投資を通じて）世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」というパーパスを掲げ、この達成のため、顧客よりお預かりする全ての資産に関する顕在・潜在双方のリスクと機会を適切に把握、管理しております。

具体的には、責任投資の監督責任、説明責任を果たすため、当社取締役会の諮問機関として、グループCIOを委員長とする責任投資委員会を設置しています。なお、責任投資委員会には、全ての社内取締役、グループ執行役員が委員として参加し、少なくとも四半期に一度は開催され、その内容について適時に取締役会に報告の上、実施内容について取締役会が監督するというガバナンス体制を構築しています。また、責任投資委員会における責任投資原則の実践に関する議論を具体的に進めるため、責任投資推進室を設置しております。

当該委員会においては、グループ各社の投資政策委員会（もしくは同等の組織）から責任投資の実施状況の報告が行われるほか、責任投資ポリシーなどの変更承認、責任投資の実施に関する年次報告書の承認などを行っています。なお、当該委員会には外部アドバイザーが陪席し、独立した立場から、報告や審議内容に対する助言がなされ、責任投資に関する最新の動向が共有されています。

体制図は、図1を参照

リスク管理

当社グループは、投資先企業の調査・分析及び投資判断において、ボトムアップリサーチによる企業の定性的評価を重視しています。ボトムアップリサーチにおいて、期待投資リターンの評価を行うとともに、ESGに関する機会とリスクも定性的に評価しております。

また、外部ベンダーの気候変動関連データをエンゲージメント先の選定や対話に活かしながら、投資先企業に気候変動に係る取り組みを促進するよう働きかけを行うことが可能な態勢整備を進めています。

なお、上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のポートフォリオに関して、外部ベンダーの気候変動関連データを参照し、各ポートフォリオとベンチマーク（もしくは参考インデックス）について、カーボンフットプリント（事業活動に伴って排出される温室効果ガスのCO2換算量）と加重平均カーボンインテンシティ（WACI：Weighted Average Carbon Intensity）を計測した数値と、エンゲージメント件数を投資政策委員会に月次で報告しています(*)。

*エンゲージメント件数の投資政策委員会への報告は、2023年1月より開始

戦略

気候変動問題の解決のためには、投資先企業が気候変動に関するリスクと機会を中長期的な目線で経営戦略に組み込み、対応を進めることが重要であると認識しています。アセットマネージャーとして、投資先企業の気候変動に関するリスクと機会が、顧客資産の運用ポートフォリオに及ぼす影響を把握するため、運用資産残高の大部分を占める、上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略の、2022年12月末時点のポートフォリオについて、S&P Globalにシナリオ分析を委託し、実施しました。

なお、2022年12月末時点の、当社グループの投資戦略別運用資産残高は、表の通りです。

(単位：億円)

日本株式	9,334
OneAsia	834
実物資産	2,629
プライベート・エクイティ（未来創生他）	1,955
合計	14,754



2 未満目標との整合性：温室効果ガス移行経路評価

上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のポートフォリオとベンチマークについて(*)、移行経路アプローチに基づき温暖化対策のための国際目標との整合性を評価しました。S&P Globalの温室効果ガス移行経路評価を利用することで、ポートフォリオにおける2 未満目標に対する整合性の程度を把握することができます。

*上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略は、表中の「日本株式」と「OneAsia」の合計です。

*上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のベンチマークは、TOPIX、KOSPI、MSCI Asia除く日本、を対応する市場の運用資産残高で加重平均し合成しています。

本評価では、過去の実績と将来（中期）の予想排出量の双方を評価対象とし、投資先の時間経過に伴う排出削減が温暖化防止目標に沿った適正な水準にあるかどうかを検証します。その結果、上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のポートフォリオでは、2 以上3 未満の水準、ベンチマークについては3 以上の水準にあるとの評価になりました。今後、ポートフォリオを2 未満に整合させることも視野に当社として何が出来るかを社内で検討していきます。

移行リスク

TCFDは、気候関連のリスクを移行リスクと物理的リスクの2つに分類しています。移行リスクは脱炭素経済への移行に関連するリスク、物理的リスクは気候変動の物理的影響に関連したリスクです。

上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のポートフォリオにおける、気候関連リスクの財務的インパクト（将来のカーボン・プライスが及ぼす財務への影響）を評価しました。

上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のポートフォリオにおける将来負担すると推定される炭素コスト（Unpriced Cost of Carbon：UCC）割当分の多くは素材セクターであり、地域別には大半が韓国となっていることから、当該戦略のポートフォリオは、韓国国内でのカーボン・コストの上昇をもたらす気候関連の政策変更リスクに最も影響を受けるものと考えられます。投資先企業が将来負担するUCCに対して、現時点でどの程度支払う能力があるかを示すEBITDAアット・リスクは、高位シナリオに基づく2030年時点のポートフォリオ加重平均値で約19.85%、一方ベンチマークは約7.72%でした。

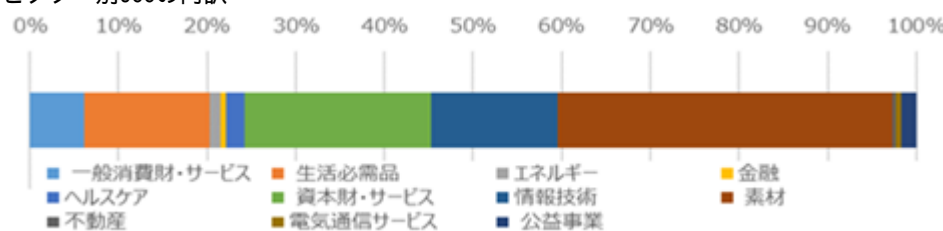
昨年の分析では、1.75 未満の水準でしたが、データカバー率がポートフォリオについては約25%、ベンチマークについては56%と、すべての持ち分について評価できませんでした。一方、本年の分析では、ポートフォリオについては約95%、ベンチマークについては100%と改善が見られ、ポートフォリオの全体像をより反映していると考えます。

	2021年		2022年	
	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク
EBITDAアット・リスク	8.99%	8.48%	19.85%	7.72%

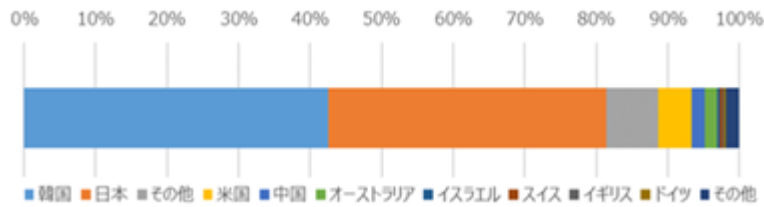
カバレッジ	2021年		2022年	
	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク
カーボンパフォーマンス	97%	100%	98%	100%
パリ協定との整合性	25%	56%	95%	100%
シナリオ分析 カーボンプライシング	87%	99%	54%	35%
シナリオ分析 物理リスク	80%	97%	91%	100%

パリ協定に整合し、2100年までの気温上昇を2 未満に抑えるというシナリオで、OECDとIEAの調査に基づいています。

セクター別UCCの内訳

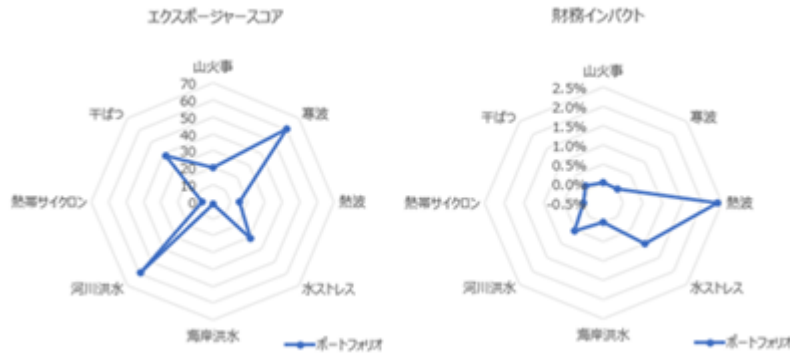


国別UCCの内訳



物理的リスク

上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略のポートフォリオにおける物理的リスクを、2050年時点の中高位シナリオに基づき評価しました。8つのハザードタイプ（山火事、寒波、熱波、水ストレス、海岸洪水、河川洪水、熱帯サイクロン、干ばつ）のうち、エクスポージャースコアが高かったのは、寒波と河川洪水、財務インパクトが大きかったのは熱波でした。



出所：S&P Globalデータよりスパークスにて作成

2100年までの気温上昇が2.8-4.6 となるシナリオで、Shared Socioeconomic Pathway (SSP) の3, Representative Concentration Pathway (RCP)の7.0に該当します。エクスポージャースコアは1から100 のスケールで表現され、100が考える最大のリスク、1は最小のリスクを示します。財務インパクトは、気候変動に関連して発生する可能性のある性的のある損失（設備投資、運用経費、事業中断など）を資産価値に対する割合(%)として表示します。

指標及び目標

当社グループは、パリ協定の長期目標に賛同し、世界的な平均気温の上昇を抑えるため、投資会社として、1企業として、積極的に活動を行う所存です。そして、2050年までにすべての投資先企業、案件が温室効果ガスの排出量についてネットニュートラルを達成することを目標といたします。

上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略の2022年12月末時点のポートフォリオに関して、TCFDが開示を推奨しているカーボンフットプリント（事業活動に伴って排出される温室効果ガスのCO2換算量）、加重平均カーボンインテンシティ（WACI：Weighted Average Carbon Intensity）を、以下の通り算出しました。

	2021年	2022年
カーボンフットプリント	1,201,434 tCO2e	830,940 tCO2e
WACI	167 tCO2e / 百万米ドル	104 tCO2e / 百万米ドル

上記、カーボンフットプリント、WACIのいずれの算出に関し、投資先の開示情報や、使用可能な開示情報がない場合はモデリングによる独自アプローチによりGHG排出量を算出するS&P Globalのデータを使用しています。なお、Scope1及びScope2を対象に算出しています。当社グループの運用資産において、GHG排出量や外部評価機関の評価などは、分析を補完するために積極的に活用する方針ですが、データの信頼性、評価方法の違いがあることから、数値を比較するのではなく、データを継続してモニターし、今後の利用方法を検討しています。

顧客資産の運用のうち、個別戦略の目標

(上場株式投資戦略及び上場株式オルタナティブ投資戦略)

当該投資戦略は、パリ協定の長期目標に賛同し、世界的な平均気温の上昇を抑えるため、投資会社として、積極的に活動を行う所存です。したがって、2050年までにはすべてのポートフォリオの保有銘柄が温室効果ガスの排出量についてネットニュートラルを達成することを目標といたします。

そのためには、投資先企業が、パリ協定に従い温室効果ガス削減計画を立案し、実行していくことが望ましいと考えます。

ただし、それまでのプロセスとして、すでに排出量が少ない企業、パリ協定に基づき削減施策を実行している企業にだけ投資するのではなく、今後削減施策を実行すると思われる企業を支援することが重要と考えます。

したがって、当面の目標としましては、2025年までには、日本株式投資戦略(*)の全てのファンドにおいて、ポートフォリオの50%以上がTCFDに賛同を表明し、排出削減計画を実行している企業とすることとし、なるべく多くの投資先企業が賛同することを働きかけてまいりたいと思います。

*上場株式投資戦略および上場株式オルタナティブ投信戦略のうち、日本株式に投資する戦略のこと。
 今後の目標と実績につきましては以下のとおりです。

	目標	実績
2022年 (中間目標)	日本株式投資戦略のすべてのファンドにおいて、TCFD賛同率30%以上	TCFD賛同率が30%以上のファンド比率(ファンド数ベース)が97%
2025年	日本株式投資戦略のすべてのファンドにおいて、TCFD賛同率50%以上	-

(プライベート・エクイティ投資戦略(未来創生ファンド))

当該投資戦略は、パリ協定の長期目標に賛同し、世界的な平均気温の上昇を抑えるため、投資会社として積極的に活動を行う所存です。2050年までには、すべての投資先企業が温室効果ガスの排出量についてネットニュートラルを達成することを目標とします。それまでのプロセスとして、当該投資戦略の投資担当者が、投資先企業のTCFD賛同に向けてのガイド役となることを目指します。ガイド役として、投資先企業が未上場の段階から気候変動に関する財務情報開示に向けて最大限取り組めるよう、気候関連リスクと機会の評価、そしてその財務上の影響についての議論に参加します。

今後も、気候変動問題解決に向けた取り組みを一層進め、情報開示を行ってまいります。

(2) 人的資本・多様性に関する方針及び取組

当社グループのパーパス、ビジョン(=思想)に共感し、集う優秀な人財が、様々な多様性を互いに尊重し、最高のプロフェッショナルとなるべく能力・技術の向上に主体的に取り組むだけでなく、思想・技を実現するための行動規範(=所作)を大切にすることで優れた人格の形成にも取り組み、互いに切磋琢磨する成長の機会を与えられ、全員が一丸となって「もっと良い投資(=技)」を実践・提供することで組織の成長に貢献するという働きがいを感じることのできる場を提供してまいります。

また、当社グループの競争力の源泉は、「イノベーション力」×「コミュニケーション力」、つまり「個々の高い専門性を掛け合わせて組織で戦う」ことにあると考えています。よって、アカウンタブルで再現性の高い投資力やユニークな投資アイデア創出力を強化するため、社内に望ましい行動様式を明確化・浸透させるとともに、全社一丸となって投資アイデアを具体的にパッケージング化する力を強化するため、またそれらのベースとなる働きやすい環境を整えるため、それぞれ必要と考える諸施策を講じてまいります。

人材の育成方針について

プロフェッショナルファームとして役職員は高い専門性を有しておりますが、VUCAの環境下において新たな投資分野への参入などにより業務が拡大していく中、必要とされる知識やスキルは多様化しており、また常にアップデートしていかなければならず、役職員が専門領域において主体的に学び実践することが重要であると考えております。そのために専門領域に関する自己研鑽費用への補助や資格取得時等の報奨金の拡充、社員同士が教え合うOJTの強化などに取り組んでまいります。加えて、専門領域以外においても、プロフェッショナルとしてのインテリジェンスをより高めるために、幅広く知的好奇心を満たす学習機会の提供にも取り組んでまいります。また個々人の主体的な学びを重視しつつ、各部門において必要な知識・スキルを身に付けた役職員を計画的に育成していくために、部門別教育の強化にも取り組んでまいります。

人材の多様性の確保に向けた社内環境整備方針について

当社グループとしては、異なる経験や知見、属性等を尊重し、それらを反映した多様な視点と価値観を有することは、新たな価値を創造し、持続的な成長と企業価値の向上、ひいては当社グループのパーパスである「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」の実現に欠かせないものと考えております。このため、従来から性別や国籍等の属性に関係なく、経験や能力、当社グループのパーパスやビジョン、大切にしている価値観に対して理解と共感が出る人材を人物本位で採用や登用を行っております。当社グループの人員は、主に中途採用者で構成されており、品格を備え、意欲と能力がある優秀な人材であれば、性別や国籍等の属性に関わらず、たとえ未経験者であっても積極的に採用しております。中途採用者は、それぞれが異なるキャリアを有していることから、当社グループ固有の価値のみに縛られず、非常に多様性に富んだ組織構成になっております。更に、金融業界以外で活躍されている人材を対象に採用活動を行うこともあり、異業種出身者の採用や異業種から出向者を受け入れる等、金融業界以外の価値観や知見を有する人材を取り込むことで、更なる多様性ある組織の構築を目指しております。

当社グループは「プロフェッショナルファーム」であるという認識のもと、上記方針に従い、性別や国籍等の属性を問わず、経験や能力等人物本位で採用した中途採用者をベースに創業来事業拡大を行っており、これまで社員を管理

職へ登用する上で、性別や国籍、採用時期や年齢等といった属性が要因となって昇進・昇格に差が出ているとは考えておりません。よって、「女性」「外国人」「中途採用者」に特化した管理職への登用に関する特別な基準や、それぞれの属性ごとに、定量的な管理職比率等の目標を形式的に定めることは、現時点においては致しません。

一方で、政府目標である「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」を念頭に置きつつも、当該比率を形式的に達成することを目標にするのではなく、女性があたり前に活躍できる環境づくりを更に進めてまいります。

具体的には、下記[参考]にあるようなライフステージに合わせた柔軟な支援や人事制度の改定、また管理職に期待する役割の更なる明確化を図り、その責任を認識させることで、主体的にリーダーとして役割を果たしたいと望む者を増やしてまいる他、管理職候補者層を構築するため、必要な経験の蓄積やキャリア意識の醸成等に意識的に取り組むことによって、結果的に経営の意思決定に関わる女性社員を実質的に増やしてまいります。

また、現時点では当社グループのビジネス基盤が日本中心であることから、外国人比率及び外国人管理職比率の割合は下記[参考]の通りであります。今後、日本以外でのビジネスの拡大に伴い、当該比率は必然的に上昇すると考えております。

[参考]

ライフステージに沿った主な支援制度

- * 就業時間の複線化 従業員が就業時間帯を一定の範囲内で選択できる。
- * 短時間正社員 育児（子の年齢制限無）や介護（期間制限無）等の理由で短時間勤務ができる。
- * 不妊治療休暇 有給で年10日限度に取得可能。
- * 看護/介護休暇 有給で対象者一人当たり年5日を限度に取得可能。
- * バックアップ休暇 未取得の年次有給休暇を最大30日積み立てることが可能。
- * 出産/育児支援金 産前産後休暇を取得する従業員、育児休業を取得する男性に支援金を支給。（制度利用には会社の承認が必要な場合があります。）

2023年3月末時点（当社グループ職員 173名：使用人兼務役員を含む）

- ・ 女性比率 71名（当社グループ職員に占める割合：41.0%）
- ・ 女性管理職比率 9名（当社グループ管理職員に占める割合：23.7%）
- ・ 外国人比率 44名（当社グループ職員に占める割合：25.4%）
- ・ 外国人管理職比率 8名（当社グループ管理職員に占める割合：21.1%）
- ・ 中途採用者比率 163名（当社グループ職員に占める割合：94.2%）
- ・ 中途採用者管理職比率 35名（当社グループ管理職員に占める割合：92.1%）
- ・ 育児休業取得者数（国内グループ会社計）：2021年3月期～2023年3月期：13名（女性11名、男性2名）

当社グループの多様性の確保に向けた社内環境整備の実施状況は以下のとおりです。

* 今後も、性別や国籍等の属性や出身業界にとらわれず、多様性に富む中途採用者を軸とした人物本位での採用活動を継続しております。

* 出産・育児・介護等、社員のライフステージに応じた支援を行い、また、男性が育児休業を取得しやすい風土の醸成と仕組みの導入にも取り組むことで、性別を問わずに仕事と就業との両立に資する施策を充実させるほか、就業時間帯の複線化や在宅勤務、短時間勤務等、多様な働き方を模索しております。

* 定年後再雇用の延長等を検討することで、シニア、ベテラン社員の経験を、これまで以上に組織に生かす仕組みを模索しつつ、合わせて、その知識・経験・スキルを次世代の人材に伝承し、若手社員の成長の機会を確保しております。

* ハラスメント研修やアンコンシャスバイアス研修等を通して、組織として多様な人材の受容度を向上させ、風通しの良い、心理的安全性が確保されている組織風土を構築しております。

* 管理職手前の女性対象者に対する研修や情報提供、メンター制の導入などを通じて、管理職への昇格に対する意欲の向上に努めております。

* 既に導入済みの社内公募制を活用し、誰もが自身の能力を発揮することが出来る場の提供に努めると同時に、管理職になるための経験を積む場としても活用しております。

* 従業員の健康維持・増進に寄与する施策を充実させ、いわゆる健康経営を実践することで、多様な社員が、健康で生き生きと働き続けることが出来る環境を構築しております。

* 上記の人材育成、社内環境整備方針に加え、多様な社員を束ねるためにも当社グループのパーパス、ビジョン、ミッション等の更なる浸透を図り、共感を得ることで従業員エンゲージメントを高めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

事業内容の特性に係るリスク

・顧客に提供する商品及びサービスに係るリスクについて

当社グループの収益の大半は投信投資顧問業に係る委託者報酬及び投資顧問料収入によって構成されており、加えて当社グループが運用する資産の投資対象の大半を日本及びアジア地域の上場株式が占めています。従って、当社グループの運用資産残高や運用実績等は、世界経済の動向や、気候変動により起こる異常気象や自然災害、パンデミック、紛争、戦争など日本及びアジア地域の上場株式市場に影響を及ぼす事象の他、同地域の上場株式に対する顧客の資産配分方針に大きく影響を受けます。

また、気候変動問題をはじめとする、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題の顕在化に伴い当社グループのステークホルダーからは、責任ある投資家として、ESGに配慮した責任ある投資を行うよう期待されております。当社グループの責任投資に関する取り組みや開示が期待から大きく乖離した場合には、運用資産残高の減少に伴う運用報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、上場株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取組む一方、不動産、再生可能エネルギー発電事業や未公開株式等を運用対象とする商品の開発・提供にも注力し、これを着実に拡大しております。日本及びアジア地域の上場株式市場の低調な状況がたとえ長期化したとしても、グループ全体の業績に対する影響は過去に比べて相対的に小さくなっており、安定的に基礎収益を計上できる基盤が、より強化されてきていると考えております。

また、ESGに配慮した責任ある投資を適切に行うため、グループCIOを委員長とした責任投資委員会を設置し、当社グループの全ての投資戦略において、責任投資が適切に実践されているか等を協議し、推進しております。

・顧客基盤や販売チャネルの不安定性に係るリスクについて

当社グループは国内外に幅広い顧客ネットワークを構築して参りましたが、その基盤は必ずしも十分なものではありません。また、それら顧客と当社グループとの契約は比較的短期の事前通知により、また契約によっては事前通知することなく、いつでも顧客が解約することが可能です。一部の投資顧問契約及び投資信託を除いては、顧客に契約の終了又は資金の引出しを禁じるロック・アップ期間はありません。よって一部の顧客が契約の全部又は一部解約などを行ったり、他の顧客がこれに追随したりするなどしてファンド規模が縮小することがあります。さらに解約などによりファンド規模が縮小した場合、既存又は新規の顧客から新たな資金を集めることが困難になることがあります。これらの結果、運用報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、当社グループは他の多くの資産運用会社と異なり、銀行、証券会社、保険会社といった大手金融機関を核とした金融機関の系列に属しておらず、独立系の資産運用会社として自力で顧客基盤と販売チャネルを構築してまいりました。これらの競合他社は、系列に属することで強力な販売チャネルの活用が可能となることに加え、比較的解約リスクの低い資金を集めることが可能であり、当社は運用資産残高及び営業収益の安定性あるいは耐久力に関して、比較劣位にあります。従いまして、今後も顧客基盤や販売チャネルの不安定性に基づく当社グループの運用資産残高の低下に伴う残高報酬の減少など、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、一つの機関投資家から大きな資金をお預かりすることだけでなく、個人投資家からの資金も含め、小口の運用資金を積み上げていくことで、特定の投資家への集中度を低下させ、たとえ解約が起きたとしても解約金額が限定的になるように努めております。

・運用実績の変動に係るリスクについて

当社グループが顧客から受託している運用資産に係る運用実績が悪化した場合、既存顧客との契約の維持及び新規契約の獲得に困難が生じ、運用資産残高の低下を招き、当社グループの業績及び今後の事業展開に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、当社グループは営業収益の一部を、運用実績に基づく成功報酬により得ておりますが、成功報酬の金額は運用実績を反映して毎年大きく変動しております。

このようなリスクに対して当社グループは、良好な運用実績を安定的に達成するため、創業時より続く社内の勉強会などを通じて、投資哲学の共有や運用能力の維持向上に努めております。

さらに、当社グループが運用する投資戦略は、成功報酬の付帯比率が高いオルタナティブ運用型の投資戦略と成功報酬の付帯比率が低い伝統的運用型の投資戦略の2つに大別され、この成功報酬の付帯比率を高位に保つことを経営方針の1つとしておりますが、日本及びアジアの株式市場の変動をはじめとする市場環境の動向や、そ

れに基づく当社グループの運用実績、顧客の資産配分方針の変動などによって成功報酬の付帯比率が変動する可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、既存の戦略においては成功報酬付きファンドの運用資産残高を積み上げるべくマーケティング活動に注力している他、新規戦略において成功報酬を計上できるようなスキームづくりに努めております。

・運用対象の拡大に係るリスクについて

当社グループは、日本及びアジア地域の上場株式を運用対象とする事業の他、不動産や再生可能エネルギー発電事業等のインフラ資産を運用対象とした商品の開発・提供にも注力しております。

当該分野の事業発展には、従前とは異なった経験や知見を有する人材やリソースの確保が必要であり、事業展開に想定以上の時間を要したり、初期投資の負担が一時的に収益性を毀損するおそれがあります。またこれらの事業領域では、個々の案件を推進した当社グループが第三者に生じた損害に対して賠償責任が生じ得る等の独自のリスクもあります。さらに、万一、顧客やマーケットの信頼を失い、監督当局から行政処分を受けるなどした場合は、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。その他、新規分野においては必ずしも市場が十分に成熟していないことを背景として、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる可能性もあり、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、個々の案件において可能な限り保険或いは契約等によりリスクの回避を図る他、法的規制に対する十分な理解や内部管理体制の構築、そのための人材の充実に努めるほか、その領域に精通した外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの対策を講じております。また、撤退の基準を明確にするなど判断の遅れによる損失の拡大を防ぐよう努めております。

・当社グループが管理運営するファンドに係るリスクについて

当社グループが無限責任組員又はゼネラルパートナーとしてファンドに関与している場合において、その運用方針、運用制限に沿ってファンド運用を行っている限りは、ファンドの出資額を超える損失が発生し、またそれについて当社グループが責任を負わなければならない事態は、ファンドの運用方針、運用制限の内容からは想定されません。しかしながら、何らかの逸脱行為によって出資額を超える損失を負担する可能性を完全には否定できず、この場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、ファンドとの契約内容が適切なものとなっているか、運用制限に沿ってファンド運用を適切に行っているか等、確認できる体制を構築しております。

・信用供与に関する偶発債務の顕在化に係るリスクについて

当社グループが不動産や発電事業等の実物資産に係る投資スキームを構築する上で、子会社や投資スキーム等を通じて保証等の信用供与を行う必要が生じる場合が例外的に存在します。信用供与先が、信用力低下や破綻等によって取引当事者としての義務を果たせない場合は、信用供与に関する偶発債務の顕在化のリスクが具体化し、これにより当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、事前に外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの対策を講じる他、保証実行のリスク等を慎重に検討し、顕在化するリスクが極めて低いと判断したもののみ限定的に信用供与を行うことに努めております。

・投資先企業への役員派遣に係るリスクについて

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対して、役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担することとなる可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、投資先企業において会社役員賠償保険（D&O保険）の付保や責任限定契約の締結を求めるとともに、投資先企業の所在地や業態などを確認し、派遣している役職員が、当社が加入するD&O保険の補償対象範囲に含まれるように努めております。

経営の外部環境に係るリスク

・他社との競合に係るリスクについて

資産運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性があると共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は今後も激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、残高報酬料率や成功報酬料率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、日本及びアジア地域の上場株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取組む一方、不動産、再生可能エネルギー発電事業や未公開株式等を運用対象とする商品の開発・提供にも注力し、これを着実に拡大することで、結果的に競合する他社とは異なるユニークな事業展開によって差別化を図っております。

また、当社グループの投資哲学を深く理解し、共有・実践することのできる運用体制の構築を、時間をかけて愚直に行うこと、そして当該運用体制によって長く優れた運用実績を積み重ねることが資産運用業にとって最も大切であり、競合する他社には簡単に作り上げられない価値と考え、今後も維持・強化していくとともに、この価値を当社グループのブランド構築の柱に据えて取り組んでまいります。

その他、採用した優秀な人材が互いに切磋琢磨し、成長の機会が提供されて自らの成長を実感できるよう、裁量を与えられて仕事に取り組むことができる社風を維持することに努めている他、適切なインセンティブ制度の提供という金銭的なモチベーションだけでなく、非金銭的なモチベーションも強く感じることもできるよう、“Professional Nurturing Ground（プロを育む肥沃な土壌）”の提供に取り組んでおります。

・為替相場の変動に係るリスクについて

当社グループの財務諸表は円建てで表示されているため、外国為替レートの変動は、外貨建て資産及び負債の円換算額に影響を及ぼします。また、当社が海外子会社を連結する際には、当該子会社における外貨建ての資産や負債あるいは収益及び費用の円換算額も変動し、連結貸借対照表・連結包括利益計算書上の「為替換算調整勘定」を変動させます。

その他、日本国内子会社の営業収益の大部分は円建てですが、一部の外貨建て取引においては外国為替レートの変動により、これらを円換算する際に、為替差損が生じるおそれがあります。日本以外の顧客との契約の増加などを理由として外貨建て取引が増加した場合、為替変動リスクが増大する可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、為替変動リスクの業績への影響を最小限にするため、為替予約を行うなど為替変動リスクをヘッジする方策を講じております。

内部管理に係るリスク

・アジア地域で実行したM & Aに係るリスクについて

当社グループは、国内外の投資家に対してアジア地域の成長機会を提供すべく、アジア地域の運用会社のネットワーク化に取り組んでおります。

2005年2月には、韓国に拠点をもつSPARX Asset Management Korea Co.,Ltd.（以下、「SPARX Korea社」）の発行済株式の過半数を取得し、また2006年6月には、香港を主な拠点とするSPARX Asia Capital Management Limited（旧 PMA Capital Management Limited）の全株式を取得いたしました。さらに、2014年4月には、総合不動産投資顧問業（いわゆる不動産投資一任業及び不動産投資顧問業）等を営むスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社（旧 ジャパンアセットトラスト株式会社）の株式を取得し、完全子会社といたしました。

しかしながら、M & A戦略に基づく事業展開が計画通りに進捗しなかったり、あるいは予期しない環境変化などにより買収会社の業績が著しく悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、日本・韓国・香港の運用拠点が、スパークスの投資哲学の共有を徹底させることで、各拠点における運用力の向上を図ると同時に、各拠点が協働することで業績の向上に努めております。また、当社取締役会による業績の定期的なモニタリングなど、グループ内に適切な内部管理体制を構築し、各社の事業計画の進展を確認しております。

・自己勘定からの投資に係るリスクについて

当社グループは、自己勘定から当社グループが運用するファンドや量子コンピュータ、医療・介護などの成長領域等への投資を行っております。2023年3月末の有価証券・投資有価証券の残高は104億37百万円であり、総資産の26.5%を占めています。この投資額は過去から増減しており、余裕資金の残高、市場環境及び当社グループの運用実績等に基づき、今後も大きく変動する可能性があります。この投資のうち市場価格がある有価証券・投資有価証券については、取得原価と時価との差異は、税効果を考慮した後、貸借対照表における「其他有価証券評価差額金」に計上されておりますが、取得価額を時価が下回った状態で実際に解約・償還等が行われた場合や時価が著しく下落したこと等により減損処理を行った場合には、売却損や評価損として損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。また、市場価格がない有価証券・投資有価証券については、貸借対照表において取得原価で計上されており、投資先の業績不振等により有価証券等の資産価値が

下落し減損処理を行った場合には評価損として損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、投資総額が連結純資産額の一定の範囲に収まるように管理する他、市場価格のある有価証券・投資有価証券については月次でモニタリングを実施して時価及び損益の把握に努め、また、市場価格のない有価証券・投資有価証券については、四半期ごとに事業進捗、財務状況等の把握に努めることで、それぞれ投資先の状況を定期的に確認しております。

・税に係るリスクについて

当社グループは、国内外で事業を展開し、各国の税法に準拠して適正な納税を行っております。しかし、国や地域間での税務上の取り決め及び各国や各地域における税制上の制度運用や解釈などに変更が生じた際の対応が不十分な場合には、今後の事業展開や当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、適切な納税を行うため、各拠点においてそれぞれ又はグループ全体で税務顧問のアドバイスを受け、適切な税務判断を行うよう努めております。

・人材の育成・維持・確保に係るリスクについて

当社グループは、事業の維持及び成長を実現するためには、全ての部門で適切な人材を適切な時期に確保することが重要と考え、継続的に優秀な人材を採用し、教育を行ってまいります。しかし、優秀な人材が社外に流出した場合や人材の採用・教育が予定通り進まなかった場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、「世界で最も信頼・尊敬される投資会社になる」ことで「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」という経営理念をグループ全体へ浸透させるため、ビジョンステートメントを作成し、それに沿った採用のルールを設けるなどの取組みを行っております。その他、採用した優秀な人材が、互いに切磋琢磨し、成長の機会が提供されて自らの成長を実感できるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、非金銭的なモチベーションを強く感じることで、” Professional Nurturing Ground (プロを育む肥沃な土壌)” の提供に取り組んでおります。

・外部事業者に係るリスクについて

当社グループは、業務遂行の過程で多くの外部事業者を活用しています。これらには投資信託財産や顧客資産の保管・管理を行うために指定される受託銀行（投資信託委託契約及び国内顧客との投資一任契約の場合）及び保管銀行（外国籍の顧客との投資一任契約の場合）、取引を執行する証券会社などが含まれます。当社グループが利用している外部事業者において、安定的なサービス提供に困難が生じるような事態が発生した場合、当社グループの業務遂行上に支障が発生するおそれがあります。また、当社グループの信用が間接的に損なわれるおそれもあります。

このようなリスクに対して当社グループは、特定の外部事業者に依存した業務遂行を行わないように努める他、定期的に外部委託先の往査を行うなど継続的なモニタリングを通じて、安定的なサービス提供が受けられることの確認に努めております。

また、マネーロンダリング/テロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）に対する規制が今般強化されており、ファンドの販売会社に対してもAML/CFTへの対応状況をモニタリングしております。

・システム障害に係るリスクについて

当社グループが業務を行う上でコンピューター・システムは必要不可欠なものであり、障害が生じた場合、当社グループの業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、テロ、気候変動により起こる異常気象から生じる風水害や地震等の自然災害、さらには高度化する外部からのサイバー攻撃その他の不正アクセスにより、当社グループの重要な情報の改ざん、消失を引き起こし、想定以上のシステム障害が発生した場合には、業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、情報セキュリティ規程類を整備し、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターを利用するなど、システムの安定的な稼働及び保守運営と保持する情報資産の機密性・完全性・可用性の確保に努めております。加えて、サイバー攻撃の高度化を踏まえ、サイバーセキュリティ規程類を整備し、多層防御（入口対策、内部対策、出口対策）によるシステム脆弱性の適切な対応、定期的な訓練を実施するなど、サイバーセキュリティ対策の強化に努めるとともに、業務継続のための計画を策定し、事故・災害等発生時の業務への支障を軽減するための対策を講じております。

・役職員による過誤及び不祥事並びに情報漏えいに係るリスクについて

当社グループの役職員等による業務上の過誤や不祥事等、あるいは情報の漏洩や悪用が発生した場合、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、顧客やマーケットの信頼を失い、さらには監督当局から行政処分を受けるなど、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、社内業務手続の確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じている他、情報の重要性に応じたセキュリティ体制を構築し、情報漏えいを未然に防止する体制を構築しております。また、業務上のヒヤリハット（重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の認知）を「インシデントレポート」として取りまとめ、社内委員会にて共有し、継続的な業務改善に努めております。テレワークからオフィス主体に移行し、社内業務手続の確立や過去の過誤の際に策定した再発防止策が実装された結果、コロナ禍においてテレワークが進み、一時的に増加した過誤の件数は減少傾向にあり、引き続き役職員による過誤の未然防止策を講じております。その他、コンプライアンス関連、情報セキュリティ関連の研修などを通じて、役職員の意識を継続的に高めるよう努めております。

その他のリスク

・法的規制に係るリスクについて

当社グループは、日本においては、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に加え、それらに関連あるいは付随する業務を営んでおりますので、金融商品取引法を始めとする各種の法令や諸規則を遵守する必要があります。

当社グループでは、現時点において、主たる業務において以下の許認可及び登録（以下、「許認可等」という。）を受けております。現時点におきましては、上記免許又は認可が取消しとなるような事由は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により許認可等の取消等があった場合には、当社グループの事業推進に悪影響を及ぼす可能性があります。

取得・登録者名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社
取得年月	2007年9月30日	2007年9月30日
許認可等の名称	金融商品取引業者（登録）	金融商品取引業者（登録）
所管官庁等	金融庁	金融庁
許認可等の内容	投資運用業 投資助言・代理業 第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第346号	投資運用業 投資助言・代理業 第二種金融商品取引業 登録番号 関東財務局長（金商）第783号
有効期限	有効期間の定めはありません。	有効期間の定めはありません。
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合、純資産額が必要かつ適当な水準に満たない場合など、金融商品取引法第52条に抵触する場合は登録の取消	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合、純資産額が必要かつ適当な水準に満たない場合など、金融商品取引法第52条に抵触する場合は登録の取消

取得・登録者名	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社	スパークス・アセット・トラスト & マネジメント株式会社
取得年月	2022年4月28日	2021年7月15日
許認可等の名称	不動産投資顧問業者（登録）	宅地建物取引業者（免許）
所管官庁等	国土交通省	東京都
許認可等の内容	総合不動産投資顧問業 登録番号 国土交通大臣 第149号	免許証番号 東京都知事(3)第86144号
有効期限	2022年4月28日から 2027年4月27日まで （5年間） 以後5年ごとに更新	2021年7月15日から 2026年7月14日まで （5年間） 以後5年ごとに更新
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	不正の手段により登録を受けた場合、役員等が欠格事由に該当する場合など、不動産投資顧問業登録規程第30条に抵触する場合は登録の取消	不正の手段による免許の取得、役員等が欠格事由に該当する場合など、宅地建物取引業法第66条に該当する場合、免許の取消

また、韓国、香港、バミューダ及びケイマン等におきましても資産運用業等を営んでおりますので、それぞれの国や地域における法令や諸規則を遵守する必要があります。広範な権限を有する監督当局等から行政上の指導あるいは処分を受けるというような事態が生じた場合には、その内容によっては通常の業務活動が制限されたり、行政処分などを理由として顧客が資産を引き揚げたりするおそれがあります。また、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

加えて当社グループは気候変動に対する政策及び法規制、市場の要求を踏まえ、再生可能エネルギー事業に取り組んでおりますが、これらの規制が予測を超えて厳しくなった場合は、当社グループの経営成績、財政状態等に影響を与えるおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、国内外の法令や諸規則の遵守を徹底するため、グループ各社が社内規則及びモニタリング体制の整備、さらには役職員等に対する研修に努める一方、当社に設置されたコンプライアンス委員会がグループ内の利益相反取引などのモニタリングと指導を行い、適切なコンプライアンス態勢を維持・強化に努めております。また当社グループの事業に関連する政策や法規制の改正等の動向に注視し、事業への影響の低減を図っております。

・訴訟等の可能性に係るリスクについて

当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は現在存在しません。また当社グループの事業に重大な影響を及ぼすような訴訟に発展するおそれのある紛争も現在ありません。しかしながら、当社グループの事業の性格上、当社及び当社の国内外子会社が関連法規や各種契約などに違反し、顧客に損失が発生した場合等には訴訟を提起される可能性があります。このような訴訟が提訴された場合、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、グループ各社に適切な内部管理体制を構築し、各社にコンプライアンス委員会を設置して関連法規や各種契約などに違反していないかどうかモニタリングと指導を行い、当社のコンプライアンス委員会がそれらを取りまとめ、グループ全体のコンプライアンス態勢が適切な水準を維持していることを、常に確認しております。

また、グループ役員に求められる行動規範の1つとして「悪い情報ほど早く報告する」を定め、これに従って大小にかかわらず顧客からの不満、クレームに関する情報が、適時に経営陣に報告される体制を構築しております。さらにその内容によっては、外部専門家に十分なアドバイスを求めるなどの追加的な対策を講じます。

・阿部修平への依存の高さに係るリスクについて

当社の創業者であり、現代表取締役社長である阿部修平は、当社グループの事業経営及び投資戦略の方向性の決定において重要な役割を果たしています。このため、阿部が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

また2023年3月末現在、阿部は、本人及び本人の出資する会社（以下「阿部グループ」といいます）を通じて、当社株式の過半を保有する大株主であります。阿部グループは、当社取締役の選任等会社の基本的な事項を決定することができるため、この点においても、阿部が何らかの事情で適切に議決権を行使できず、企業価値を害されるような議決権行使がされてしまう場合には、当社グループの利益ひいては他の株主の利益に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

このようリスクに対して当社グループは、より組織的な運営形態の構築及びマネジメントを担い得る人材の育成により、阿部個人への依存度を引き下げる努力を継続的に行ってまいります。なお、組織のフラット化による業務執行の迅速化を通じて、当社グループを率いる後継者となる人材を選抜、育成し、新しい経営体制を確立することを目指し、第34回定時株主総会において、社内取締役を減員し代表取締役を1名とすることで、マネジメント層の世代交代に着手しております。

・連結の範囲決定に係るリスクについて

当社グループは、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第20号 最終改正平成23年3月25日）を適用しており、各ファンド及びSPCごとに、アセットマネジメント契約や匿名組合契約等を考慮し、個別に支配力及び影響力の有無を検討した上で、子会社及び関連会社を判定し、連結の範囲を決定しております。

今後、新たな会計基準の設定や実務指針等の公表により、各ファンド及び各SPCに関する連結範囲決定方針について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲に大きな変更が生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクに対して当社グループは、新たな会計基準の設定や実務指針等の決定前からその動向を注視して影響を最小限にするように努めるほか、新たなファンドやSPCとの契約を締結する際に、個別に支配力及び影響力の有無を確認してまいります。

・負債による資金調達に係るリスクについて

当社グループでは、これまでアジア地域での事業展開を主たる目的に、自己資金の活用に加え、増資、銀行借入れ、社債による資金調達を行ってまいりました。2023年3月末時点の外部有利子負債額は93億円であり、株式会社格付投資情報センターより2023年3月末時点で取得している発行体格付けは「BBB+（安定的）」ですが、金融市場での信用収縮や金利上昇が生じた場合には、追加的な資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようリスクに対して当社グループは、今後も保守的な財務方針を堅持し、バランスシートの健全性、キャッシュ・フローの安定性に留意した資金計画と財務活動によって、事業の発展に資する資金調達に努めてまいります。

・気候変動に係るリスクについて

当社グループは、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の一つであると認識しておりますが、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、上場会社としての情報開示が不十分であった場合又はそのように見做された場合には、当社グループの企業価値の毀損に繋がるおそれがあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このようなリスクに対して当社グループは、金融安定理事会（Financial Stability Board）によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures。以下「TCFD」)が策定した気候変動関連財務情報開示に関する提言への支持を表明するとともに、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDに沿ったリスクの把握・評価や情報開示の拡充に取り組んでまいります。

・SNSなどを通じた情報発信に伴うリスクについて

当社グループ又は当社グループが行っている事業全般に対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板、SNSへの書き込み等により発生・流布した場合、それが正確な事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社グループ又は当社グループが行っている事業、あるいは当社グループが提供する商品やサービスのイメージ・社会的信用が毀損し、ひいては当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して当社グループは、SNSやインターネット上の掲示板への悪質な書き込みに対して毎日モニタリングを行っており、必要に応じてSNSや掲示板の運営者に対し削除依頼等の対応を行ってまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度の日本株式市場は、堅調な米雇用統計などを背景に上昇して始まりました。しかし、国内では新型コロナウイルスに対する水際対策の緩和、海外では中国上海市の都市封鎖の解除に伴う部品供給や物流の改善期待などから上昇する場面もあったものの、米国の消費者物価指数の予想以上の上昇により継続的なFRB（米国連邦準備制度理事会）の金融引き締めが続くとの見方から、世界的な金融引き締めによる景気減速の懸念が高まり、株式市場は一進一退の上値の重い相場展開となりました。12月の金融政策決定会合で日本銀行が長期金利の許容変動幅を修正したことなどを受け、金融政策の転換懸念や米国景気悪化懸念の高まりから下落の後、低調なまま年末を迎えました。さらに、米シリコンバレー銀行の破綻に端を発した欧米金融不安の急拡大を受け、リスク回避姿勢が強まったことから大幅な下落に転じました。しかし年度末にかけて、米国の金融当局による預金保護やスイスのクレディ・スイス・グループの信用不安に対する金融大手UBSによる買収やスイスの金融規制当局の救済策によって、金融システムへの不安が和らぎ日経平均株価は前期末に比べ0.8%上昇し28,041.48円で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、1兆5,012億円（注1）と前期末に比して3.6%減少しましたが、未来創生3号ファンドの追加設定等により、当連結会計年度における残高報酬（注2）は前期比1.3%増の127億35百万円となりました。さらに、成功報酬（注3）は、前期比69.8%減の3億64百万円となり、営業収益は前期比4.9%減の133億60百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比1.0%増の76億56百万円となりました。これは主にボーナス及びESOP関連費用が減少した一方で、専門家報酬及び旅費交通費が増加したことにより、結果として前期と同水準となりました。これらの結果、営業利益は前期比11.8%減の57億4百万円、経常利益は投資事業組合運用益の計上等により、前期比0.8%増の62億89百万円となりました。また、当社が保有する投資有価証券の一部売却による投資有価証券売却益が前期に比べて減少したことに加え、投資有価証券評価損についても前期に比べて減少したこと及び税金等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.1%増の45億21百万円となりました。

なお、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注4）は経常的経費の増加等により前期比2.5%減の60億5百万円（前期は61億57百万円）となりましたが、前期の過去最高値は超えられていないものの、収益体質は良好な水準が維持されております。

（注1）当連結会計年度末（2023年3月末）運用資産残高は速報値であります。

（注2）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

（注3）成功報酬には、株式運用実績から発生する報酬の他に、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受け一時的な報酬（アクイジションフィー）を含んでおります。

（注4）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ28億28百万円増加し、当連結会計年度末は220億28百万円（前期比14.7%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主たる要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは31億5百万円の収入（前期は26億61百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益66億27百万円、法人税等の支払額24億95百万円の計上等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは20億1百万円の収入（前期は11億80百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出11億83百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入22億54百万円、投資事業組合等の分配による収入11億84百万円の計上等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは24億8百万円の支出（前期は24億80百万円の支出）となりました。これは主に配当金の支払い24億19百万円、自己株式の取得による支出11億58百万円、自己株式の処分による収入8億45百万円の計上等があったことによるものです。

営業の実績

(1) 営業収益の実績

当社グループの連結営業収益の項目別内訳は以下のとおりです。

項目	前連結会計年度(2022年3月期)		当連結会計年度(2023年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
残高報酬	12,577	89.6%	12,735	95.3%
成功報酬(注)	1,208	8.6%	364	2.7%
その他	258	1.8%	260	2.0%
営業収益合計	14,043	100.0%	13,360	100.0%

(注) 成功報酬には、上場株式投資戦略211百万円(前期は605百万円)、再生可能エネルギー投資戦略からのアクイジションフィー114百万円(前期は356百万円)、再生可能エネルギーファンドが、投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬(前期は246百万円)、その他にかかる報酬38百万円が含まれております。

・残高報酬

残高報酬料率(ネット・ベース)の推移は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (2022年3月期)	当連結会計年度 (2023年3月期)
当社グループ残高報酬料率 (ネット・ベース)	0.69%	0.73%

(注) 残高報酬料率(ネット・ベース) = (残高報酬 - 残高報酬に係る支払手数料) ÷ 期中平均運用資産残高

・成功報酬

(株式運用ファンド関連)

成功報酬は、単純なケースでは過去のファンド計算期間末日の「一口当たり純資産価額」=「Net Asset Value Per Share」(以下、「NAVPS」と言います。)の最高値を、今ファンド計算期間末日のNAVPSと比較して、今ファンド計算期間末日のNAVPSの方が高かった場合に、値上がり部分に一定料率をかけて計算します(これを「ハイ・ウォーター・マーク方式」といいます)。

また、契約によっては、ベンチマークを一定以上上回った部分に一定料率をかけて計算するものもあります。

(再生可能エネルギーファンド関連)

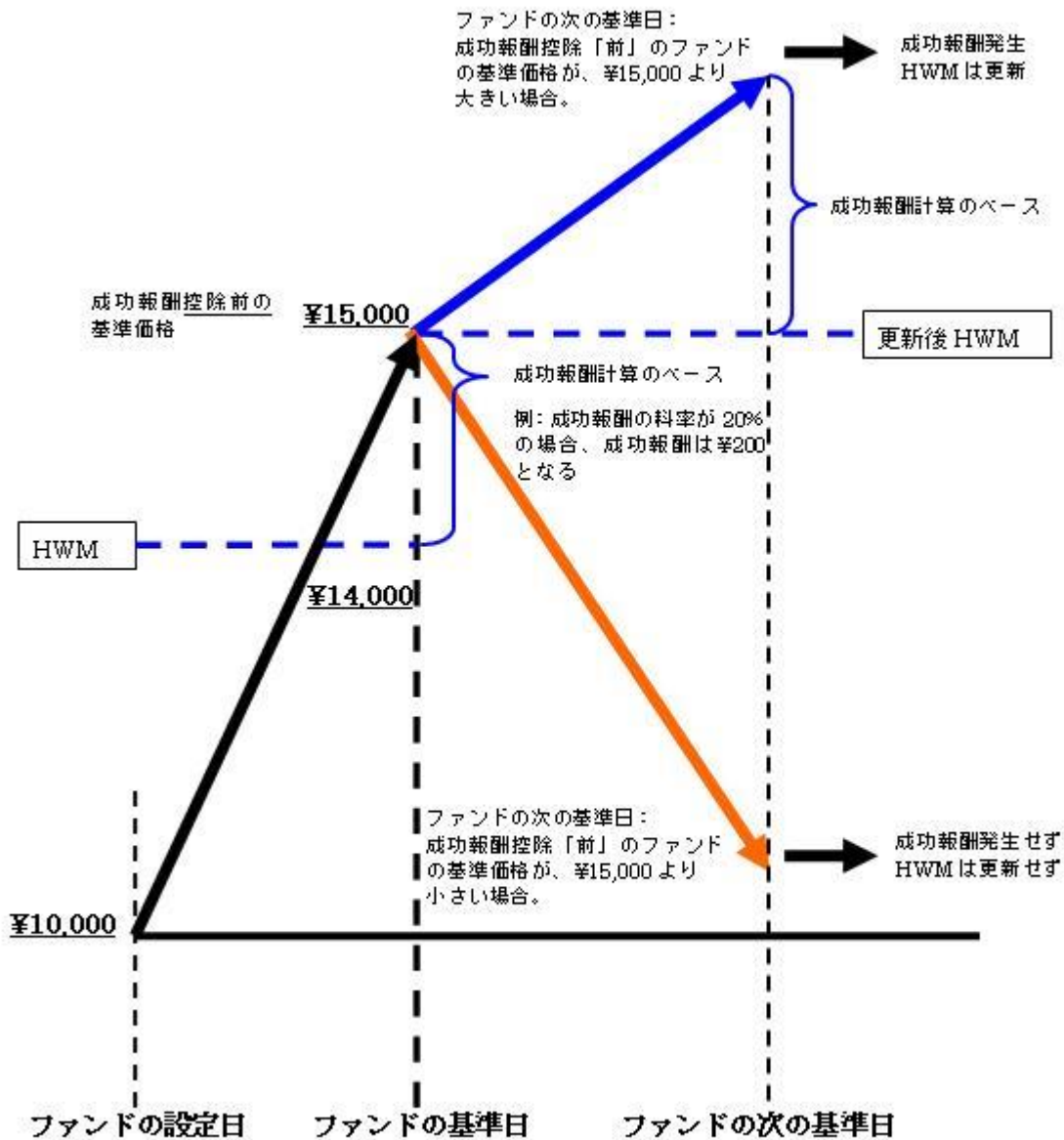
事業計画を策定、工事業者の選定・管理、固定価格買取制度の認定手続き、資金調達など、一連の発電所開発プロセスが成就した場合に、プロジェクトコストに一定料率を乗じた成功報酬(アクイジションフィー)を受領する場合があります。

また、当社子会社が運用する再生可能エネルギーファンド(グリーン・フィールド投資ファンド^(*))が投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合には、その売却益に一定料率を乗じた成功報酬を受領する場合があります。

なお、この売却に際しては、上記とは別の当社子会社が運営する再生可能エネルギーファンド(ブラウン・フィールド投資ファンド^(*))も売却先候補となりますが、その場合であっても、双方のファンドを運用する両子会社は、それぞれ適切な利益相反管理のもとで独立した意思決定を行っており、双方のファンドの投資家にとって、それぞれが最良の条件で譲渡取引を執行しております。譲渡価格の決定に際して外部評価機関の評価を利用しております。

(*)グリーン・フィールド投資ファンドとは、発電所の開発段階から運転開始までのフェーズに投資するファンドであります。また、ブラウン・フィールド投資ファンドとは、発電所の運転開始後のフェーズに投資するファンドであります。

絶対リターン追求型の運用に多いハイ・ウォーター・マーク（HWM）方式の成功報酬の仕組み



(注) 1 . 上記の図は成功報酬の仕組みを簡便に説明したもので、実際の成功報酬の体系及びファンドの基準価格の計算方法を厳密に説明しているものではありません。

(注) 2 . 上記では、説明の都合上、成功報酬の料率を便宜的に20%として計算しております。

(2) 運用資産残高の実績

以下の表は、当社グループの当期の運用資産残高の実績を示したものです。なお、日本円建て以外の運用資産残高を日本円に換算する際には、それぞれの時点における月末為替レートを用いております。

当社グループは、市場に影響されない安定的な投資戦略と収益性の高い投資戦略によるハイブリッドのビジネスモデルを強化・拡大して成長することを目指しており、現在「日本株式」、「OneAsia」、「実物資産」及び「プライベート・エクイティ」の投資戦略を4本の柱としております。

投資戦略別の四半期運用資産残高の推移

(単位：億円)

投資戦略	2022年6月	2022年9月	2022年12月	2023年3月
日本株式	9,416	9,542	9,334	9,532
OneAsia	895	781	834	900
実物資産	2,511	2,629	2,627	2,645
プライベート・エクイティ	1,937	1,946	1,955	1,933
合計	14,759	14,900	14,752	15,012

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2023年3月末運用資産残高は速報値となっております。

平均運用資産残高

(単位：億円)

	2022年3月期 連結会計年度	2023年3月期 連結会計年度
当社グループ合計	15,719	15,126

- (注) 1. 各期の月末運用資産残高の単純平均であります。
 2. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 2023年3月末運用資産残高は速報値となっております。

成功報酬付運用資産残高及び比率

会社名		2022年3月	2023年3月
当社グループ合計	残高(億円)	5,710	5,691
	比率(%)	36.7	37.9

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2023年3月末運用資産残高は速報値となっております。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、後述の「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当年度のグループ運用資産残高（AUM）は前年度末比3.6%減少して、1兆5,012億円（注1）となりましたが、残高報酬料率の高い投資戦略のAUMが増加したことで残高報酬は前年度比1億57百万円増加し、127億35百万円となりました。残高報酬の増加により、スパークスを支える土台は着実に強くなっております。成功報酬が減少したため営業利益は減少しておりますが、適切にコストコントロールを続けた結果、安定的に稼ぐ力である基礎収益（注2）は過去最高の水準を引き続き維持しております。また、新しい投資戦略等へのシード投資の役割を終えた投資有価証券を精査し、一部解約・償還したことが最終利益の増益に貢献しております。

日本株式を投資対象とする運用戦略及びアジア株式を投資対象とするOneAsia運用戦略は、当連結会計年度を通じて株式市場が不安定となりその影響を受け前連結会計年度末に比べ両運用戦略の運用資産残高は減少しました。不安定な環境のなか、パフォーマンスの良好なファンドを解約する動きもあり、年度の後半に資金純流出の状況となりましたが、日本株式中小型投資戦略は資金流入を伴い運用資産残高を増加させており、良好なパフォーマンスを維持しております。また、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行うなど、投資アイデアを共有することを続けており、韓国子会社ではパフォーマンスが向上し、韓国国内機関投資家からの資金流入という結果につながり始めております。私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、「日本株ならスパークス」、「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを幅広く認知いただくよう努めております。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は2,645億円の規模となっております。太陽光のみならず、風力・バイオマス発電所も安定稼働させており、これら発電所への投資による長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドも運用しております。ここ数年、これまで大企業等が主に自社のバランスシートで行ってきた再生可能エネルギー発電所への投資を見直し、再生可能エネルギー発電所を売却し流動化する動きが続いております。当社グループの運用するファンドではこの機をとらえて外部から発電設備を取得しており、投資家として適正な価格・リターンを評価しながら引き続き積極的に投資してまいります。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

プライベート・エクイティ投資戦略は、次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドが、1号ファンドに続き2号ファンドも順調に投資が進み、当連結会計年度に3号ファンドの募集が終了し、投資を進めております。当該運用戦略の運用資産残高は1,933億円まで成長しており、規模・質ともに日本で最大級のベンチャー投資の運用機関なることができましたと考えております。IPO等のイグジット案件も出ており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。これらのファンドについても質の高い投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを目指してまいります。

なお、経営成績の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）業績」に含めて記載しております。

（次期の見通し）

当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けるため将来の業績予想は難しいと認識しており、次期の見通しについての具体的な公表は差し控えていただきます。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

<資産の部>

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ22億41百万円増加し、393億82百万円となりました。主な増減内訳は、現金及び預金が28億28百万円の増加、投資有価証券が17億18百万円の減少となっております。

<負債の部・純資産の部>

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ5億19百万円増加し、133億35百万円となりました。主な増減内訳は、未払法人税等が5億17百万円の増加となっております。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ17億22百万円増加し、260億47百万円となりました。主な増減内訳は、利益剰余金が20億98百万円の増加、資本剰余金が3億2百万円の減少、その他有価証券評価差額金が1億81百万円の減少となっております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2) キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの投資を目的とした主な資金需要につきましては、シードマネー投資等によるものであります。

短期運転資金は自己資金を基本としており、シードマネー投資等につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金等の有利子負債の残高は94億40百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は220億28百万円となっております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	128,800,000
計	128,800,000

(注) 当社は2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、上記は株式併合後の株式数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月20日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	41,915,480	41,915,480	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100 株であります。
計	41,915,480	41,915,480	-	-

(注) 当社は2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、上記は株式併合後の株式数を記載しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年4月30日 (注) 1	3,600	209,567,900	2	8,585	0	128
2018年8月31日 (注) 2	1,000	209,568,900	0	8,585	0	128
2018年12月31日 (注) 3	2,500	209,571,400	0	8,585	0	129
2019年4月30日 (注) 4	6,000	209,577,400	1	8,587	1	130
2022年10月1日 (注) 5	167,661,920	41,915,480	-	8,587	-	130

(注) 1. 第8回、第11回新株予約権の行使

発行株数	3,600株
発行価格(第8回新株予約権分)	1円
(第11回新株予約権分)	1円
資本組入額(第8回新株予約権分)	1円
(第11回新株予約権分)	1円

2. 第11回新株予約権の行使

発行株数	1,000株
発行価格(第11回新株予約権分)	1円
資本組入額(第11回新株予約権分)	1円

3. 第11回新株予約権の行使

発行株数	2,500株
発行価格(第11回新株予約権分)	1円
資本組入額(第11回新株予約権分)	1円

4. 第11回新株予約権の行使

発行株数	6,000株
発行価格(第11回新株予約権分)	1円
資本組入額(第11回新株予約権分)	1円

5. 2022年6月10日開催の第33回定時株主総会決議により、2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は167,661,920株減少し、41,915,480株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	26	57	132	26	5,394	5,646	-
所有株式数 (単元)	-	51,385	2,730	64,955	58,456	518	237,963	416,007	314,780
所有株式数の 割合(%)	-	12.35	0.66	15.61	14.05	0.13	57.20	100.00	-

- (注) 1. 自己株式1,162,708株は、「個人その他」に11,627単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が所有する当社株式4,398単元及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式5,600単元は、「金融機関」に含まれております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式は、連結財務諸表において自己株式として表示しております。
3. 上記「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が40株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
阿部 修平	東京都品川区	15,573,720	38.51
株式会社阿部キャピタル	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	6,074,000	15.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,315,200	8.20
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM (常任代理人香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,634,655	4.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,250,500	3.09
CITIBANK UK LIMITED AS DEPOSITARY FOR QUILTER INVESTORS JAPANESE EQUITY FUND A SUB FUND OF QUILTER INVESTORS OEIC (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB UNITED KINGDOM (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	751,952	1.86
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) (常任代理人香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	616,600	1.52
清水 優	大阪府吹田市	500,400	1.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	439,820	1.09
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	392,940	0.97
計	-	30,549,787	75.54

(注1) 当社は、2023年3月31日現在自己株式を1,162,708株保有しております。

(注2) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)は「株式付与ESOP信託」導入に伴い設定された信託であります。また、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する株式のうち、560,000株は役員向け株式交付信託として信託されております。なお、当該株式は連結財務諸表上、自己株式として処理してあります。

(注3) 当社は2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、上記は株式併合後の株式数を記載しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,162,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,438,000	404,380	-
単元未満株式	普通株式 314,780	-	-
発行済株式総数	41,915,480	-	-
総株主の議決権	-	404,380	-

(注1)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が40株(議決権の数0個)、株式付与ESOP信託の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が保有する当社株式439,820株(議決権の数4,398個)及び役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式560,000株(議決権の数5,600個)が含まれております。

(注2)2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は167,661,920株減少し、41,915,480株となっております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スパークス・グループ 株式会社	東京都港区港南1丁 目2番70号	1,162,700	-	1,162,700	2.77
計	-	1,162,700	-	1,162,700	2.77

(注1)「自己名義所有株式数」及び「所有株式数の合計」の欄に含まれない単元未満株式が8株あります。なお、当該株式は、上表「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

(注2)株式付与ESOP信託の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)が所有する当社株式439,820株(1.05%)及び役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式560,000株(1.34%)は、上記自己株式に含めておりません。

(注3)2022年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、会社法第155条第7号に該当する普通株式及び会社法第155条第9号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年10月31日)での決議状況 (取得期間2022年11月1日～2023年1月31日)	200,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	177,100	299,925,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	22,900	74,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	11.5	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	11.5	0.0

(注)1. 2022年10月1日付の株式併合により生じた1株に満たない端数の処理につき、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買い取り(178株)が含まれております。買取単価は、買取日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,766	9,097,756
当期間における取得自己株式	260	373,660

(注)1. 2022年6月10日開催の第33回定時株主総会決議により、2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度における取得自己株式5,766株は株式併合後の株式数を記載してあります。

2. 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ESOP信託による当社及び当社子会社従業員への交付)	267,800	57	84,940	90
その他(株式併合による減少)	7,735,522	-	-	-
保有自己株式数	2,162,528	-	2,077,848	-

- (注) 1. 2022年6月10日開催の第33回定時株主総会決議により、2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度におけるその他(ESOP信託による当社及び当社子会社従業員への交付)267,800株は株式併合前の金額を記載しております。
2. 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。
3. 保有自己株式数には、当社保有の自己株式のほかに日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76095口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式が以下のとおり含まれております。
- 当事業年度 999,820株 当期間 914,880株

3【配当政策】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法等を総合的に勘案して行ってまいります。

当事業年度の配当金につきましては、引き続き安定した財務状態にあること及び基礎収益が増加していること等から、前事業年度の普通配当と同額（株式併合調整後）1株当たり60.0円の普通配当（連結配当性向52.9%）の配当を実施しております。

なお当社の剰余金の配当は、株主総会の決議により期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことに加え、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めており、配当回数については、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたしますが、現段階におきましては年1回の期末配当のみとなっており、今後におきましては経営環境等を総合的に勘案しながら中間配当を実施したいと考えております。また、内部留保金については、株主価値の向上につなげるべく、システムなどのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2023年6月9日 定時株主総会決議	2,445	60.0円

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、1989年の創業以来、「マクロはミクロの集積である」との投資哲学に基づく徹底したボトムアップ・アプローチによる投資を実践することで、多くのお客様の信頼を獲得すべく資産運用サービスをご提供しております。

今後も当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成することにより、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」ことで、「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」を実現できるよう努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ業務執行権限を大幅に委譲することによる業務執行の迅速化を通じて、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2020年6月9日開催の当社第31回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

<取締役会・取締役>

当社の取締役会は、経験豊富な以下の7名の取締役で構成されており、毎月一回開催の定例取締役会に加え、随時必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針の策定や特に重要な経営判断を行っております。

議長	地位	氏名	性別
	代表取締役社長 グループCEO グループCIO	阿部 修平	男性
	取締役	深見 正敏	男性
	監査等委員である社外取締役	木村 一義	男性
	監査等委員である社外取締役	能見 公一	男性
	監査等委員である社外取締役	中川 俊彦	男性
	監査等委員である社外取締役	箱田 英子	女性
	監査等委員である社外取締役	森下 公江	女性

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、経営責任をより明確にし、経営体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応し経営体制を機動的に構築することができるようになっております。監査等委員である取締役の任期は2年となっております。また、ガバナンス体制を強化するため、社外取締役5名を招聘することで、取締役会に独立かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図っております。

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は、以下の5名の社外取締役（うち4名は独立社外取締役）により構成されており、業務執行の適法性、妥当性の監視を行っております。

委員長	地位	氏名	性別
	監査等委員である社外取締役	木村 一義	男性
	監査等委員である社外取締役	能見 公一	男性
	監査等委員である社外取締役	中川 俊彦	男性
	監査等委員である社外取締役	箱田 英子	女性
	監査等委員である社外取締役	森下 公江	女性

<経営会議>

当社は、代表取締役、業務執行取締役及びグループ執行役員等により構成される経営会議を設置しており、取締役会から代表取締役社長に委任された重要な業務執行の決定等について審議しております。

議長	地位	氏名	性別
	代表取締役社長 グループCEO グループCIO	阿部 修平	男性
	取締役	深見 正敏	男性
	グループ執行役員 グループCFO	峰松 洋志	男性
	グループ執行役員	鈴木 剛	男性
	グループ執行役員	出路 貴規	男性
	グループ執行役員	谷脇 栄秀	男性

<指名・報酬委員会>

取締役及びグループ執行役員の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し当社の経営の透明性の確保に資することを目的とする指名・報酬委員会を設置しております。

委員長	地位	氏名	性別
	代表取締役社長 グループCEO グループCIO	阿部 修平	男性
	監査等委員である社外取締役	木村 一義	男性
	監査等委員である社外取締役	能見 公一	男性
	監査等委員である社外取締役	中川 俊彦	男性
	監査等委員である社外取締役	箱田 英子	女性

なお、次回開催の指名・報酬委員会において、監査等委員である社外取締役 木村一義氏が委員長に就任し、監査等委員である社外取締役 森下公江氏が新たに委員に就任する予定であります。

<その他>

その他、当社の支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引及び行為について審議を行い、当該取引及び行為の適切性の検証及び管理等を行う特別委員会、リスク調査の結果に基づき分析・評価しグループ横断的なリスク管理を行うためのグループリスク管理委員会、金融商品取引法等の諸法令・諸規則遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会、当社グループの気候変動リスク・機会への対処を含む責任投資原則の実践に係る事項を検討・審議するための責任投資委員会の他、取締役会の指定する事項について、その諮問内容に応じて調査、審議、立案、答申等を行う各種委員会を設置しております。また、海外子会社も含めたコンプライアンス担当者間で連絡を密にし、グローバルな視点からも業務執行に関する法令遵守及びリスク管理の検討を行っております。

特別委員会は以下の委員によって構成されております。

案件ごとに当社の独立社外取締役のうち取締役会が指名する者2名以上で構成いたします。委員長は委員の互選で決定いたします。

グループリスク管理委員会は以下の委員によって構成されております。

代表取締役
 内部管理担当役員
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
 グループ執行役員
 本部長
 リスク所管部室長
 内部監査室長
 委員長が必要と認めた者

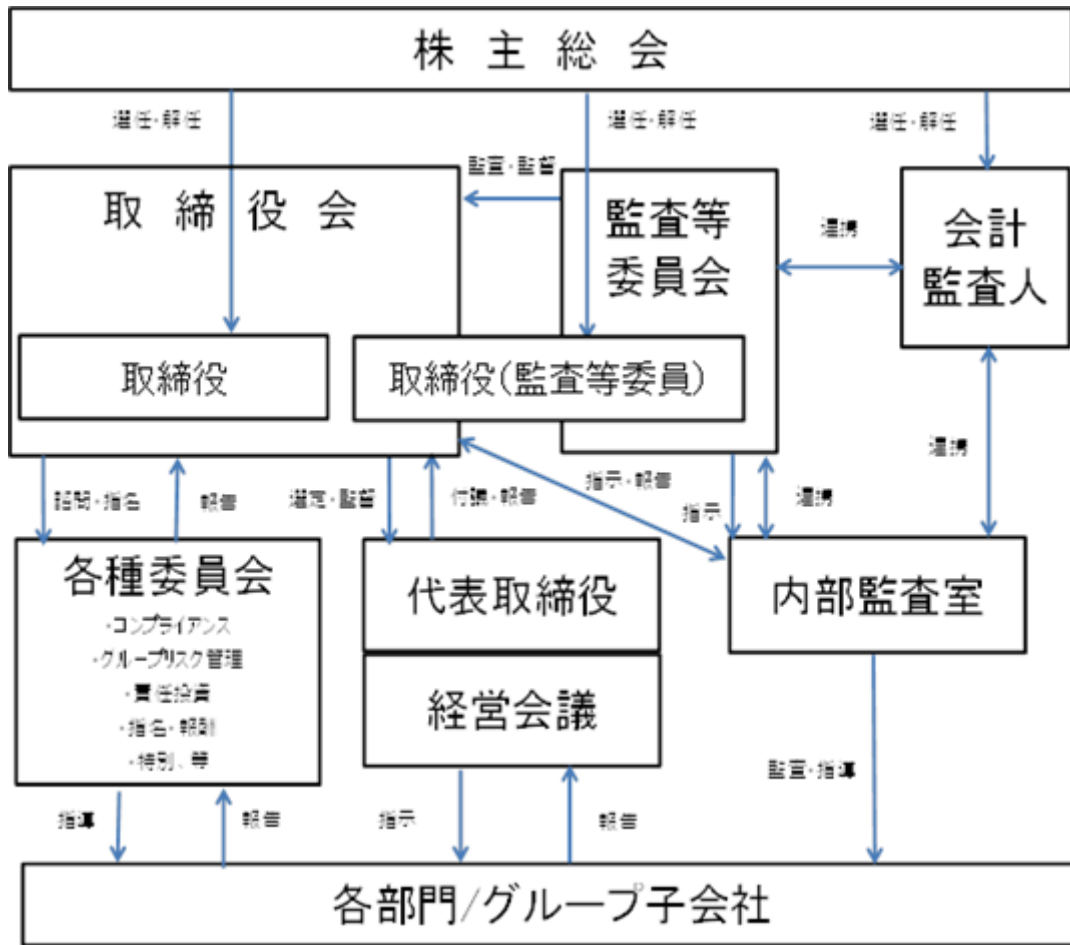
コンプライアンス委員会は以下の委員によって構成されております。

代表取締役
 内部管理担当役員
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
 グループ執行役員
 本部長
 内部監査室長
 リーガル&コンプライアンス室長
 委員長が必要と認めた者

責任投資委員会は以下の委員によって構成されております。

代表取締役
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
 グループ執行役員
 リーガル&コンプライアンス室長
 委員長が必要と認めた者

会社の機関及び内部統制システムは、概ね以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の有効性と効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、法令遵守の観点から、内部統制システムの充実に努めております。当社が定める「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（2023年4月20日改正）」は、以下の通りです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、意思決定及び業務執行の適法性、妥当性を監視する機能を強化し充実するため、独立した社外取締役を招聘してこれを構成する。また独立した社外取締役が構成員の過半数となる監査等委員会の監査等により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行う。

(2) 社外取締役のうち、証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を充たす者については、原則としてその届出を行う。

(3) 業務執行取締役は法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、業務執行取締役は年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令及び諸規則への理解を深める。

(4) 国内外の諸法規等を遵守するため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス部門を設け、法令等遵守の状況については、当該部門が主催する委員会での審議を経て定期的に取締役会にて報告する。

(5) 取締役の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長、ゼネラルカウンセラー及び監査等委員会事務局とし、外部窓口は法律事務所とすることにより、役職員から通報や相談を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報セキュリティ規程等に基づき、機密性レベルに応じた保存方法などの措置を定め、情報資産を保護する。なお、近年新たな脅威となっているサイバー攻撃については、別途定めたサイバーセキュリティ規程に基づき、防護する体制とする。

(2) 文書規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存・管理する。

株主総会議事録

取締役会議事録

監査等委員会議事録

その他文書規程及び経理規程に定める文書

(3) 取締役から閲覧の要請があった場合、担当部署はいつでも当該要請のあった文書、情報を閲覧又は謄写に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務執行取締役は、リスク管理体制構築の重要性に鑑み、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理体制を整備する。

(2) リスク管理担当部署は、リスクの把握と管理に努める。また、それらの結果を必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 取締役会は個々のリスクに対して、必要に応じて対応方針を審議し、適切な対策を講じる。

(4) 地震や風水害等の自然災害、或いは火事や停電、運用時や障害時等のシステム管理不良、サイバー攻撃等のセキュリティ事案等による被害に対しては、業務継続計画を予め整備し、事前対応に努めるとともに被害発生時の影響の極小化、迅速な復旧に備える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針や経営戦略等に関する経営上の重要な事項については、取締役会規程に基づいて協議を行い、決定する。また、業務執行取締役の権限及び責任の範囲については、組織規程及び業務分掌規程を定めることで、業務執行取締役が効率的に職務執行を行う体制を確保する。

(2) 事業展開における臨機応変な対応を可能とするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は一年とする。取締役は、意思決定に当たって善管注意義務が十分に果たされているかを相互に監視するとともに、効率性と健全性の確保に努める。

(3) 取締役会は毎月一回以上開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。月次の業績については、定例の取締役会にて報告され、レビューされる。

(4) 取締役会は、専門的な事項について調査、審議、立案、答申等を行う諮問機関として各種委員会を設置する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人は、法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、各種の会議等を通じ経営理念の浸透を図る。

(2) 社内規程は法令の改廃等に合わせ随時見直し改定するとともに、これを全社員に告知徹底する。また、全社員は入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令、諸規則及び社内規程への理解を深める。

(3) 国内外の諸法令及び社内規程を遵守するため、コンプライアンス部門が主催する委員会を設置してコンプライアンス体制を検証するとともに法令上の諸問題を調査、検討し、取締役会で対応方針を決定する。

(4) 社内で発生するコンプライアンスに関する諸問題は「インシデント・レポート」等により各部門からコンプライアンス部門及び内部監査部門に報告され、委員会で審議の後、取締役会及び監査等委員会に報告される。また、懲罰の要否を検討する必要がある場合には別途委員会において審議し、就業規則等に従い社内処分を行う。

(5) 使用人の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長、ゼネラルカウンセラー及び監査等委員会事務局とし、外部窓口は法律事務所とすることにより役職員から通報や相談を受ける。

(6) 取締役会直轄の内部監査部門が、使用人の職務の執行が諸法規、定款、社内規程及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、取締役会及び監査等委員会に対して報告する。

(7) 取締役会は、財務報告にかかる内部統制が有効に機能するよう、全社的な統制・IT統制・業務プロセス統制に関する統制活動の文書化、内部統制の評価、有効性の判断、不備の是正等の活動を逐次モニターする。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ各子会社の経営については、子会社管理規程に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告する。

(2) 取締役会は必要に応じて主要子会社の代表者から業務報告を直接受ける。

(3) 主要子会社において法令・諸規則を遵守するため、その規模や業態などに応じて、SPARX GROUP CODE OF ETHICS PROTOCOLに従い所定の事項を盛り込んだ各社ごとの社内規程を採択させる他、グローバルな視点から業務執行に関する法令遵守及びリスク管理を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務は内部監査部門が補助する。

(2) 内部監査部門に所属する使用人の異動、評価等人事全般の事項については監査等委員会の事前の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

(3) 監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた内部監査部門の使用人は、その指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとする。

8. 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社及び国内子会社においては、

(1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

(2) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、監査等委員会及び内部監査部門から、会社の業務及び財産の状況の報告を求められたときは、速やかにこれを報告する。

(3) 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況を定期的に監査等委員会に報告する。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（直接・間接を問わず）監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法の定めに基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査等委員会の監査等の環境整備の状況、監査等に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換する。

(2) 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を行い、連携して監査を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査の結果の報告を受ける。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、それぞれ連絡会議を開催する等により情報の共有に努める。

(3) 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要会議の議事録等を随時閲覧するとともに、必要に応じ、説明を求める。

(4) 監査等委員会は、当社グループ各社の監査業務にかかる情報共有、意見交換に努める。

12. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、所轄部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の経営者評価に関する基本原則」を策定し、取締役会が決定する年度基本方針に基づき、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備、運用並びに評価を行う。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額であります。これは社外取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額当社が負担しております。

・取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を5名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会等の活動状況

当事業年度における取締役会の活動状況は次のとおりであります。

開催時期	出席状況	主な議題
2022年4月	6名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置、規程制定及び関連規程改訂を決議 ・2022年度コンプライアンス・プログラム策定を決議及び2021年度実施報告 ・2022年度内部監査計画を決議 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年5月臨時	6名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・第33期事業報告、計算書類及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類を決議 ・2022年3月期連結決算短信を決議 ・第33回定時株主総会招集を決議 ・監査等委員会監査報告及び会計監査人選解任/再任審議結果の通知
2022年5月	6名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・国内無担保普通社債（セキュリティトークン社債）の発行及び当該社債発行に関する各種契約を決議 ・有価証券報告書訂正を決議 ・財務報告に係る内部統制の有効性に関する基本方針を決議 ・取締役会の実効性評価についての討議 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年6月臨時	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役及び役付取締役の選定を決議 ・株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長並びに代行順位を決議 ・取締役の担当を決議 ・取締役（監査等委員であるものを除く）報酬を決議 ・監査等委員会 委員長選任を報告
2022年6月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等を決議 ・コーポレート・ガバナンス報告書及びTCFDレポート改訂を決議 ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の一部改訂を決議 ・サステナビリティ基本方針制定を決議 ・マテリアリティ制定を決議 ・監査等委員会2022年度監査計画報告 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年7月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年7月臨時	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・役員株式交付規程新規制定及び年度目標設定、並びに株式交付規程改訂を決議 ・信託契約締結を決議 ・株式報酬制度導入に伴う第三者割当による自己株式処分を決議 ・2023年3月期 第1四半期連結決算承認
2022年8月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・財務報告に係る内部統制の有効性に関する基本方針を決議 ・D&O/E&O/サイバー保険更新を決議 ・AML/CFT態勢の整備・運用状況の適切性を報告 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年9月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年10月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りを決議 ・規程改訂（年次見直し）を決議 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年10月臨時	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月期 第2四半期連結決算承認 ・自己株式の取得を決議

2022年11月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・新規ビジネスに関する自己資金投資を決議 ・2023年3月期監査報酬等の承認 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2022年12月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・税務基本方針を決議 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2023年1月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2023年1月臨時	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月期 第3四半期連結決算承認 ・2023年3月期 期末配当を決議
2023年2月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・人事基本方針及び諸制度導入について討議 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告
2023年3月	8名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度予算、資金計画を決議 ・2022年度賞与支給(役員/従業員)、2023年度給与改定(役員/従業員)及び採用計画を決議 ・第34回定時株主総会における議案を決議 ・人権尊重に関する基本方針を決議 ・グループ事業計画進捗、グループ業績、訴訟関係及び各種委員会報告

また、取締役会の出席状況は次のとおりです。

議長	地位(2023年3月31日現在)	氏名	性別	出席状況
	代表取締役社長 グループCEO	阿部 修平	男性	17回/17回(100%)
	代表取締役副社長 グループCOO	深見 正敏	男性	17回/17回(100%)
	代表取締役専務 グループCIO	藤村 忠弘	男性	17回/17回(100%)
	専務取締役 グループCFO	峰松 洋志	男性	14回/14回(100%)
	監査等委員である社外取締役	木村 一義	男性	17回/17回(100%)
	監査等委員である社外取締役	能見 公一	男性	17回/17回(100%)
	監査等委員である社外取締役	中川 俊彦	男性	17回/17回(100%)
	監査等委員である社外取締役	箱田 英子	女性	14回/14回(100%)

(注) 2022年4月から2023年3月までに開催された取締役会は17回であり、峰松洋志氏及び箱田英子氏の就任以降開催された取締役会は14回となっております。

当事業年度における監査等委員会の活動状況は「(3) 監査の状況 監査等委員会監査の状況」に記載しております。

当事業年度における指名・報酬委員会の活動状況は「(4) 役員の報酬等 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項 c. 当事業年度における取締役の報酬等の決定に関する取締役会及び委員会等の活動」に記載しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 グループCEO グループCIO	阿部 修平	1954年 5月10日生	1981年 4月 株式会社野村総合研究所入所 1982年 4月 野村証券株式会社へ転籍 1985年 4月 アベ・キャピタル・リサーチ設立 代表取締役就任 1989年 6月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2005年 2月 Cosmo Asset Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) Director就任 2006年10月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月 同社代表取締役会長就任 2009年 6月 当社グループCIO就任 2010年 4月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社CEO就任 (現任) 2011年 4月 同社代表取締役社長就任 (現任) 当社グループCEO就任 (現任) 2013年 2月 Cosmo Asset Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) Director就任 2023年 4月 当社グループCIO就任 (現任)	注 2	15,573,720

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	深見 正敏	1961年 9月27日生	1984年 4月 野村証券株式会社入社 1997年11月 スパークス投資顧問株式会社 (現 スパークス・グループ株式 会社)入社 1998年 5月 スパークス証券株式会社へ転籍 2002年 6月 同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジメ ント投信株式会社(現 スパーク ス・グループ株式会社)取締役 (非常勤)就任 2006年10月 当社執行役員就任 2007年 6月 当社常務取締役就任 2008年 4月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社取締役就任 2008年10月 当社取締役就任 2009年 2月 スパークス証券株式会社代表取締 役社長就任 2010年 7月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社取締役就任 2012年 8月 スパークス・グリーンエナジー& テクノロジー株式会社代表取締役 就任 2014年 2月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社代表取締役就任 2014年 4月 スパークス・アセット・トラ スト&マネジメント株式会社代表取 締役社長就任 2014年 5月 当社取締役就任 2015年12月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社代表取締役常務執行 役員就任 2016年 1月 当社グループ執行役員就任 スパークス・アセット・トラ スト&マネジメント株式会社取締役 会長就任(現任) 2016年 5月 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任 2017年 4月 スパークス・グリーンエナジー& テクノロジー株式会社取締役会長 就任 2017年 6月 当社代表取締役就任 2019年 4月 当社代表取締役副社長就任 グル プDeputy CEO就任 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社代表取締役副社長就 任 スパークス・グリーンエナジー& テクノロジー株式会社取締役就任 2021年 4月 当社グループCOO就任 2022年 4月 スパークス・アセット・マネジメ ント株式会社 COO就任 2023年 4月 同社取締役就任(現任)	注 2	296,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	木村 一義	1943年11月12日生	1967年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社	注3	40,000
			1996年6月 同社取締役就任		
			2000年3月 同社取締役副社長就任		
			2001年1月 日興アセットマネジメント株式会社取締役副社長就任		
			2001年6月 同社取締役社長就任		
			2002年1月 同社取締役会長就任		
			2003年6月 日興アントファクトリー株式会社取締役会長就任		
			2004年3月 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ取締役会長就任		
			2005年6月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)取締役会長就任		
			2007年2月 株式会社日興コーディアルグループ代表取締役会長就任		
			2009年10月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)取締役会長就任		
			2010年4月 同社顧問就任		
			2011年6月 日立工機株式会社取締役就任		
			2012年4月 株式会社ラ・ホールディングス代表取締役会長兼社長就任 株式会社ビックカメラ顧問就任		
			2012年5月 株式会社ベスト電器取締役就任		
			2012年6月 当社監査役就任 スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) 大和ハウス工業株式会社社外取締役就任		
			2012年11月 株式会社ビックカメラ取締役就任 株式会社コジマ取締役就任		
			2013年2月 同社代表取締役会長就任		
			2013年9月 同社代表取締役会長兼社長 代表執行役員就任		
			2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)		
2020年8月 株式会社コジマ取締役就任					
2020年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長就任					
2023年3月 株式会社ワールドホールディングズ取締役就任(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	能見 公一	1945年10月24日生	1969年4月 農林中央金庫入庫 1999年6月 同金庫 常務理事就任 2002年6月 同金庫 専務理事就任 2004年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長就任 2006年6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長就任 2007年2月 同行代表取締役会長兼CEO就任 2009年7月 株式会社産業革新機構代表取締役兼社長CEO就任 2015年7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問就任(現任) 2016年3月 西本Wismetacホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2016年6月 コニカミノルタ株式会社社外取締役就任 2017年6月 当社社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) 2021年6月 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	注3	-
取締役 (監査等委員)	中川 俊彦	1951年9月30日生	1974年4月 野村證券株式会社入社 1997年6月 同社取締役就任 2001年5月 同社常務取締役就任 2001年6月 同社顧問就任 2001年7月 あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)常務執行役員就任 2008年4月 同社専務執行役員就任 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 2014年4月 オフィス中川代表就任 2014年11月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任 2015年4月 株式会社オフィス中川代表取締役就任(現任) 2015年6月 当社社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) あすか少額短期保険株式会社 社外監査役就任(現任)	注3	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	箱田 英子	1957年 5月25日生	1980年 4月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 1990年 4月 最高裁判所司法研修所 司法修習生 1992年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 2005年 1月 森・濱田松本法律事務所パートナー就任 2016年 1月 弁護士法人 森・濱田松本法律事務所代表社員就任 2019年 6月 株式会社キトー社外監査役就任 2022年 6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) 2022年12月 シミックホールディングス株式会社社外監査役(独立役員)就任(現任) 2023年 1月 森・濱田松本法律事務所 シニア・カウンセラー就任(現任)	注 3	-
取締役 (監査等委員)	森下 公江	1967年 8月18日生	1993年 4月 株式会社電通 入社 2001年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ジャパン 入社 2003年 5月 株式会社電通 入社 2016年10月 Dentsu Aegis Network China(中国グループ) Director of CEO Office 就任 2018年 7月 株式会社電通 電通イノベーションイニシアティブ イノベーション・インテリジェンス部 ゼネラル・マネージャー就任 2019年 3月 同社 グローバル・ビジネスセンター ネットワーク開発室長 兼 ネットワーク・ソリューション部 ゼネラル・マネージャー 就任 2019年 4月 電通アイソバー株式会社 取締役就任 カラ・ジャパン株式会社 取締役就任 アイブロスペクト・ジャパン株式会社 取締役就任 ビジウム・ジャパン株式会社 取締役就任 2020年 1月 Dentsu X Japan株式会社 取締役就任 2021年 6月 株式会社良品計画 執行役員就任 2022年 6月 公益財団法人日米教育交流振興財団 理事就任(現任) 2023年 4月 アサヒ飲料株式会社 顧問就任(現任) 2023年 6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任)	注 4	-
計					15,930,120

(注) 1. 取締役 木村一義、能見公一、中川俊彦、箱田英子及び森下公江は、社外取締役であります。
 2. 2023年 6月 9日開催の定時株主総会終結の時から 1年間
 3. 2022年 6月10日開催の定時株主総会終結の時から 2年間
 4. 2023年 6月 9日開催の定時株主総会終結の日から 2年間

社外役員の状況

当社の監査等委員である取締役 5名はいずれも社外取締役であります。

社外取締役の木村一義氏は、金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に加え他の業界でのマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図ると観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。当社と木村氏との間に利害関

係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

社外取締役の能見公一氏は、金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に加え他の業界での社外役員としての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。当社と能見氏との間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

社外取締役の中川俊彦氏は、金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。当社と中川氏との間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

社外取締役の箱田英子氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づく様々な業種に対する幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」によると、「顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当する。というわけではない。」とされているものの、箱田氏は、当社顧問弁護士事務所の弁護士であることから、保守的に独立役員としての届け出を行っておりません。

社外取締役の森下公江氏は、国内外を通じた広告業界における豊富なマーケティング業務経験・マネジメント経験、他の業界でのマネジメントとしての経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役に選任しております。当社と森下氏との間に利害関係はなく、東京証券取引所が定める独立性基準及び役員の属性についてのチェック項目に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役5名は全員監査等委員である社外取締役であり、監査等委員会は当該社外取締役5名で構成されています。

社外取締役は、主として取締役会に出席することを通じ、また代表取締役と会合を持ち、意見交換する他、必要に応じて監査部署その他社内各部署からの情報提供や連携を通じ、経営全般の監督・監視を行う体制としております。

内部監査室は、監査等委員会の事務局となっており、監査等委員会が効率的な監査を実施できる体制としております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の監査の状況

当社は2020年6月9日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会による監査は、経験豊富かつ独立性の強い社外取締役5名によって実施され、日常的監査業務の他に取締役会をはじめとする重要会議への出席・各種提言を通じ、業務執行の適法性・妥当性の監督を行います。

監査等委員会は、内部統制システムの運営状況の定期的な実施状況を確認し、また内部統制部門の管掌役員と協議をしております。また、監査法人との定期的な協議の中で監査法人より専門的且つ客観的な会計監査及び内部統制についての監査結果について説明を受け共有をしております。

監査等委員である取締役は代表取締役及び経営幹部と定期的に会合を持ち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社に対処すべき課題等について意見交換を行います。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
木村 一義	17回	17回
能見 公一	17回	17回
中川 俊彦	17回	17回
箱田 英子	14回	14回

(注) 2022年4月から2023年3月までに開催された監査等委員会は17回であり、箱田英子氏の就任以降開催された監査等委員会は14回となっております。

当事業年度に関連する監査等委員会は、以下の通り開催・議論しております。

開催時期	出席状況	主な議題
2022年4月	3名全員	<ul style="list-style-type: none"> 定時株主総会における監査等委員会監査報告の討議 監査上の主要な検討事項(KAM)の協議
2022年5月臨時	3名全員	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人との本決算講評に関する討議 定時株主総会監査等委員会監査報告の決議 株主総会における会計監査人の再任・選解任の決議 定時株主総会の上程議案、関連書類についての協議
2022年5月	3名全員	<ul style="list-style-type: none"> グループリスク管理委員会報告に関する討議 コンプライアンス委員会報告に関する討議 2022年3月期財務諸表に係る内部統制(JSOX)有効性評価に関する討議 2022年度内部監査計画に関する討議 公益通報者保護法改正(2022年6月1日施行)についての討議
2022年6月臨時	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 監査等委員会委員長及び議長選任の決議 監査等委員報酬の承認
2022年6月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度監査等委員会監査計画の決議 監査分担、監査スケジュールの決議
2022年7月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 2022年6月開催の他社株主総会の概要に関する討議 システムセキュリティに関する討議
2022年7月臨時	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 第1四半期決算に関する監査法人との討議 第1四半期決算短信に関する討議 2022年度監査法人監査計画に関する監査法人との討議 株式報酬制度導入に伴う第三者割り当てによる自社株処分についての討議
2022年8月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 2023年3月期財務報告に係る内部統制(JSOX)基本方針についての討議 グループリスク管理委員会報告に関する討議 コンプライアンス委員会報告に関する討議
2022年9月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 監査等委員と代表取締役社長との意見交換(経営・人材の承継について)
2022年10月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 監査等委員と代表取締役副社長との意見交換(事業展開について)
2022年10月臨時	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 第2四半期決算に関する監査法人との討議 第2四半期決算短信に関する討議
2022年11月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人監査報酬についての同意承認 グループリスク管理委員会報告に関する討議 コンプライアンス委員会報告に関する討議

開催時期	出席状況	主な議題
2022年12月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員と代表取締役社長との意見交換(経営・人材の承継について) ・ 2022年度内部監査報告についての討議 ・ グループビジネス概況
2023年1月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員と専務取締役との意見交換(非財務情報の開示、子会社管理等) ・ 監査法人の非保証業務の提供にあたっての同意承認
2023年1月臨時	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3四半期決算に関する監査法人との討議 ・ 第3四半期決算短信に関する討議
2023年2月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループリスク管理委員会報告に関する討議 ・ コンプライアンス委員会報告に関する討議 ・ サイバー攻撃の脅威とセキュリティ対策に関する討議
2023年3月	4名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員と代表取締役社長との意見交換(経営・人材の承継について) ・ 会計監査人の職務遂行に関する事項の照会の協議 ・ 定時株主総会における監査等委員会監査報告の討議

なお、毎月の監査等委員会において、グループビジネスの概況及び内部統制システムの整備・運用状況の確認について報告・討議をしております。

内部監査の状況

(当社における内部監査について)

- ・ 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査は内部監査室が担当し、取締役会に直属し組織上独立しており、室長1名及び室員1名で運営しております。

内部監査は、取締役会で承認された年度内部監査計画に基づき、業務監査、財務報告に係る内部統制の有効性の検証等を実施し、内部監査の結果については、遅滞なく内部監査報告書を作成し、取締役会に提出することを以て、経営に報告されます。

また、各年度内に実施した内部監査における指摘事項の改善状況について、フォローアップの監査等を行い、その結果を取締役に報告します。

- ・ 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査室は業務執行に係る業務状況・課題等を検証し、内部監査結果について取締役会及び監査等委員会へ報告を行い、内部統制部門とも協議、共有をします。

内部監査室は、監査等委員会と共に監査法人より専門的且つ客観的な会計監査及び内部統制についての監査結果について説明を受け共有しております。

- ・ 内部監査の実効性を確保するための取組み

内部監査室の室長の任免は取締役会の承認により行われます。また、内部監査室からの監査結果については、代表取締役のみならず、取締役会並びに監査等委員会に対しても直接報告を行っており、業務執行からの独立性を確保し、監査実施にあたり客観性が侵害されない態勢を整備しております。

また、内部監査室の監査対象は、当社を含むスパークス・グループ全体であるため、海外子会社および実物資産運用を含む多様かつ広範囲なビジネス・業務について、内部監査を実施しております。このため、必要に応じて外部専門家と協働し深度ある監査を実施しております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

- b. 継続監査期間

12年

- c. 業務を執行した公認会計士

櫻井 雄一郎

市川 克也

- d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他16名であります。

- e. 監査法人の選定の方針と理由

- 1) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不信任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

2) 監査等委員会による監査法人の評価及び選定の理由

監査等委員会は、監査法人の評価について、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針に基づき会計監査人の評価及び選定基準等に照らした上で、監査法人の品質管理、監査チーム体制、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査及び不正リスク等の評価基準項目について具体的に検討いたしました。

以上の評価をもとに審議の結果、EY新日本有限責任監査法人の職務遂行状況、独立性及び専門性について問題ないものと判断し、会計監査人の再任を決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	-	25	-
連結子会社	5	10	6	18
計	31	10	32	18

連結子会社における非監査業務の内容は、分別保管に関する内部管理体制検証業務、グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務及び受託業務に係る内部統制の整備状況の検証業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	19	0	23	0
計	19	0	23	0

連結子会社における非監査業務の内容は、法人税等の確定申告書のレビュー及び相談業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の規模、監査計画の妥当性、業界の特性等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積りの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等

a. 取締役の報酬等の決定に関する方針の内容及び決定方法

・方針の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、当社グループのミッション、ビジョンに共感し、“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を共有し、高い知見・見識を備え、優れた人間性を有する者が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて動機付けられるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、仕事のやりがい等の非金銭的なモチベーションも強く感じることで、できるような役員報酬制度を構築し、報酬等を決定しております。

具体的な報酬の構成としては、()固定報酬、()短期業績連動報酬（業績賞与）、()（中長期）業績連動型株式報酬の3つからなりますが、当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けることから、()固定報酬の割合を相対的に低く抑え、逆に()短期業績連動報酬及び()（中長期）業績連動型株式報酬の割合を相対的に高くすることでステークホルダーと利害が一致するよう努めております。具体的には、目標が概ね達成された場合にこの比率が3：7程度になるように報酬制度を設計しています。また、トータルとしての報酬水準は、報酬コンサルタントなど外部の第三者から提供を受けた東証プライム市場上場会社の役員報酬に関するデータや日本に所在する運用会社の役員報酬に関するデータなどを参考にして同業他社に比して魅力的で、優秀な人材を惹きつけるに足る市場競争力ある水準となるよう留意しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。定款第18条第1項により員数は5名以内）の報酬限度額は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会において年額15億円以内（使用人分給与を除く）と決議いただいておりますが、当該報酬限度額とは別に、業績連動型株式報酬の上限度額は、2022年6月10日開催の第33回定時株主総会において、2023年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの4事業年度に対して18億円以内と決議いただいております。

役員報酬の支給対象者の重大な不正・違反行為や会計上の重大な誤りといった一定の事象が明らかになった場合には、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会の決議により、当該支給対象者に対して役員報酬の全部又は一部の返還を求めることが出来るというクローバック条項を定めています。なお当該対象者には、既に退任した役員を含め、また当該対象となる役員報酬には、既に支給済のものを含めて重大な不正・違反行為に係る報酬及び会計上の重大な誤りがあった事業年度に係る報酬の全部又は一部としています。

()固定報酬

当社は持株会社であり、当社の取締役にと主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループの事業子会社役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬等は、グループ全体に対する職責等に応じて各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、当該固定報酬は、12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

()（短期）業績連動報酬（業績賞与）

当社グループ業績に関する計数の状況を分析し、更に株主への還元総額や内部留保額、来期以降の経営環境や経営計画・資金計画、業績見通しなど総合的に勘案した上で、前年度賞与支給実績との比較等から、年度グループ利益の一定割合をグループ全役職員の賞与原資として決定します。合わせて、その賞与原資に占める取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与配分割合も決定します。

次に、下記当社グループの重要な経営指標の目標と実績を比較する他、グループ業務執行への貢献度合い、個人目標の達成度合い等、役位別担当業務別に評価ウェイトを変え、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の評価を定量及び定性の両面から行います。

- ・効率性：ROE
- ・安定性：基礎収益力
- ・収益性：営業利益
- ・最も基本的な経営指標：AUM純流入額

最後に上記評価に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績賞与額を決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）が兼務する事業子会社において業績賞与を支給します。なお、当該業績賞与は翌年度初めに金銭にて支給しております。

()（中長期）業績連動型株式報酬

当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとし、また取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、中長期目標の達成度合いおよび個人目標の達成度合いに応じて、当社株式を交付する株式報酬制度を導入しております。なお当該報酬に関する中長期目標や役位別に異なる株式付与マトリックスについても、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して取締役会において決議しております。

また当該報酬は、交付する株式数の前提となるポイント数を、株式付与マトリックスに従って連結会計年度末に算出した後、実際の株式交付まで3年間の留保期間を設けており、当該留保期間に、当社グループの各種規則に定める遵守事項及び義務に違反する行為を行ったことが判明した場合、取締役を解任された場合には支給されないこと等から、株主などステークホルダーとの利害が中長期的に一致した報酬であると考えております。

なお、代表取締役社長については、すでに保有株式数が一定以上に達していることから、当該報酬の支給対象に含まれておりません。

b. 取締役の報酬等の決定権限を有する者の名称とその権限の内容及び範囲

取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会における諮問を経て、取締役会で各取締役の報酬等の額を決定しております。

取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役（以下「委員」という。）で構成され、その過半数は独立社外取締役でなければならず、この独立社外取締役とは、当社の社外取締役のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされているものをいうと定めています。具体的には、社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長及び全ての社外取締役が委員として参加しております。

また、指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して助言・提言を行います。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）候補者の選任および解任に関する株主総会議案、グループ執行役員候補者の選任および解任に関する取締役会議案

(2) 前号を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止

(3) その他、取締役候補者の選任および取締役の解任ならびにグループ執行役員候補者の選任およびグループ執行役員の解任に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

(4) 取締役およびグループ執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

(5) 取締役およびグループ執行役員の個人別の報酬等の内容

・ 額が確定しているもの 個人別の額

・ 額が確定していないもの 個人別の具体的な算定方法

・ 金銭でないもの 個人別の具体的な内容

(6) 前2号を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止

(7) その他、取締役およびグループ執行役員の報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

当社の社外取締役は、企業経営者としての経験および他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する資本市場からの期待について深い見識を有しており、建設的な議論がなされております。

c. 当事業年度における取締役の報酬等の決定に関する取締役会及び委員会等の活動

取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、全ての社外取締役が委員として参加しております。当社の社外取締役は、企業経営者としての経験及び他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する資本市場からの期待について深い見識を有しており、建設的な議論がなされております。

「a. 取締役の報酬等の決定に関する方針の内容及び決定方法」の内容については、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会において全て議論され、その結論を取締役に於て決議しております。

なお、当事業年度に関連する指名・報酬委員会は、以下の通り開催・議論しております。

開催時期	出席状況	主な議題
2022年6月	4名(1名欠席)	<ul style="list-style-type: none"> ・指名報酬委員会規程の一部改定について ・委員長の選任 ・役員報酬規程の制定について ・「報酬の基本方針」について ・新年度の中長期株式報酬(ESOP)のポイント付与マトリックスについて
2022年7月	4名(1名欠席)	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度の中長期株式報酬(ESOP)のポイント付与マトリックスについて ・役員に対する株式報酬制度導入に伴う第三者割当による自己株処分について
2022年10月	5名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役/執行役員の個人別目標設定の確認について ・ボードサクセッションについて ・来年度の体制について
2023年1月	5名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・賞与決定プロセスについて ・賞与原資の算出方法及び現案について ・役員の年度目標について ・ESOPにおける個人評価に対する委員会の関与について
2023年2月	5名全員	<ul style="list-style-type: none"> ・賞与原資について ・役員の評価、短期業績連動報酬(賞与)について ・中期業績連動報酬(ESOP)について ・新年度新経営体制について ・各役員の固定報酬について

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当社は持株会社であり、当社の監査等委員である取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として固定報酬額のみとしております。また、グループの事業子会社の監査役を兼務する当社の監査等委員である取締役の報酬等は、持株会社である当社における固定報酬額に加え、兼務する事業子会社における監査役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	左記のう ち、非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く)	36	36	0	-	-	4
監査等委員(社外取締役を除 く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	31	31	-	-	-	4

- (注) 1. 上記以外に、当事業年度において、社内役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は197百万円であり、そのうち92百万円は固定報酬、105百万円は業績連動報酬であります。
2. 上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は5百万円であり、その全額は固定報酬であります。
3. 上記には使用人兼務取締役の使用人分に関する報酬は含んでおりません。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
 該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	9	728	9	722
非上場株式以外の株式	1	39	1	38

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	- (38)
非上場株式以外の株式	2	-	10

(注) 「評価損益の合計額」の()は、外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投信投資顧問業を営む会社の連結財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入や会計基準設定主体等の行う研修への参加のほか、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル等を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	19,199	22,028
前払費用	245	262
未収入金	971	949
未収還付法人税等	22	814
未収委託者報酬	1,048	918
未収投資顧問料	965	1,334
預け金	203	203
その他	67	83
流動資産計	22,723	26,594
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	161	168
工具、器具及び備品(純額)	190	199
機械及び装置(純額)	1,421	1,386
車両運搬具(純額)	10	10
土地	74	206
リース資産(純額)	1,140	1,98
建設仮勘定	-	20
有形固定資産合計	789	981
無形固定資産		
ソフトウェア	9	15
借地権	-	4
無形固定資産合計	9	19
投資その他の資産		
投資有価証券	2,12,155	2,10,437
長期貸付金	910	810
差入保証金	74	75
長期前払費用	86	117
退職給付に係る資産	18	20
繰延税金資産	373	327
投資その他の資産合計	13,619	11,788
固定資産計	14,418	12,788
資産合計	37,141	39,382

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	-	2,000
1年内償還予定の社債	-	343
未払手数料	184	158
未払金	1,526	1,334
未払法人税等	438	955
預り金	82	136
株式給付引当金	57	90
長期インセンティブ引当金	13	2
役員株式給付引当金	-	18
その他	268	300
流動負債計	4,571	7,340
固定負債		
長期借入金	7,000	5,000
株式給付引当金	434	389
長期インセンティブ引当金	123	10
役員株式給付引当金	-	95
繰延税金負債	454	212
その他	232	286
固定負債計	8,245	5,995
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	30	30
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	12,816	13,335
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,587	8,587
資本剰余金	2,555	2,252
利益剰余金	14,787	16,886
自己株式	3,685	3,634
株主資本合計	22,244	24,091
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	889	708
為替換算調整勘定	1,188	1,245
退職給付に係る調整累計額	0	0
その他の包括利益累計額合計	2,079	1,955
非支配株主持分	0	0
純資産合計	24,324	26,047
負債・純資産合計	37,141	39,382

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,922	5,397
投資顧問料	7,188	7,263
その他営業収益	932	699
営業収益計	14,043	13,360
営業費用及び一般管理費	7,578	7,656
営業利益	6,464	5,704
営業外収益		
受取利息	23	57
受取配当金	4	2
為替差益	55	62
投資事業組合運用益	-	509
持分法による投資利益	-	20
補助金収入	18	-
雑収入	15	33
営業外収益計	118	685
営業外費用		
支払利息	65	73
社債発行費	-	19
支払手数料	2	4
投資事業組合運用損	160	-
持分法による投資損失	101	-
雑損失	11	2
営業外費用計	341	100
経常利益	6,241	6,289
特別利益		
投資有価証券売却益	663	388
特別利益計	663	388
特別損失		
投資有価証券売却損	-	11
投資有価証券評価損	560	38
特別損失計	560	50
税金等調整前当期純利益	6,345	6,627
法人税、住民税及び事業税	2,211	2,168
法人税等調整額	62	61
法人税等合計	2,274	2,106
当期純利益	4,070	4,521
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	4,070	4,521

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	4,070	4,521
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	626	181
為替換算調整勘定	140	57
退職給付に係る調整額	1	0
その他の包括利益合計	487	124
包括利益	3,583	4,396
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,583	4,396
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,587	2,555	13,116	3,549	20,709
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	168	-	168
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,587	2,555	12,948	3,549	20,541
当期変動額					
剰余金の配当			2,231		2,231
親会社株主に帰属する当期純利益			4,070		4,070
自己株式の取得				249	249
株式付与ESOP信託による自己株式の処分				114	114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,839	135	1,703
当期末残高	8,587	2,555	14,787	3,685	22,244

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,276
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	168
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,108
当期変動額						
剰余金の配当						2,231
親会社株主に帰属する当期純利益						4,070
自己株式の取得						249
株式付与ESOP信託による自己株式の処分						114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	626	140	1	487		487
当期変動額合計	626	140	1	487	-	1,216
当期末残高	889	1,188	0	2,079	0	24,324

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,587	2,555	14,787	3,685	22,244
当期変動額					
剰余金の配当			2,422		2,422
親会社株主に帰属する当期純利益			4,521		4,521
自己株式の取得				1,154	1,154
自己株式の処分		302		1,148	845
株式付与ESOP信託による自己株式の処分				57	57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	302	2,098	51	1,846
当期末残高	8,587	2,252	16,886	3,634	24,091

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	889	1,188	0	2,079	0	24,324
当期変動額						
剰余金の配当						2,422
親会社株主に帰属する当期純利益						4,521
自己株式の取得						1,154
自己株式の処分						845
株式付与ESOP信託による自己株式の処分						57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	181	57	0	124		124
当期変動額合計	181	57	0	124	-	1,722
当期末残高	708	1,245	0	1,955	0	26,047

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,345	6,627
減価償却費	195	180
株式給付引当金の増減額(は減少)	128	45
長期インセンティブ引当金の増減額(は減少)	83	123
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	114
受取利息及び受取配当金	28	59
支払利息	65	73
支払手数料	2	4
為替差損益(は益)	128	24
持分法による投資損益(は益)	101	20
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	663	376
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	560	38
投資事業組合運用損益(は益)	160	509
未収入金の増減額(は増加)	235	11
未収委託者報酬・未収投資顧問料等の増減額(は増加)	60	236
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	54	229
預り金の増減額(は減少)	76	53
その他	373	50
小計	6,325	5,620
利息及び配当金の受取額	28	45
利息の支払額	65	64
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	3,627	2,495
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,661	3,105
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付金の増減額(は増加)	100	100
固定資産の増減額(は増加)	9	304
投資有価証券の取得による支出	4,074	1,183
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,571	2,254
投資事業組合等の出資金の払戻による収入	75	17
投資事業組合からの分配による収入	214	1,184
その他	57	65
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,180	2,001
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	-	980
社債の償還による支出	-	656
配当金の支払額	2,228	2,419
自己株式の取得による支出	252	1,158
自己株式の処分による収入	-	845
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,480	2,408
現金及び現金同等物に係る換算差額	264	130
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	735	2,828
現金及び現金同等物の期首残高	19,935	19,199
現金及び現金同等物の期末残高	19,199	22,028

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

SPARX Overseas, Ltd.
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
SPARX Asia Capital Management Limited
SPARX Asia Investment Advisors Limited
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社
スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社
スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社
その他3社

SPARX Capital Investments, Inc.については、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

SPARX Global Investments (Myanmar)Co., Ltd.
スパークス・バイオ燃料株式会社
上記2社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数及び名称

持分法適用の関連会社数 2社
持分法適用の関連会社の名称
株式会社シグマアイ
野村スパークス・インベストメント株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

SPARX Global Investments (Myanmar)Co., Ltd.
スパークス・バイオ燃料株式会社
上記2社は、いずれも小規模であり、各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SPARX Asia Capital Management Limitedを含む4社の決算日は12月31日であり、SPARX Overseas, Ltd.の決算日は9月30日、そのほか1社の決算日は11月30日です。

上記のうち11月30日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表等を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また12月31日及び9月30日を決算日とする連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表等を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外もの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～20年
工具、器具及び備品	3～10年
機械及び装置	17～22年
車両運搬具	6年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ 長期インセンティブ引当金

国内子会社の役員等に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく当社の役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、一部の在外子会社における役職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務に比して年金資産の方が大きいことから、連結貸借対照表上は退職給付に係る資産として記載しております。

費用処理されていない数理計算上の差異等の未認識額は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ロ 成功報酬（株式運用）

成功報酬（株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ハ 成功報酬（アキュイジションフィー）

成功報酬（アキュイジションフィー）は、再生可能エネルギー発電事業を行う合同会社との契約に基づく匿名組合出資又は融資実行に要する支援を収益計上の履行義務として認識しており、合同会社への匿名組合出資又は

融資の実行の都度、資金調達額に一定の料率を乗じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

二 成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却した場合の成功報酬）

成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）は、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を報酬として受領しており、当該時点で収益を認識しておりません。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動についてリスクのない定期預金等としております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、投資信託等については、時価の算定日における基準価額等を用いて時価を算定することといたしました。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・ 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式付与ESOP信託)

グループ従業員(当社及び当社子会社5社(スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社及びスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社、以下「グループ子会社」という。)の従業員)に業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ESOP信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第30号(平成27年3月26日)の指針に従って会計処理を行っております。

取引の概要

本制度は、予めグループ子会社が定めた株式交付規程に基づき、一定の要件を満たしたグループ従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。グループ子会社は、従業員に対し当社グループの業績や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるグループ従業員の意思が反映される仕組みであり、経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度527百万円及び493,380株、当連結会計年度470百万円及び439,820株であります。なお、前連結会計年度の株式数は株式併合後の株式数を記載しております。

(役員向け株式交付信託)

当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く、以下、「取締役」という。)に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2023年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度の間在任する当社取締役にに対して行います。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則としてポイント付与の3年後です。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部の自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、845百万円及び560,000株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
建物及び構築物	320百万円	351百万円
工具、器具及び備品	371百万円	404百万円
機械及び装置	189百万円	225百万円
車両運搬具	6百万円	6百万円
リース資産	129百万円	187百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式等)	283百万円	303百万円

3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。
 金融商品取引責任準備金・・・金融商品取引法第46条の5

(連結損益計算書関係)

営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払手数料	1,672百万円	1,671百万円
給料及び賞与	3,084百万円	3,034百万円
株式給付引当金繰入額	128百万円	41百万円
長期インセンティブ引当金繰入額	8百万円	8百万円
役員株式給付引当金繰入額	- 百万円	13百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	53百万円	62百万円
組替調整額	791百万円	376百万円
税効果調整前	845百万円	314百万円
税効果額	218百万円	132百万円
その他有価証券評価差額金	626百万円	181百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	140百万円	57百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1百万円	0百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1百万円	0百万円
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	1百万円	0百万円
その他の包括利益合計	487百万円	124百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	209,577,400	-	-	209,577,400
合計	209,577,400	-	-	209,577,400
自己株式				
普通株式(注)	9,737,210	962,000	533,100	10,166,110
合計	9,737,210	962,000	533,100	10,166,110

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加962,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少533,100株は、株式付与ESOP信託が自己株式を処分したことによるものであります。
3. 株式付与ESOP信託が所有する当社株式が、当連結会計年度期首株式数に3,000,000株、当連結会計年度末株式数に2,466,900株含まれております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月8日 定時株主総会	普通株式	2,231	11.00	2021年3月31日	2021年6月9日

(注) 2021年6月8日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与ESOP信託に残存する自社の株式に対する配当金33百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月10日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,422	12.00	2022年3月31日	2022年6月13日

(注) 2022年6月10日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与ESOP信託に残存する自社の株式に対する配当金29百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	209,577,400	-	167,661,920	41,915,480
合計	209,577,400	-	167,661,920	41,915,480
自己株式				
普通株式（注）2. 3.	10,166,110	182,866	8,186,448	2,162,528
合計	10,166,110	182,866	8,186,448	2,162,528

（注）1. 普通株式の発行済株式数の減少は、2022年 6月10日開催の第33回定時株主総会決議により、2022年10月 1日付で普通株式 5株につき 1株の割合で株式併合を行ったことによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち、177,100株は、当事業年度における取締役会決議による自己株式の取得、5,588株については単元未満株の買取請求、178株については株式併合に伴う端数株式の買取りによるものであります。普通株式の自己株式の株式数の減少のうち、267,800株は、当事業年度において、株式付与ESOP信託が自己株式を処分したことによるものであり、7,918,648株は、2022年 6月10日開催第33回定時株主総会決議により、2022年10月 1日付で普通株式 5株につき 1株の割合で株式併合を行ったものであります。

3. 株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式が、当連結会計年度期首株式数に2,466,900株、当連結会計年度末株式数に999,820株含まれております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年 6月10日 定時株主総会	普通株式	2,422	12.00	2022年 3月31日	2022年 6月13日

（注）1. 2022年 6月10日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与ESOP信託に残存する自社の株式に対する配当金29百万円が含まれております。

2. 2022年10月 1日付で普通株式 5株につき 1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年 6月 9日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,445	60.00	2023年 3月31日	2023年 6月12日

（注）2023年 6月 9日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式に対する配当金59百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	19,199百万円	22,028百万円
現金及び現金同等物	19,199百万円	22,028百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い債券及び預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については主として銀行借入によっております。また、デリバティブは金利等によるリスクの回避に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主にファンドへのシードマネー、投資事業有限責任組合や投資証券への出資です。ファンドは市場価格のある有価証券であることから、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

借入金のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動リスクをヘッジするため、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、4 会計方針に関する事項、(7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	7,566	7,566	-
(2) 未収入金	971	971	-
(3) 未収委託者報酬	1,048	1,048	-
(4) 未収投資顧問料	965	965	-
(5) 長期貸付金	910	910	-
資産計	11,462	11,462	-
負債			
(1) 短期借入金	2,000	2,000	-
(2) 未払手数料	184	184	-
(3) 未払金	1,526	1,526	-
(4) 未払法人税等	438	438	-
(5) 長期借入金	7,000	6,977	22
負債計	11,149	11,127	22
デリバティブ取引(*5)	-	-	-

当連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 投資有価証券	5,877	5,877	-
その他有価証券	5,877	5,877	-
(2) 未収入金	949	949	-
(3) 未収還付法人税等	814	814	-
(4) 未収委託者報酬	918	918	-
(5) 未収投資顧問料	1,334	1,334	-
(6) 長期貸付金	810	810	-
資産計	10,703	10,703	-
負債			
(1) 短期借入金	2,000	2,000	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000	-
(3) 1年内償還予定の社債	343	343	-
(4) 未払手数料	158	158	-
(5) 未払金	1,334	1,334	-
(6) 未払法人税等	955	955	-
(7) 長期借入金	5,000	4,985	14
負債計	11,792	11,777	14
デリバティブ取引(*5)	-	-	-

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	730	712

(*3)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は3,847百万円、前連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は3,858百万円であります。

(*4)長期貸付金は、貸付金の種類ごとに算定した同様の新規貸付を行った場合に想定される利率を貸付時の利率とほぼ等しく設定していること及び約2年以内に回収できる見込みであることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと判断し、当該帳簿価額によっております。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	19,199	-	-	-
未収入金	971	-	-	-
未収委託者報酬	1,048	-	-	-
未収投資顧問料	965	-	-	-
長期貸付金	-	910	-	-
合計	22,185	910	-	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	22,028	-	-	-
未収入金	949	-	-	-
未収委託者報酬	918	-	-	-
未収投資顧問料	1,334	-	-	-
長期貸付金	-	810	-	-
合計	25,230	810	-	-

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	2,000	-	-	5,000	-
リース債務	42	44	32	16	-	-
合計	2,042	2,044	32	16	5,000	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,000	-	-	-	-	-
長期借入金	2,000	-	-	5,000	-	-
リース債務	46	34	16	0	-	-
合計	4,046	34	16	5,000	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	38	-	-	38
資産計	38	-	-	38

（注） 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は7,528百万円であります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	39	-	-	39
投資信託	-	5,305	-	5,305
投資証券	-	-	531	531
資産計	39	5,305	531	5,877

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収入金	-	971	-	971
未収委託者報酬	-	1,048	-	1,048
未収投資顧問料	-	965	-	965
長期貸付金	-	910	-	910
資産計	-	3,895	-	3,895
短期借入金	-	2,000	-	2,000
未払手数料	-	184	-	184
未払金	-	1,526	-	1,526
未払法人税等	-	438	-	438
長期借入金	-	6,977	-	6,977
負債計	-	11,127	-	11,127

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収入金	-	949	-	949
未収還付法人税等	-	814	-	814
未収委託者報酬	-	918	-	918
未収投資顧問料	-	1,334	-	1,334
長期貸付金	-	810	-	810
資産計	-	4,826	-	4,826
短期借入金	-	2,000	-	2,000
1年内返済予定の長期借入金	-	2,000	-	2,000
1年内償還予定の社債	-	343	-	343
未払手数料	-	158	-	158
未払金	-	1,334	-	1,334
未払法人税等	-	955	-	955
長期借入金	-	4,985	-	4,985
負債計	-	11,777	-	11,777

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。投資証券は、割引現在価値法等により評価し、その時価をレベル3の時価に分類しております。

未収入金、未収還付法人税等、未収委託者報酬及び未収投資顧問料

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、未払手数料、未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定性的情報

当社において、レベル3の時価に分類される金融商品は、第三者から入手した価格を基に算定した価格を使用しているものであるため、記載を省略しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	有価証券及び投資有価証券
	その他有価証券
	投資証券
期首残高	-
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上	-
その他の包括利益に計上	32
購入及び売却	
購入	-
売却	-
レベル3時価への振替	-
レベル3時価からの振替	-
その他(注)	498
期末残高	531
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	-

(注)(会計方針の変更)に記載のとおり、当該投資証券については、時価の算定日における基準価額等を用いて算定することとなったため、当該調整表に含めております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、全て第三者から入手した価格を使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,489	4,150	1,338
	小計	5,489	4,150	1,338
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	38	50	12
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	2,038	2,180	141
	小計	2,076	2,231	154
合計		7,566	6,381	1,184

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	4,990	4,162	828
	小計	4,990	4,162	828
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	39	50	10
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	846	894	48
	小計	886	945	59
合計		5,877	5,107	769

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,571	663	-
合計	2,571	663	-

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,254	388	11
合計	2,254	388	11

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等について、前連結会計年度560百万円、当連結会計年度38百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価格のない株式等は、帳簿価額に対して実質価額が50%超下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2)金利関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(3)株式関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2)金利関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	2,000	2,000	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	2,000	-	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3)株式関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の在外子会社は、役職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。当該確定給付制度においては、退職者の給与と勤務年数に基づき、年金又は一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	75百万円	54百万円
勤務費用	11	8
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	0	1
退職給付の支払額	35	6
その他	1	0
退職給付債務の期末残高	54	58

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	81百万円	73百万円
期待運用収益	2	3
数理計算上の差異の発生額	1	1
事業主からの拠出額	17	26
退職給付の支払額	28	23
その他	2	1
年金資産の期末残高	73	79

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	54百万円	58百万円
年金資産	73	79
	18	20
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18	20
退職給付に係る負債	-	-
退職給付に係る資産	18	20
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18	20

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	11百万円	8百万円
利息費用	2	2
期待運用収益	2	3
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	11	8

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	1百万円	0百万円
その他	0	0
合計	1	0

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未認識過去勤務費用	- 百万円	- 百万円
未認識数理計算上の差異	3	3
合計	3	3

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
債券	45.6%	47.9%
株式	-	-
現金及び預金	2.0	7.8
その他	52.4	44.3
合計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、役職員の予測残存勤務期間における格付けAAの社債利回りを考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
割引率	4.2%	5.4%
長期期待運用収益率	3.3%	4.2%
予定昇給率	3.0%	3.0%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3月31日)	当連結会計年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金 (注)	353百万円	322百万円
連結子会社への投資に係る一時差異	224	224
未払費用否認	279	256
未払事業税	53	67
株式給付引当金否認	154	185
長期インセンティブ引当金否認	41	4
投資有価証券評価損否認	481	502
その他有価証券評価差額金	54	18
その他	226	243
繰延税金資産小計	1,869	1,824
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	353	322
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,098	1,002
評価性引当額小計	1,452	1,324
繰延税金資産合計	417	499
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	471	338
その他	26	45
繰延税金負債合計	497	384
繰延税金資産及び負債の純額	80	114

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2022年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金 (2)	32	40	36	38	66	139	353
評価性引当額	32	40	36	38	66	139	353
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(2)	40	36	38	66	41	99	322
評価性引当額	40	36	38	66	41	99	322
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
同族会社の留保金課税	-	
海外子会社の税率差異等	1.9	
評価性引当額の増減	2.5	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	
持分法による投資損益	0.5	
地方税繰越欠損金の期限切れ	0.5	
税率変更による差異	0.0	
外国子会社からの配当に係る源泉税等	-	
税額控除	-	
その他	1.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8	

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
残高報酬(注1)	12,577百万円	12,735百万円
成功報酬(株式運用)(注2)	605	211
成功報酬(アキュジションフィー)(注3)	356	114
成功報酬(再生可能エネルギーファンドが投資 対象である発電所を売却して譲渡益が発生する 場合に受領する報酬)(注4)	246	-
成功報酬(その他)(注5)	-	38
その他	258	260
合計	14,043	13,360

(注1) 残高報酬のうち、当連結会計年度においては、委託者報酬にかかるものが5,189百万円、投資顧問料にかかるものが7,221百万円、その他営業収益にかかるものが324百万円それぞれ含まれております。前連結会計年度においては、委託者報酬にかかるものが5,500百万円、投資顧問料にかかるものが6,759百万円、その他営業収益にかかるものが317百万円それぞれ含まれております。

(注2) 成功報酬(株式運用)のうち、当連結会計年度においては、委託者報酬にかかるものが208百万円、投資顧問料にかかるものが3百万円それぞれ含まれております。前連結会計年度においては、委託者報酬にかかるものが422百万円、投資顧問料にかかるものが183百万円それぞれ含まれております。

(注3) 成功報酬(アキュジションフィー)は、連結損益計算書上、その他営業収益に計上されております。

(注4) 成功報酬(再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬)のうち、前連結会計年度においては、投資顧問料にかかるものが246百万円含まれております。

(注5) 成功報酬(その他)のうち、当連結会計年度においては、投資顧問料にかかるものが38百万円含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	ケイマン	アイルランド	韓国	その他	合計
10,339	218	1,567	91	1,826	14,043

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	韓国	香港	合計
630	84	74	789

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,086	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	ケイマン	アイルランド	韓国	その他	合計
10,351	86	1,342	51	1,528	13,360

(注) 1. 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

2. 当連結会計年度において、より適切な表示の観点から、「欧州」に含めて表示しておりました「アイルランド」を独立掲記し、「欧州」に含まれているその他の項目を「その他」に含めております。前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	韓国	香港	合計
868	62	50	981

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,221	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	609.90円	655.21円
1株当たり当期純利益金額	101.89円	113.37円

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の普通株式の期中平均株式数は前連結会計年度497,470株、当連結会計年度790,148株であります。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式付与ESOP信託及び役員向け株式交付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は前連結会計年度493,380株、当連結会計年度999,820株であります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、2022年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	4,070	4,521
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	4,070	4,521
普通株式の期中平均株式数(株)	39,952,521	39,877,028

- (注) 5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	24,324	26,047
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	0	0
(うち新株予約権(百万円))	(-)	(-)
(うち非支配株主持分(百万円))	(0)	(0)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	24,324	26,046
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	39,882,258	39,752,952

(重要な後発事象)
(投資有価証券売却益)

当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、下記のとおり投資有価証券売却益を特別利益に計上することとなりました。

1．投資有価証券売却益の発生時期

2023年5月19日

2．投資有価証券の売却理由

新しい投資戦略等へのシード投資を精査し、役割を終えた投資有価証券について売却を実行することで、資産の効率化及び財務体質の健全化を図るため。

3．投資有価証券売却の内容

- (1) 売却資産の種類 当社保有の投資有価証券1銘柄
- (2) 売却益 1,109百万円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
スパークス・グループ(株)	第1回無担保セキュリティ トークン社債(注)1	年月日 2022.6.23	-	343 (343)	2.5	なし	年月日 2023.6.23
合計	-	-	-	343 (343)	-	-	-

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
343	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,000	2,000	0.23	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	2,000	0.77	-
1年以内に返済予定のリース債務	42	46	3.26	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,000	5,000	0.81	2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	93	50	4.20	2024年~2025年
合計	9,136	9,097	-	-

(注)1.「平均利率」については、借入金及びリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.リース債務の平均利率については、一部の連結子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、当該リース債務については平均利率の計算に含めておりません。

3.長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	-	5,000	-
リース債務	34	16	0	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	3,362	6,710	9,980	13,360
税金等調整前四半期(当期) 純利益額(百万円)	1,569	3,450	4,678	6,627
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	1,070	2,275	3,122	4,521
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	26.80	56.97	78.23	113.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.80	30.17	21.25	35.17

(注) 当社は、2022年10月1日付けで普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,434	10,357
未収入金	2,395	782
未収還付法人税等	-	814
前払費用	101	62
短期貸付金	120	130
その他	0	6
流動資産計	8,051	12,153
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	0	0
土地	68	68
有形固定資産合計	68	68
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	11,572	9,798
関係会社株式	7,142	6,976
その他の関係会社有価証券	320	291
長期貸付金	910	940
差入保証金	21	21
その他	84	112
投資その他の資産合計	20,052	18,140
固定資産計	20,120	18,208
資産合計	28,172	30,362

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,000	2,000
1年内返済予定の長期借入金	-	2,000
1年内償還予定の社債	-	343
未払金	738	699
未払法人税等	200	-
その他	34	29
流動負債計	2,973	5,072
固定負債		
長期借入金	7,000	5,000
繰延税金負債	452	203
その他	95	120
固定負債計	7,548	5,324
負債合計	10,521	10,397
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,587	8,587
資本剰余金		
資本準備金	130	130
その他資本剰余金	3,157	2,854
資本剰余金合計	3,288	2,985
利益剰余金		
利益準備金	966	1,209
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,609	10,136
利益剰余金合計	8,575	11,345
自己株式	3,685	3,634
株主資本合計	16,765	19,283
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	885	682
評価・換算差額等合計	885	682
純資産合計	17,650	19,965
負債・純資産合計	28,172	30,362

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
関係会社業務受託収入	1 576	1 564
投資事業組合管理収入	6 2,728	2,446
その他業務受託収入	1 82	1 84
営業収益計	3,386	3,094
営業費用及び一般管理費	1, 2 3,424	1, 2 3,174
営業損失()	37	79
営業外収益		
受取利息	8	8
受取配当金	1 4,162	1 4,472
投資事業組合運用益	-	510
雑収入	9	25
営業外収益計	4,180	5,016
営業外費用		
支払利息	61	60
社債利息	-	9
社債発行費	-	19
支払手数料	2	4
為替差損	13	17
投資事業組合運用損	156	-
雑損失	9	0
営業外費用計	243	111
経常利益	3,899	4,826
特別利益		
投資有価証券売却益	663	388
子会社清算益	-	5 193
特別利益計	663	581
特別損失		
投資有価証券売却損	-	11
投資有価証券評価損	3 560	3 38
関係会社株式評価損	4 663	4 55
特別損失計	1,223	105
税引前当期純利益	3,339	5,302
法人税、住民税及び事業税	165	216
法人税等調整額	4	106
法人税等合計	169	110
当期純利益	3,170	5,191

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	8,587	130	3,157	3,288	743	6,893	7,637	3,549	15,962	
当期変動額										
剰余金の配当					223	2,454	2,231		2,231	
当期純利益						3,170	3,170		3,170	
自己株式の取得								249	249	
株式付与ESOP信託による自己 株式の処分								114	114	
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	223	715	938	135	802	
当期末残高	8,587	130	3,157	3,288	966	7,609	8,575	3,685	16,765	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	1,517	1,517	17,480
当期変動額			
剰余金の配当			2,231
当期純利益			3,170
自己株式の取得			249
株式付与ESOP信託による自己 株式の処分			114
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）	632	632	632
当期変動額合計	632	632	170
当期末残高	885	885	17,650

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	8,587	130	3,157	3,288	966	7,609	8,575	3,685	16,765	
当期変動額										
剰余金の配当					242	2,664	2,422		2,422	
当期純利益						5,191	5,191		5,191	
自己株式の取得								1,154	1,154	
自己株式の処分			302	302				1,148	845	
株式付与ESOP信託による自己 株式の処分								57	57	
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	302	302	242	2,527	2,769	51	2,517	
当期末残高	8,587	130	2,854	2,985	1,209	10,136	11,345	3,634	19,283	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	885	885	17,650
当期変動額			
剰余金の配当			2,422
当期純利益			5,191
自己株式の取得			1,154
自己株式の処分			845
株式付与ESOP信託による自己 株式の処分			57
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）	202	202	202
当期変動額合計	202	202	2,314
当期末残高	682	682	19,965

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法を採用しております。

(投資事業組合等への出資)

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 関係会社業務受託収入

関係会社業務受託収入は、当社の一部子会社について、契約に基づき、一部の業務を受託しており、一定の期間にわたって、費用発生額（一部を除く）に一定の料率をマークアップした金額を報酬として受領しているため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらの収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入は、当社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合について、契約に基づき、管理する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。また、再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却して譲渡益が発生する場合には、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を成功報酬として受領しており、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、一部の投資信託等については、時価の算定日における基準価額等を用いて時価を算定することといたしました。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式付与ESOP信託)

株式付与ESOP信託に関する注記については、連結財務諸表「注記事項」(追加情報)に同一の内容が記載しているため、注記を省略しております。

(役員向け株式交付信託)

役員向け株式交付信託に関する注記については、連結財務諸表「注記事項」(追加情報)に同一の内容が記載しているため、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未収入金	1,759百万円	151百万円
未払金	634百万円	629百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
関係会社業務受託収入	576百万円	564百万円
その他業務受託収入	9百万円	12百万円
支払手数料	2,728百万円	2,446百万円
受取配当金	4,160百万円	4,470百万円

2 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度19%、当事業年度22%であります。
 営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払手数料	2,760百万円	2,478百万円
給料及び賞与	327百万円	357百万円
事務委託費	109百万円	158百万円

3 投資有価証券評価損

実質価額が著しく下落し、その回復可能性があるとは認められない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものであります。

4 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社SPARX Overseas, Ltd.及びSPARX Asia Capital Management Limitedに対するものであります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社SPARX Overseas, Ltd.に対するものであります。

5 子会社清算益

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

子会社清算益は、連結子会社SPARX Capital Investments, Inc.に対するものであります。

6 投資事業組合管理収入

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

損益計算書の「投資事業組合管理収入」には再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に、その売却益に一定料率を乗じて算出される成功報酬が245百万円含まれております。

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券
 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,773	6,607
関連会社株式	369	369
その他の関係会社有価証券	320	291

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損否認	5,926百万円	5,943百万円
投資有価証券評価損否認	480	495
未確定債務否認	18	17
貸倒損失否認	48	45
繰越欠損金	257	238
その他有価証券評価差額金	54	17
その他の税務調整項目	251	251
繰延税金資産小計	7,036	7,008
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	257	238
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,762	6,647
評価性引当額小計	7,020	6,885
繰延税金資産合計	16	122
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	468	326
繰延税金負債合計	468	326
繰延税金負債の純額	452	203

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.9	0.9
地方税繰越欠損金の期限切れ	0.8	-
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の増減	9.6	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	38.1	25.8
税額控除	-	0.0
連結納税適用による差異	0.1	0.0
税率変更による差異等	0.0	0.0
その他	2.9	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0	2.1

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
(投資有価証券売却益)

当社が保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、下記のとおり投資有価証券売却益を特別利益に計上することとなりました。

1．投資有価証券売却益の発生時期

2023年5月19日

2．投資有価証券の売却理由

新しい投資戦略等へのシード投資を精査し、役割を終えた投資有価証券について売却を実行することで、資産の効率化及び財務体質の健全化を図るため。

3．投資有価証券売却の内容

- (1) 売却資産の種類 当社保有の投資有価証券 1 銘柄
- (2) 売却益 1,109百万円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
車両運搬具	6	-	-	6	6	-	0
土地	68	-	-	68	-	-	68
有形固定資産計	74	-	-	74	6	-	68
無形固定資産							
ソフトウェア	0	-	-	0	0	0	0
無形固定資産計	0	-	-	0	0	0	0

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は、当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 (http://www.sparx.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第33期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
2022年6月24日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2022年6月24日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第34期第1四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
2022年8月10日関東財務局長に提出
（第34期第2四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）
2022年11月11日関東財務局長に提出
（第34期第3四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
2023年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第33期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
2023年6月9日関東財務局長に提出
事業年度（第31期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2023年6月9日関東財務局長に提出
事業年度（第30期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2023年6月9日関東財務局長に提出
事業年度（第29期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
2023年6月9日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号
2023年5月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）
2023年6月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号
2023年6月20日関東財務局長に提出
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自2022年10月1日 至2022年10月31日）2022年11月11日関東財務局長に提出
報告期間（自2022年11月1日 至2022年11月30日）2022年12月9日関東財務局長に提出
報告期間（自2022年12月1日 至2022年12月31日）2023年1月10日関東財務局長に提出
報告期間（自2023年1月1日 至2023年1月31日）2023年2月10日関東財務局長に提出
- (6) 訂正発行登録書（社債）
2023年5月19日関東財務局長に提出
2023年6月12日関東財務局長に提出
2023年6月20日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月20日

スパークス・グループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 克也

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパークス・グループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2023年3月31日現在、連結貸借対照表において「投資有価証券」10,437百万円を計上している。当該残高には、投資法人への投資531百万円、市場価格のない非上場株式712百万円及び投資事業組合等への出資3,847百万円が含まれている。</p> <p>会社は、投資法人への投資については、投資法人の資産運用会社が提供する時価情報を基に評価している。</p> <p>非上場株式の評価については、投資先の財政状態が悪化し、株式の実質価額が著しく下落した場合には、取得価額を実質価額まで減額する処理を行っている。また、上記の非上場株式については、実質価額に超過収益力を加味している。会社は、取得時に把握した超過収益力が決算日に存続しているか否かを評価する際には、取得時の投資先の事業計画の達成状況、事業計画の基礎となる指標の状況及び将来の業績に関する見通しを総合的に勘案して検討している。</p> <p>また、上述の投資事業組合等を構成する投資事業有限責任組合、匿名組合等の評価について、入手可能な直近の決算書に基づき純損益の持分相当額を純額で当期の損益に取り込んでいる。投資事業有限責任組合等の直近の決算日後、投資事業有限責任組合等の投資先の財政状態もしくは経営成績に重大な影響を与えるような事実が発生していると経営者が判断する場合には、当該投資事業有限責任組合等が保有する投資の減損の要否の判断に影響があるため評価の見直しが必要となる。</p> <p>これらの投資有価証券の評価においては、非上場株式の場合の直接の投資先及び投資事業組合等の最終投資先の財務情報等の入手に困難を伴うこと、投資先から入手するキャッシュフロー等の見積りに基づく超過収益力について経営者による主観的な判断を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、投資有価証券の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計上の見積りの合理性を評価するために、経営者が投資有価証券の評価を行う際に使用する見積手法、仮定及びデータを理解するため、経営者への質問及び関連する文書の閲覧を実施した。 ・ 投資有価証券の評価に関する経営者の評価プロセスの有効性を評価するために、関連する内部統制を識別し、その整備運用状況を検討した。 ・ 投資法人への投資について、投資法人の直近の監査済決算書及び試算表を入手し、その財務内容、投資明細及び投資法人における最終投資先に対する評価方法を把握した。 ・ 投資法人への投資の評価額を検討するため、投資法人の最終投資先の市場価格や投資法人の資産運用会社が提供する時価情報との照合、及び最終投資先の財政状態や経営成績に重大な影響を与えるような事実の有無を公表情報との照合により把握した。また、投資法人の財政状態や経営成績に重大な影響を与えるような事実の有無を公表情報との照合を実施した。 ・ 非上場株式の投資先の直近の決算書及び試算表を入手し、その財務内容を検討した。 ・ 非上場株式の投資先の財務状況について、投資先の事業計画やその進捗状況を把握し、将来の業績に関する見通しについて担当者との協議した。 ・ 会社が作成した非上場株式の投資先の評価資料について、その裏付けとなる資料や公表情報との照合や担当者への質問を実施し、超過収益力の有無の判断過程を検討した。 ・ 投資事業組合等の評価の妥当性を検討するために、投資事業組合等の最終投資先の評価がその裏付けとなる評価資料に基づいて適切に計算され、当該計算結果が当該投資事業組合等の財務諸表に反映されていることを確かめた。 ・ 投資事業組合等の持分相当額を純額で当期の損益に取り込んでいることを検討するため、投資事業組合等の直近の決算書を入手して財務内容を分析し、財務数値の裏付けとなる資料との照合や担当者への質問を実施し、再計算を行った。 ・ 非上場株式の投資先、投資事業組合等及び投資事業組合等の最終投資先の財政状態もしくは経営成績に重大な影響を与えるような事実が発生していないか、公表情報との照合や担当者への質問を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スパークス・グループ株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、スパークス・グループ株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月20日

スパークス・グループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 克也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパークス・グループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券の評価

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（投資有価証券の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。